

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に関する報告	1

## 監 査 公 表

### 監査公表第4号

令和2年3月31日

高知県監査委員 明神 健夫  
同 黒岩 正好  
同 奥村 陽子  
同 植田 茂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人齊藤章から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（令和元年度包括外部監査結果報告書）のとおり公表する。

## 令和元年度 包括外部監査結果報告書

県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について

令和2年3月

高知県包括外部監査人

齊藤 章

目次

第1. 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	3
(1) 選定した特定の事件	3
(2) 包括外部監査対象期間	3
3. 事件を選定した理由	4
4. 包括外部監査の方法	4
(1) 監査の要点	4
(2) 主な監査手続	5
(3) 監査の対象	5
(4) 監査の結果の表記方法	6
5. 本報告書における表記について	6
6. 包括外部監査人補助者	6
7. 包括外部監査の実施期間	6
8. 利害関係	6
第2. 県教育委員会の概要	7
1. 県教育委員会の組織	7
(1) 教育委員会制度	7
(2) 組織図	7
(3) 分掌事務	8
2. 平成30年度予算	12
(1) 課別の予算の概要	12
(2) 基本方向別の予算の概要	13
第3. 教育施策に関する計画	14
1. 教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版）及び第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）	14
(1) 教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版）の概要	14
(2) 第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）の概要	14
(3) 基本理念、基本目標、取組の方向性、施策の基本方向	15
(4) 進捗状況のチェック	19
2. 県立高等学校再編振興計画	20
(1) 再編振興計画の基本的な考え方	20

(2) 前期実施計画	24
(3) 後期実施計画	27
3. 高知県立特別支援学校再編計画	33
(1) 第一次計画－知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校－	33
(2) 第二次計画－病弱特別支援学校－	34
(3) 高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会	36
4. 高知県立学校施設長寿命化計画	36
(1) 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等	36
(2) 県立学校施設を目指すべき姿	38
(3) 学校施設の実態	38
(4) 学校施設整備の基本的な方針等	41
(5) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	42
(6) 長寿命化の実実施計画	43
第4. 高知県の県立学校の概要	45
1. 県立学校の概要	45
(1) 県立学校の種類、名称、分布	45
(2) 県立学校の定員及び生徒数の状況	46
(3) 教職員数	49
第5. 包括外部監査の結果及び意見	50
1. 計画	50
(1) 第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）（基本計画）	50
(2) 県立高等学校再編振興計画（再編振興計画）	61
(3) 高知県立学校施設長寿命化計画（長寿命化計画）	64
2. 働き方改革	65
(1) 働き方改革の必要性について	65
(2) 監査の結果及び意見	67
3. 業務の効率化	71
(1) 業務効率化の必要性	71
(2) 監査の結果及び意見	71
4. 県立学校事務	73
(1) 全般	73
(2) 高知農業高等学校	75
(3) 岡豊高等学校	82
(4) 高知南高等学校・中学校	86
(5) 高知海洋高等学校	93
(6) 須崎総合高等学校	99
(7) 日高特別支援学校	104

第6. 総括意見	107
1. 基本理念を重視した事務の執行について.....	107
2. 基本目標の評価について.....	108
3. 働き方改革及び業務の効率化について.....	109
(1) 働き方改革の重要性.....	109
(2) 働き方に関する教職員の意識改革等について.....	109
(3) 業務の効率化について.....	110
4. 大局的な視点に基づく施設の維持・管理について.....	111
(1) 南海トラフ地震への対応について.....	111
(2) 長寿命化改修工事の早期実施について.....	111
(3) 適正な学校規模の維持について.....	112
5. 終わりに.....	112

## 第1. 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

#### (1) 選定した特定の事件

県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について

#### (2) 包括外部監査対象期間

平成30年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）。

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とした。

### 3. 事件を選定した理由

教育に関しては、学校施設を維持したうえで多くの教職員を雇用する必要があり、一般的に多額の予算を必要とする。平成30年度の高知県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）の一般会計予算も932億円に上っており、予算執行に関する有効性、経済性・効率性が求められる。また、「教育の充実と子育て支援」は、県勢浮揚の重要政策の一つとされており、県教育委員会の所管する県立学校が果たす役割が重視されている。

一方で、社会保障人口問題研究所の報告によると、人口減少、特に若者の人口が減少することが見込まれていることから、県立学校の統廃合を計画的に実施していく必要がある。

また、近年、働き方改革の名のもと残業時間の短縮が求められる状況にあるが、学校の教職員は県教育委員会に提出する書類の作成や部活動の対応等のために割かれる時間が多く、残業時間の削減が進んでいないといわれている。残業時間の削減が進まない状況が継続すると、教職員の精神的・肉体的疲労につながり、生徒に向き合う時間が確保できなくなる結果、教育の質の低下につながることになる。「教育の充実と子育て支援」を実効性のあるものとするためにも、教育現場における働き方改革の推進は必須である。

さらには、他団体での不正事例を受けて、学校徴収金の徴収・管理の適正化が求められており（文部科学省平成30年2月9日通知）、学校徴収金の事務についても重要な監査要点となっている。

以上の点を勘案すると、県教育委員会所管の県立学校の財務事務の執行及び運営管理について、合规性、有効性、経済性・効率性の観点から、適切に執行されているかを検討することは有意義であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

### 4. 包括外部監査の方法

#### (1) 監査の要点

##### ① 法令等に対する合规性

県立学校に関する財務事務が、法令等に従っているかという観点からの監査である。ここでいう「法令等」の中には、高知県や県教育委員会、各県立学校等が定めた規則、規定、ルール等も含まれる。

##### ② 事業目的達成のための有効性

県立学校に関する財務事務が、その目的を達成し、また、効果をあげているかという観点からの監査である。事業の有効性の観点から、県が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルが十分に機能しているかについての観点も重要となる。

##### ③ 事務・事業の実施に関する経済性・効率性

県立学校に関する財務事務の遂行について、より少ない予算でできないか（経済性）、または、費用に見合った成果が得られているか、同じ費用でより大きな成果が得られないか（効率性）という観点からの監査である。なお、経済性・効率性が悪化している場合には、その原因についても分析した上で、改善策を提案する必要がある。

上記の監査要点の他に、人手不足の社会環境及び働き方改革等、現代社会に要求されている視点より、将来の県立学校の健全な財務事務の継続の観点から検討を行った。

**(2) 主な監査手続**

## ① 関係者からの状況聴取（ヒアリング）

監査対象とした各部局等の責任者及び担当者に対して、業務概要及び事業ごとの事業費の内容、資産管理状況等についてヒアリングを実施し、上記の監査要点から問題となる事務はないか検討するとともに、個別に検証すべき監査対象を抽出した。

## ② 関係書類の閲覧、照合、分析

監査対象とした事務関係書類を閲覧し、関連する法令・規則・要綱・各県立学校で定めた規定等に従っているか検討した。

また、各種計画の内容を把握したうえで、実際の事務が計画とおりに進捗しているか、評価検証は合理的に行われているか検討した。

## ③ 現場視察及び現物実査

監査対象とした各県立学校の現場を視察し、学校の特徴や管理体制をヒアリングするとともに、認識されている課題を確認した。また、校地及び校舎等の管理が適切に行われているかを視察にて確認するとともに、勤怠管理を含む教職員の人事関係事務が適切に行われているか、生徒会費等の学校徴収金の管理を含む経理事務が適切に行われているか検証した。

さらに、備品及び手元資産の管理状況を確認した。具体的には、(i)重要物品台帳から5件程度、物品出納・管理簿から5件程度を登録年月日の古いものを中心に抽出し、物品の現物の有無を確認した。(ii)出先機関名、台帳番号又は備品管理番号等を記載した管理シールが貼付され適切に保管されているかどうかを確認するとともに、物品出納・管理簿において設置場所が入力されていなかった備品について、設置場所が入力されていない理由を確認したうえで、現物の有無を確認した（物品の実在性確認）。(iii)物品の実在性確認の過程で、現地において無作為に5件程度の物品を選び、当該物品が重要物品台帳又は物品出納・管理簿に記載されているかを確認した（物品の網羅性確認）。

**(3) 監査の対象**

## ① 県教育委員会

本監査にあたり、まず、県立学校を所管する県教育委員会及び高知小津高等学校に対して事前ヒアリングを行った。当該ヒアリングで聴取した事項や提出された資料を検証し、リスクの分析等を行うことで、個別の監査項目を設定した。

## ② 県立学校

平成31年4月における県教育委員会が所管する県立学校は、高等学校の本校33校・分校2校、中学校の本校4校、特別支援学校の本校7校・分校6校、合計52校である。各県立学校の校長・教頭をはじめとした関係者へのヒアリング、各県立学校施設の視察、会計帳簿を中心とした関係書類の閲覧等を通じて、各県立学校における財務事務の執行状況を把握する必要があると判断した。様々な課程・学科・単位制が設置されていることから、監査対象としてできる限り多くのバリエーションの県立学校を選定するという方針のもと、生徒数等をはじめとした規模の重要性も勘案し、以下の高等学校5校、中学校1校、特別支援学校1校を選定し、実地監査を行った。

No	学校名	補足
(1)	高知農業高等学校	
(2)	岡豊高等学校	
(3)	高知南高等学校・中学校	併設型中高一貫教育校
(4)	高知海洋高等学校	
(5)	須崎総合高等学校	全日制、定時制を含む
(6)	日高特別支援学校	

実地監査は、令和元年9月下旬から同年10月下旬にかけて監査対象校を訪問し、監査手続を実施した。また、実地調査の過程で生じた疑問点について、監査対象校に対して追加ヒアリングもしくは資料等の提出を求め、その内容を確認した。

#### （4）監査の結果の表記方法

##### ① 監査結果の見解について

本監査報告書では、監査の結果、「結果」、「意見」の区分で見解を述べている。「結果」は、違法又は不当であることから是正・改善を求めるものであり、「意見」は、違法又は不当ではないが是正・改善の提案を行うものである。なお「結果」又は「意見」とした事項については、できるだけ具体的な是正・改善の内容又は方向性を示すよう心掛けた。

##### ② 監査結果について

監査結果は、「計画」、「働き方改革」、「業務の効率化」、「県立学校事務」の各項目別に記載している。そして、「県立学校事務」については、「全般」と各学校に関する個別事項に区分している。

「県立学校事務」に関する「全般」は、監査対象校もしくは県立学校全体で共通的に見られた結果又は意見の対象となる事項であり、結果又は意見を付した監査対象校に留まらず、県立学校全体においても同様の問題が生じている可能性が高いものについて、県教育委員会のイニシアティブのもと県立学校全体で改善等を図る必要がある事項である。なお、個別事項として各学校別に記載したうえで、それらを総括する形で全般として意見を記載している箇所もある。

また、県立学校全般において同様の問題が生じている可能性の高いものであって、「計画」、「働き方改革」、「業務の効率化」に関連する内容については、各項目において記載している。

#### 5. 本報告書における表記について

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

また、以下の表記に統一している。

- ・ 平成31年4月に養護学校は特別支援学校に名称変更されているが、本報告書においては表記を統一するために、平成31年3月以前の学校名についても、教育委員会事務局の組織図（平成30年4月1日現在）と学校の沿革における記載を除き、「特別支援学校」と表記している。
- ・ 平成31年4月から令和2年3月までの年度については、「令和元年度」として表記している。
- ・ 表中において、平成を「H」、令和を「R」として表記している箇所がある。

#### 6. 包括外部監査人補助者

公認会計士 榎本 浩  
公認会計士 竹下 安司  
公認会計士 福井 智士  
その他 上村 やよい

#### 7. 包括外部監査の実施期間

自令和元年7月8日 至令和2年3月25日

#### 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 県教育委員会の概要

### 1. 県教育委員会の組織

#### (1) 教育委員会制度

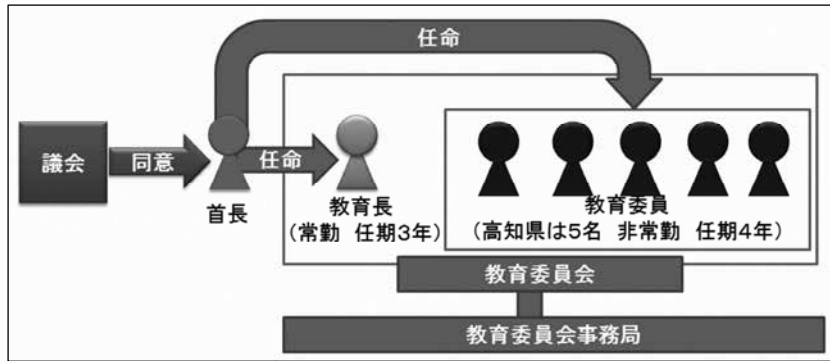
教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、都道府県及び市町村等に置かれる行政委員会の1つで、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である。

教育委員会は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命した教育長と教育委員で構成される。

教育長と教育委員の合議により、大所高所から基本的方針を決定し、具体的な事務処理は、その方針・決定を受け、教育行政の専門家としての教育長が、事務局を指揮監督し、執行する仕組みとなっている。また、教育長を補佐する組織として県教育委員会事務局が置かれている。

これらの内容を図示すると、以下のとおりである。

【教育委員会制度】

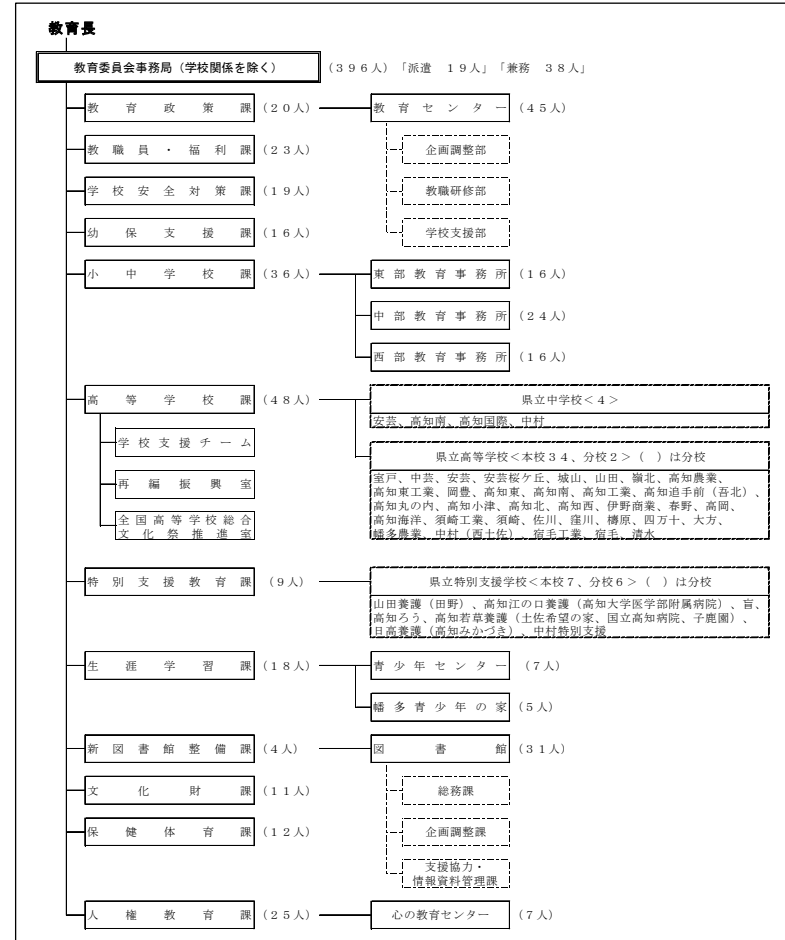


(出典：高知県ホームページ)

#### (2) 組織図

県教育委員会事務局の組織は以下のとおりである。

【県教育委員会事務局の組織図(平成30年4月1日)】



(出典：県教育委員会事務局作成資料を監査人が加工)



**(3) 分掌事務**

県教育委員会事務局の所管課及び事務所の分掌事務は高知県教育委員会行政組織規則において、以下のとおり規定されている。

教育政策課	
1	秘書に関すること。
2	教育委員会の会議に関すること。
3	表彰に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
4	公印に関すること。
5	文書の收受及び配布に関すること。
6	陳情、請願、要望、苦情等の処理に関すること。
7	事務局及び教育機関の組織及び事務改善に関すること。
8	事務局及び教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、公務災害補償、服務その他の人事に関すること。
9	退職手当管理機関に関すること（事務局及び教育機関の職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む）に係るものに限る）。
10	事務局及び教育機関の職員の教養に関すること。
11	規則、訓令、重要文書等の審査に関すること。
12	争訟に関すること。
13	公益法人及び公益信託に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
14	指定統計その他他の課の主管に属しない統計調査に関すること。
15	教育行政の企画立案及び連絡調整に関すること。
16	広聴及び広報に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
17	市町村（市町村の組合を含む）の教育委員会の組織及び運営に関する指導及び助言並びに連絡調整に関すること。
18	県議会及び知事部局その他執行機関並びに文部科学省との連絡調整に関すること。
19	教育行政に関する相談に関すること。
20	県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立（市町村の組合立を含む。以下同じ）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（定時制の課程に限る）及び特別支援学校（以下、「公立学校」という。）の教職員の資質の向上に関すること。
21	情報教育の推進に関する企画、調整及び支援に関すること。
22	高知県教育情報通信ネットワークシステムの管理運営及びセキュリティに関すること。
23	高知県教育センターに関すること。
24	高知大学教職大学院との連携及び連携調整に関すること。
25	事務局の他の課の主管に属しないこと。

教職員・福利課	
1	栄典及び表彰に関すること。
2	教育職員の免許に関すること。
3	教育職員の認定講習に関すること。
4	公立学校の教職員の定数管理、採用、管理職登用、服務その他の人事制度の企画に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
5	公立学校の教職員の業務改善に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
6	公立学校の教職員の給与及び公務災害補償に関すること。
7	事務局及び教育機関の職員並びに教職員の福利厚生に関すること。
8	退職手当に関すること。
9	恩給及び退職料の進達に関すること。
10	公立学校共済組合に関すること。
11	高知県教職員互助会に関すること。
学校安全対策課	
1	公立学校の危機管理及び防災対策に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
2	教育財産の取得、管理及び処分並びに教育施設の維持管理に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
3	市町村立の学校施設（へき地教員宿舎を含む）の指導及び助成に関すること。
4	学校安全に関すること。
5	安全教育に関すること。
6	防災教育に関すること。
7	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
幼保支援課	
1	保育士の試験及び資格登録に関すること。
2	指定保育士養成施設に関すること。
3	保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設における保育及び教育に関する専門的事項の支援に関すること。
4	家庭的保育事業等における保育及び教育に関する専門的事項の支援に関すること。
5	親育ち支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
6	保育所に関すること。
7	幼稚園に関すること。
8	認定こども園に関すること。
9	認可外保育施設に関すること。
10	子育て支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
11	1～10に掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育所、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。



小中学校課	
1	県立及び市町村立（以下、「公立」という。）の小学校、中学校及び義務教育学校（以下、「小中学校」という。）の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関する事
2	退職手当管理機関に関する事（小中学校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む）に係るものに限る）。
3	小中学校の教科用図書の採択及び無償措置に関する事（特別支援教育課の主管に属するものを除く）。
4	小中学校の教材教具に関する事（特別支援教育課の主管に属するものを除く）。
5	義務教育費国庫負担金の事務に関する事（特別支援教育課の主管に属するものを除く）。
6	市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学に関する事
7	小中学校の教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導に関する事（他の課の主管に属するものを除く）。
8	小中学校の芸術文化の振興に関する事（特別支援教育課及び生涯学習課の主管に属するものを除く）。
9	小中学校の開かれた学校づくりの推進に関する事
10	市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の設置及び廃止に関する事
11	教育事務所に関する事
12	1～11に掲げるもののほか、小中学校に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事

高等学校課	
1	県立の高等学校（以下、「県立高等学校」という。）及び市町村立の高等学校（定時制の課程に限る）の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関する事
2	退職手当管理機関に関する事（県立高等学校及び市町村立高等学校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む）に係るものに限る）。
3	県立高等学校の教科用図書の採択に関する事
4	県立高等学校の教材教具に関する事
5	県立高等学校の教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導に関する事（他の課の主管に属するものを除く）。
6	県立高等学校の芸術文化の振興に関する事
7	全国高等学校総合文化祭に関する事
8	県立高等学校の学校図書館の指導に関する事
9	県立の中学校（以下、「県立中学校」という。）及び県立高等学校の入学者の選抜に関する事
10	県立高等学校の開かれた学校づくりの推進に関する事
11	県立中学校の就学に関する事
12	県立高等学校の産業教育に関する事
13	高等学校卒業程度認定試験に関する事
14	中高一貫教育の推進に関する事
15	高知県高等学校等奨学金に関する事
16	公立の専修学校及び各種学校に関する事
17	県立高等学校の定時制通信制教育に関する事
18	県立高等学校の再編及び振興に関する事
19	県立高等学校の学科改編並びに県立中学校及び県立高等学校の入学定員に関する事
20	県立中学校及び県立高等学校の設置及び廃止並びに県立高等学校の課程等の設置及び廃止に関する事
21	県立高等学校及び市町村立の高等学校の高等学校等就学支援金等に関する事
22	高知県県立高等学校通学支援奨学金に関する事
23	1～22に掲げるもののほか、県立高等学校に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事

特別支援教育課	
1	公立の特別支援学校の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。
2	退職手当管理機関に関すること（公立の特別支援学校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む）に係るものに限る）。
3	公立の特別支援学校の教科用図書の採択及び教材教具に関すること。
4	公立の特別支援学校の就学及びその指導に関すること。
5	義務教育費国庫負担金（特別支援学校分）の事務に関すること。
6	県立の特別支援学校及び小中学校に設置された特別支援学級の教育課程、学習指導その他特別支援教育に関する専門的事項の指導に関すること。
7	公立の特別支援学校の芸術文化の振興に関すること。
8	高知県立特別支援学校自活訓練棟に関すること。
9	発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒の教育に関すること。
10	公立の特別支援学校の設置及び廃止並びに課程等の設置及び廃止に関すること。
11	公立及び私立の特別支援学校並びに県立中学校の特別支援教育就学奨励費に関すること。
12	1～11に掲げるもののほか、公立の特別支援学校に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
生涯学習課	
1	社会教育委員に関すること。
2	生涯学習の振興に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
3	青少年教育、成人教育その他の社会教育に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
4	家庭教育支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
5	放課後児童健全育成事業に関すること。
6	こどもの体験活動に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
7	図書館、公民館、博物館その他の社会教育施設に関すること。
8	社会教育関係団体の指導及び助言に関すること。
9	視聴覚教育に関すること。
10	視聴覚ライブラリーに関すること。
11	生涯学習に係る芸術文化の振興に関すること。
12	ユネスコ活動に関すること。
13	高知県立青少年の家に関すること。
14	高知県立高知青少年の家に関すること。
15	青少年センターに関すること。
16	高知県立青少年体育館に関すること。
17	高知県立塩見記念青少年プラザに関すること。
18	1～17に掲げるもののほか、生涯学習に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

新図書館整備課	
1	新図書館等の整備に関すること。
2	高知県立図書館に関すること。
文化財課	
1	高知県文化財保護審議会に関すること。
2	文化財の保存及び活用に関すること。
3	刀剣類等の登録に関すること。
4	重要文化財高知城その他の高知公園の管理に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
5	高知県立埋蔵文化財センターに関すること。
6	1～5に掲げるもののほか、文化財に関することで、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
保健体育課	
1	学校保健及び健康教育に関すること。
2	学校給食及び食育に関すること。
3	高知県学校保健会及び高知県学校給食会に関すること。
4	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
5	学校体育に関すること。
6	児童生徒の体力向上に関すること。
7	学校体育関係団体の育成及び指導に関すること。
8	1～7に掲げるもののほか、学校保健、学校給食及び学校体育に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
人権教育課	
1	人権教育の企画及び連絡事務に関すること。
2	人権教育の指導に関すること。
3	高知県地域改善対策奨学金等に関すること。
4	生徒指導及び心の教育に関する専門的事項の指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く）。
5	高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会に関すること。
6	高知県心の教育センターに関すること。
7	1～6に掲げるもののほか、人権教育、生徒指導及び心の教育に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

教育事務所	
1	市町村教育委員会との連絡調整、指導及び助言に関すること。
2	市町村教育委員会及び小中学校における教育活動の調査・報告に関すること。
3	小中学校の教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導に関すること。
4	県費負担教職員（市町村立高等学校の定時制の課程を担当する教員を除く）の任免その他の人事管理に係る連絡調整に関すること。
5	発達障害等特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育に関すること。
6	生涯学習に関すること。
7	体育、学校保健安全及び学校給食に関すること。
8	人権教育に関すること。
9	教育の調査及び統計に関すること。
10	中部教育事務所にあっては、吾川郡いの町枝川 2410 番地 7 の建物及びその敷地並びにこれらの附属施設の管理に関すること。
11	1～10に掲げるもののほか、高知県教育長が必要があると認める事項 ※ 中部教育事務所は、4及び11に掲げる事務に関することについては、当該所管区域（南国市、土佐市、須崎市、長岡郡、土佐郡、吾川郡、高岡郡）のほか、高知市の区域を所管するものとする。
青少年センター	
1	青少年の研修会及び講習会の開催、展示等に関すること。
2	青少年活動に関する資料の収集、作成及び広報に関すること。
3	レクリエーション等に関する相談及び指導に関すること。
4	青少年センターの利用によるスポーツの振興に関すること。
5	1～4に掲げるもののほか、青少年センターの運営に関すること。
教育センター	
【企画調整部】	
1	教育センターの庶務に関すること。
2	所内の事務の総合調整に関すること。
3	教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。
4	教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。
5	学校事務職員の研修に関すること。
6	教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。
7	教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。
8	1～7に掲げるもののほか、所内の他の部の所管に属しない事務の処理に関すること。

【教職研修部】	
1	教職員の教職経験及び職能並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び職能に応じた研修に関すること。
2	教職員の人権教育及び学級経営・教科教育等の研修に関すること。
3	教職員の人権教育、学級経営・教科教育等及び指導力向上の在り方に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
4	教職員の人権教育、学級経営・教科教育等及び指導力向上の在り方に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
5	保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
6	保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
7	特別支援教育に関する研修に関すること。
8	特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
9	特別支援教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
【学校支援部】	
1	教職員の資質・指導力向上に関すること。
2	教職員の職能に応じた研修（管理職等研修）に関すること。
3	学校経営の調査研究及び支援に関すること。
4	教育課題の調査研究に関すること。
5	教職員の教科研究の支援に関すること。
6	教職員の教科教育等に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
7	教職員の教科教育等に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
幅多青少年の家	
1	青少年のための研修会及び講習会の開催に関すること。
2	青少年のための体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。
3	1～2に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を図るために必要があると認められること。
4	1～3に掲げるもののほか、幅多青少年の家の管理運営に関すること。

図書館	
【総務課】	
1	図書館の庶務に関すること。
2	1に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
【企画調整課】	
1	図書館の企画、調整及び広報に関すること。
2	図書館情報システムに関すること。
3	高知県立図書館協議会に関すること。
4	図書館資料の利用に関すること。
5	読書相談及び集会活動に関すること。
【支援協力・情報資料管理課】	
1	図書館資料の収集、整理及び目録の整備に関すること。
2	資料情報の調査及び相談に関すること。
3	移動図書館に関すること。
4	市町村及び県立学校の図書館活動の支援に関すること。
5	読書活動の普及に関すること。
心の教育センター	
1	心の教育に関する教職員研修に関すること。
2	教育相談の企画及び実施に関すること。
3	心の教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
4	心の教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
5	1～4に掲げるもののほか、心の教育に関すること。

（出典：平成30年度高知県教育委員会のおしり）

## 2. 平成30年度予算

### (1) 課別の予算の概要

#### 1) 当初予算額（平成29年度、平成30年度比較）

（単位：百万円）

	平成29年度			平成30年度			増 減		
	人件費	その他	計	人件費	その他	計	人件費	その他	計
一般会計									
教育政策課	1,749	731	2,480	1,727	736	2,463	(22)	5	(17)
教職員・福利課	9,652	486	10,138	8,702	228	8,930	(950)	(258)	(1,208)
学校安全対策課	-	1,573	1,573	-	2,474	2,474	-	901	901
幼保支援課	-	3,685	3,685	-	4,302	4,302	-	617	617
小中学校課	40,411	553	40,964	40,120	544	40,664	(291)	(9)	(300)
高等学校課	14,700	7,244	21,945	14,791	9,033	23,824	91	1,788	1,879
特別支援教育課	5,797	752	6,549	5,952	953	6,905	155	201	356
生涯学習課	100	2,100	2,200	101	1,616	1,717	1	(484)	(482)
新図書館整備課	156	5,174	5,330	159	808	967	3	(4,366)	(4,363)
文化財課	-	374	374	-	279	279	-	(95)	(95)
保健体育課	-	200	200	-	204	204	-	4	4
人権教育課	-	585	585	-	570	570	-	(16)	(16)
小計	72,566	23,458	96,024	71,552	21,746	93,299	(1,014)	(1,711)	(2,725)
特別会計									
高等学校等奨学金（高等学校課）	-	347	347	-	319	319	-	(28)	(28)
土地取得事業（文化財課）	-	72	72	-	-	-	-	(72)	(72)
小計	-	419	419	-	319	319	-	(100)	(100)
合計	72,566	23,877	96,443	71,552	22,065	93,618	(1,014)	(1,811)	(2,825)

（出典：高知県教育委員会のおしり 平成30年度）

#### ① 教職員・福利課

県教育委員会の所管する退職手当が当課に計上されている。平成29年度において制度改正に伴う退職者が多かったことから、平成30年度に人件費が減少している。また、平成29年度において、四万十市にて教職員住宅の新築を行ったことから、平成30年度にその他の予算も減少している。

#### ② 学校安全対策課

平成30年度において、体育館非構造部材等耐震化事業費が533百万円、コンクリートブロック塀等改修事業費が336百万円増加したことから、その他の予算が増加している。

③ 高等学校課

平成30年度において、須崎総合高等学校の校舎増築等を行い、高知国際中学校の校舎改築等を行ったことから、その他の予算が増加している。

④ 新図書館整備課

高知市と共同運営している新図書館オーテピアについて、平成30年7月の開館にあわせて建設されたことから、平成30年度においてその他の予算が大きく減少している。

2) 当初予算額(平成30年度、令和元年度比較)

(単位:百万円)

	平成30年度			令和元年度			増 減		
	人件費	その他	計	人件費	その他	計	人件費	その他	計
教育政策課	1,727	736	2,463	1,772	777	2,549	45	41	86
教職員・福利課	8,702	228	8,930	8,104	202	8,306	(598)	(26)	(624)
学校安全対策課	-	2,474	2,474	-	2,475	2,475	-	1	1
幼保支援課	-	4,302	4,302	-	5,047	5,047	-	745	745
小中学校課	40,120	544	40,664	39,075	512	39,587	(1,045)	(31)	(1,076)
高等学校課	14,791	9,033	23,824	14,763	4,282	19,045	(28)	(4,751)	(4,779)
高等学校振興課	-	-	-	-	672	672	-	672	672
特別支援教育課	5,952	953	6,905	6,071	2,020	8,091	119	1,067	1,186
生涯学習課	101	1,616	1,717	294	2,113	2,407	193	497	690
新図書館整備課	159	808	967	-	-	-	(159)	(808)	(967)
文化財課	-	279	279	-	328	328	-	49	49
保健体育課	-	204	204	-	232	232	-	27	27
人権教育課	-	570	570	-	953	953	-	383	383
小計	71,552	21,746	93,299	70,079	19,612	89,691	(1,473)	(2,134)	(3,607)
特別会計									
高等学校等奨学金(高等学校課)	-	319	319	-	309	309	-	(10)	(10)
土地取得事業(文化財課)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	319	319	-	309	309	-	(10)	(10)
合計	71,552	22,065	93,618	70,079	19,921	90,000	(1,473)	(2,144)	(3,617)

(出典:高知県教育委員会のおしおり平成31年度及び県教育委員会からの資料)

(2) 基本方向別の予算の概要

【一般会計当初予算体系表】

(単位:百万円)

基本方向等	H29	H30	増減	R1	増減
1. チーム学校の構築による知・徳・体のさらなる向上	1,473	1,503	30	1,686	183
小・中学校	685	693	8	766	73
(1)知・徳・体の向上に共通する取組の強化	356	360	5	427	67
(2)【知の対策】学力の定着・向上	200	214	14	211	(4)
(3)【徳の対策】生徒指導上の諸問題の改善	79	77	(2)	85	7
(4)【体の対策】体力・運動能力の向上、基本的生活習慣の定着	50	41	(9)	44	3
高等学校・特別支援学校	788	811	22	920	109
(1)知・徳・体の向上に共通する取組の強化	214	230	17	325	95
(2)【知の対策】学力向上・進路実現	378	377	(1)	354	(24)
(3)【徳の対策】生徒指導上の諸問題の改善	74	80	6	115	35
(4)【体の対策】体力・運動能力の向上、健康的な生活習慣の定着	123	123	0	126	3
2. 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実	2,910	2,847	(64)	2,856	9
(1)就学前の支援の充実	87	71	(15)	73	2
(2)学習支援の充実	201	193	(8)	175	(18)
(3)地域全体で子どもを見守る体制づくり	678	680	1	760	81
(4)専門人材、専門機関等との連携強化	104	103	(1)	101	(1)
(5)経済的負担の軽減	1,840	1,800	(40)	1,746	(53)
3. 就学前の子どもたちの教育・保育の充実	3,030	3,520	490	4,256	735
(1)就学前の教育・保育の充実	3,028	3,519	491	4,254	735
(2)家庭における教育・保育の充実	2	1	(1)	1	(0)
4. 市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化	163	152	(11)	142	(10)
5. 安全・安心で質の高い教育環境の実現	7,167	9,411	2,244	6,209	(3,202)
(1)南海トラフ地震対策の推進	2,648	2,336	(312)	2,589	253
(2)学びの「拠点」となる施設等の整備	4,519	7,075	2,557	3,620	(3,456)
6. 生涯にわたって学び続ける環境づくり	5,479	1,208	(4,271)	1,098	(110)
7. 文化財の保存と活用	374	262	(112)	263	1
8. その他運営管理費	75,428	74,394	(1,033)	73,183	(1,212)
教育委員会 合計	96,024	93,299	(2,725)	89,693	(3,606)

(出典:高知県教育委員会のおしおり平成30年度・平成31年度)

「(1) 課別の予算の概要」に記載のとおり、平成30年度は、体育館非構造部材等耐震化事業費、コンクリートブロック塀等改修事業費、須崎総合高等学校の校舎増築等、及び高知国際中学校の校舎改築等により、学びの「拠点」となる施設等の整備の予算が大きく増加している。

また、就学前の教育・保育の充実について、予算が増加傾向にある。

### 第3. 教育施策に関する計画

#### 1. 教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版）及び

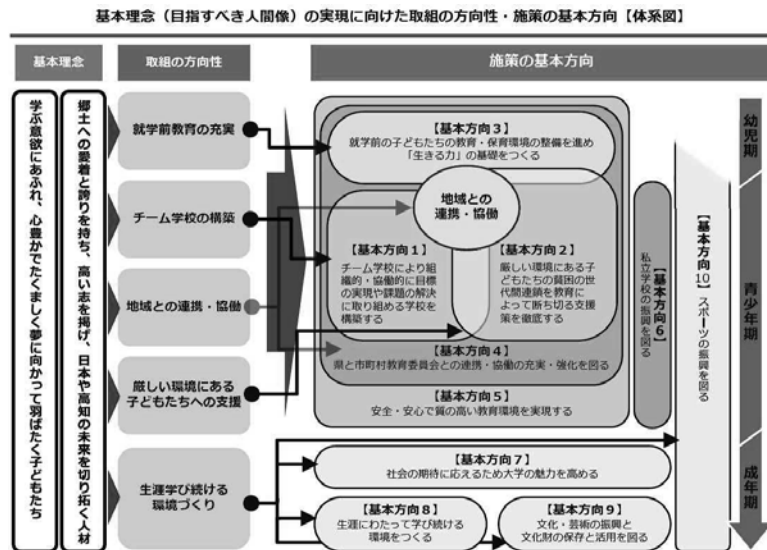
##### 第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）

#### (1) 教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版）の概要

県は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に基づき、県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標を明らかにした総合的な施策として、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」を策定している。本監査においては、教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版）（以下、「大綱」という。）を対象としている。

大綱においては、基本理念と基本目標を定め、これらを実現していくために5つの取組の方向性と10の施策の基本方向を定めている。基本理念とその実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向の体系図は以下のとおりである。

大綱の期間は、平成28年度から令和元年度までの4年間とされている。



（出典：教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版））

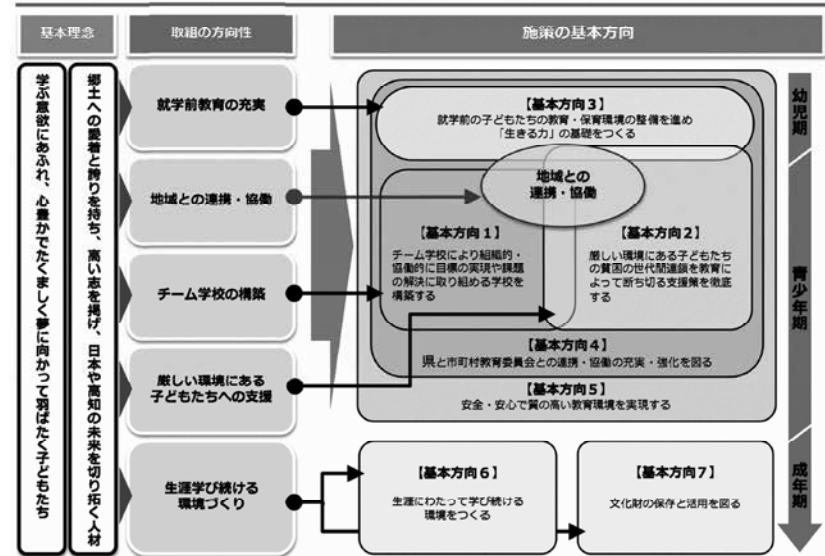
#### (2) 第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）の概要

県教育委員会では、大綱の内容を踏まえるとともに、教育振興基本計画検討委員会の意見を参考にし、より具体的な事業等を盛り込んだ「第2期高知県教育振興基本計画」を策定している。本監査においては、「第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）」（以下、「基本計画」という。）を対象としている。

基本計画においても基本理念と基本目標を定め、これらを実現していくために5つの取組の方向性と7の施策の基本方向を定めている。基本理念とその実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向の体系図は以下のとおりである。

基本計画の期間は、大綱の期間に合わせて、平成28年度から令和元年度までの4年間とされている。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



（出典：第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版））



**(3) 基本理念、基本目標、取組の方向性、施策の基本方向**

大綱と基本計画において、基本理念・基本目標・取組の方向性は同じ内容となっている。施策の基本方向については、大綱は10、基本計画は7であり、大綱の方が広がっている。なお、基本計画における7つの施策の基本方向については、すべて大綱の施策の基本方向に含まれている。

**1) 基本理念～目指すべき人間像～**

- (1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち  
(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

**2) 基本目標****(1) 知の分野の基本目標**

## ①小・中学校

- 小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる**

※H29 年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語A +0.1 国語B -0.7 算数A +3.0 算数B +0.3

中学校：国語A -1.6 国語B -3.3 数学A -2.7 数学B -3.4

## ②高等学校

- 高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる**

※H29 年度学力定着把握検査結果（高校3年生4月）：29.8%

（県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた30校の平均）

- 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする**

※H28 年度卒業生に占める進路未定者の割合：6.0%

**(2) 徳の分野の基本目標**

- 生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する**

※平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

・暴力行為発生件数千人あたり発生件数：7.4件（全国4.4件）

・不登校児童生徒数千人あたり不登校数：小中16.9件（全国13.5件）  
：高等学校16.2件（全国14.7件）

・中途退学率：1.9%（全国1.4%）

- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る**

※H29 年度全国学力・学習状況調査結果（各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合。（）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」

小学校：80.0（+2.1） 中学校：71.1（+0.4）

「将来の夢や目標を持っている」

小学校：85.2（-0.7） 中学校：73.6（+3.1）

「学校のきまりを守っている」

小学校：92.0（-0.6） 中学校：94.9（-0.3）

「ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」

小学校：95.3（+0.5） 中学校：94.4（-0.3）

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」

小学校：97.4（+1.3） 中学校：93.7（+0.9）

「人の役に立つ人間になりたいと思う」

小学校：94.0（+1.5） 中学校：93.3（+1.4）

**(3) 体の分野の基本目標**

- 小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる**

※平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はT得点（全国平均=50））

小学校：男子49.6 女子49.5

中学校：男子50.4 女子49.5

**3) 取組の方向性**

- (1) チーム学校の構築  
(2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援  
(3) 地域との連携・協働  
(4) 就学前教育の充実  
(5) 生涯学び続ける環境づくり



#### 4) 施策の基本方向

大綱は県の教育、学術及び文化の振興に関して規定されているが、基本計画は県教育委員会所管の分野に関して規定されており、施策の基本方向については、大綱の方が広がっている。それぞれの施策の基本方向は以下のとおりである。

大綱	施策の基本方向	基本計画
基本方向1	チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する	基本方向1
基本方向2	厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する	基本方向2
基本方向3	就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる	基本方向3
基本方向4	県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る	基本方向4
基本方向5	安全・安心で質の高い教育環境を実現する	基本方向5
基本方向6	私立学校の振興を図る	—
基本方向7	社会の期待に応えるため大学の魅力を高める	—
基本方向8	生涯にわたって学び続ける環境をつくる	基本方向6
基本方向9	文化・芸術の振興と文化財の保存と活用を図る	—
—	文化財の保存と活用を図る	基本方向7
基本方向10	スポーツの振興を図る	—

#### (大綱) 基本方向1、(基本計画) 基本方向1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

《小・中学校》

##### 1 「知・徳・体」に共通する対策

- 対策 1- (1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築  
 対策 1- (2) 若年教員の資質・指導力の向上  
 対策 1- (3) 地域との連携・協働の推進  
 対策 1- (4) 外部・専門人材の活用の拡充  
 対策 1- (5) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

##### 2 「知」の対策

- 対策 2- (1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築  
 対策 2- (2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築  
 対策 2- (3) 児童生徒の学習の質・量の充実  
 対策 2- (4) 児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保

##### 3 「徳」の対策

- 対策 3- (1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進  
 対策 3- (2) 生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築  
 対策 3- (3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

##### 4 「体」の対策

- 対策 4- (1) 体育授業の改善  
 対策 4- (2) 健康教育の充実  
 対策 4- (3) 運動部活動の充実と運営の適正化

## 《高等学校・特別支援学校》

## 1 知・徳・体に共通する対策

対策 1- (1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

対策 1- (2) 若年教員の資質・指導力の向上

対策 1- (3) 大学や企業との連携・協働の推進

対策 1- (4) 外部・専門人材の活用の拡充

## 2 「知」の対策

対策 2- (1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実

対策 2- (2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実

対策 2- (3) 思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進

対策 2- (4) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

## 3 「徳」の対策

対策 3- (1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

対策 3- (2) 生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築

対策 3- (3) 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

対策 3- (4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実

対策 3- (5) 社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》

## 4 「体」の対策

対策 4- (1) 体育授業の改善

対策 4- (2) 健康教育の充実

対策 4- (3) 運動部活動の充実と運営の適正化

## (大綱) 基本方向2、(基本計画) 基本方向2

## 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

## 1 知・徳・体に共通する対策

対策 1- (1) 保護者に対する啓発の強化

対策 1- (2) 学校や地域の力による家庭の教育力の補完

対策 1- (3) 保護者の経済的負担の軽減

対策 1- (4) 高等学校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化

対策 1- (5) ネット問題に対する県民運動の推進

## 2 「知」の対策

対策 2- (1) 放課後等における学習の場の充実

対策 2- (2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない

## 3 「徳」の対策

対策 3- (1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり

対策 3- (2) 専門人材、専門機関との連携強化

## 4 「体」の対策

対策 4- (1) 運動・スポーツの機会の提供

対策 4- (2) 保護者に対する啓発の強化

対策 4- (3) 欠食がみられる子どもへの支援

## 5 就学前における対策

対策 5- (1) 保育者の親育ち支援力の強化

対策 5- (2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実

対策 5- (3) 保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実

## 【参考：児童虐待への対策】

対策 (1) 児童相談所の取組のさらなる充実・強化

対策 (2) 市町村の相談支援体制の強化

対策 (3) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

対策 (4) 地域における見守り活動の充実・強化

**(大綱) 基本方向3、(基本計画) 基本方向3****就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる**

- 対策 (1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立
- 対策 (2) 保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
- 対策 (3) 保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化
- 対策 (4) 保幼小の円滑な接続の推進
- 対策 (5) 発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

**(大綱) 基本方向4、(基本計画) 基本方向4****県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る**

- 対策 (1) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進
- 対策 (2) 教育的風土の醸成に向けた取組の推進

**(大綱) 基本方向5、(基本計画) 基本方向5****安全・安心で質の高い教育環境を実現する**

- 対策 (1) 南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進
- 対策 (2) 学校施設の長寿命化改修による整備の推進
- 対策 (3) 教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進
- 対策 (4) 校種間の連携・協働の推進
- 対策 (5) 教育の情報化の推進

**(大綱) 基本方向6、(基本計画) なし****私立学校の振興を図る**

- 対策 (1) 教育環境の維持・向上に向けた支援
- 対策 (2) 私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減

**(大綱) 基本方向7、(基本計画) なし****社会の期待に応えるため大学の魅力を高める**

- 対策 (1) 地域活性化の核となる大学づくりの推進
- 対策 (2) 「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化
- 対策 (3) 若者の県内定着の促進

**(大綱) 基本方向8、(基本計画) 基本方向6****生涯にわたって学び続ける環境をつくる**

- 対策 (1) 生涯学習の推進体制の再構築
- 対策 (2) 新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実
- 対策 (3) 子どもも大人も学び合う地域づくり
- 対策 (4) 「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化（大綱のみ）

**(大綱) 基本方向9****文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る****(基本計画) 基本方向7****文化財の保存と活用を図る**

- 1 文化芸術の振興（大綱のみ）
  - 対策 1- (1) 県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進
  - 対策 1- (2) 文化芸術等を活用した地域活性化の推進
- 2 文化財の保存と活用を図る
  - 対策 2- (1) 高知城の保存管理と整備の推進
  - 対策 2- (2) 文化財の保存と活用の推進
  - 対策 2- (3) 埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進

(大綱) 基本方向 10、(基本計画) なし

スポーツの振興を図る

1 スポーツ参加の拡大

- 対策 1- (1) 新たなスポーツ推進体制による持続可能な地域スポーツの推進
- 対策 1- (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 対策 1- (3) 障害者のスポーツ参加機会の充拓
- 対策 1- (4) 中山間地域におけるスポーツ活動の充実
- 対策 1- (5) 多様なスポーツ機会の提供
- 対策 1- (6) スポーツを通じた健康増進
- 対策 1- (7) スポーツに親しむ場の確保

2 競技力の向上

- 対策 2- (1) 新たなスポーツ推進体制による戦略的な競技力強化
- 対策 2- (2) 系統立てた育成・強化体制の確立
- 対策 2- (3) 指導者の育成及び受け入れの推進
- 対策 2- (4) スポーツ医学の効果的な活用
- 対策 2- (5) スポーツ施設・設備の整備

3 スポーツを通じた活力ある県づくり

- 対策 3- (1) スポーツを通じた経済・地域の活性化

4 3本の柱に横断的に関わる施策の方向性

- 対策 4- (1) オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興

(4) 進捗状況のチェック

1) 大綱

大綱の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や施策の進捗状況等については、高知県知事と県教育委員会で構成する高知県総合教育会議において協議、確認が行われている。

2) 基本計画

すべての教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務付けられている。

これを受けて、第2期の基本計画について、平成30年度の実施状況の点検・評価を令和元年6月に取りまとめ、議会に報告するとともに公表されている。取りまとめの内容としては基本目標の状況を5頁でまとめ、63の対策について、対策別点検・評価としてA3用紙で125頁にわたって検証している。対策別点検・評価の具体的な記載は以下のようなものであり、詳細な検証が行われている。

基本方向 1 進捗状況	チーム学校により組織的・協力的に日課の実現や課題の解決に取り組む学校を構築する(高等学校・特別支援学校)	対策 1- (1)	学校の組織でネットワークを強化する仕組みの構築								
<p>7 対策に位置付けた取組の実進状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>P 対策に位置付けた主な取組</th> <th>D これまでの取組状況</th> <th>C 取組の成果・課題</th> <th>A 今後の取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><b>【取組1】</b> 全ての学校で全教職員の学校の種別や課外活動に共有し、学校内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p><b>【取組2】</b> 学校の内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p><b>【取組3】</b> 全ての学校で全教職員の学校の種別や課外活動に共有し、学校内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> </td> <td> <p>ア 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>イ 連携指導員、指導員等による活動推進、取組等の充実、強化 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> </td> <td> <p>【取組1の状況】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>【課題】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> </td> <td> <p>【取組1の取組】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>【課題】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				P 対策に位置付けた主な取組	D これまでの取組状況	C 取組の成果・課題	A 今後の取組	<p><b>【取組1】</b> 全ての学校で全教職員の学校の種別や課外活動に共有し、学校内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p><b>【取組2】</b> 学校の内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p><b>【取組3】</b> 全ての学校で全教職員の学校の種別や課外活動に共有し、学校内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p>	<p>ア 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>イ 連携指導員、指導員等による活動推進、取組等の充実、強化 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p>	<p>【取組1の状況】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>【課題】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p>	<p>【取組1の取組】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>【課題】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p>
P 対策に位置付けた主な取組	D これまでの取組状況	C 取組の成果・課題	A 今後の取組								
<p><b>【取組1】</b> 全ての学校で全教職員の学校の種別や課外活動に共有し、学校内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p><b>【取組2】</b> 学校の内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p><b>【取組3】</b> 全ての学校で全教職員の学校の種別や課外活動に共有し、学校内外を問わず活動の場を、教職員の指導し・協定する学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p>	<p>ア 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>イ 連携指導員、指導員等による活動推進、取組等の充実、強化 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p>	<p>【取組1の状況】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>【課題】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p>	<p>【取組1の取組】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p> <p>【課題】 学校種別や課外活動の充実を図るとともに、POCA（ポカ）やアスリート（アスリート）として活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。このうち、アスリートとして活躍の場を確保する。</p>								

(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)

## 2. 県立高等学校再編振興計画

県は教育の振興に関する総合的かつ計画的な推進を図るため「高知県教育振興基本計画」を平成21年9月に策定し、「郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成」と「学ぶ目的や意義を自覚し、自ら学ぶ力をもった人間の育成」を基本的な教育理念（目指すべき人間像）として、当面する課題に取り組んでいるとのことである。

県立高等学校に関しては、教育内容の実質的向上を図り、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的に、「特色ある学校づくり」と「県立高等学校の適正な規模と配置」を柱として、平成16年度から平成25年度までの10年間を実施期間とする「県立高等学校再編計画」を策定し、取り組んだとのことである。

一方で、社会のグローバル化や情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化が全国的に進む中で、更に、県においては全国に先行して人口減少が進み、近い将来、南海トラフ地震の発生も見込まれており、このように厳しい社会環境のもとで、引き続き、高等学校教育の充実と、安心して学べる教育環境の整備に取り組んでいくことが必要とのことである。

これらを踏まえ、平成26年度から令和5年度までの10年間の県立高等学校の振興の方向性及び適正な規模と配置等を示す「県立高等学校再編振興計画」（以下、「再編振興計画」という。）が策定されている。

再編振興計画は、同10年間の県立高等学校の在り方と方向性を示した「基本的な考え方」と、同10年間に前期（平成26年度から平成30年度まで）と後期（令和元年度から令和5年度まで）の2期に分けて策定された「前期実施計画」と「後期実施計画」で構成されている。

### （1）再編振興計画の基本的な考え方

#### 1）県立高等学校の現状と課題

再編振興計画において、県立高等学校の置かれている現状と課題として以下（①から③）のとおり認識されている。

#### ①生徒数の減少と高知市への入学者の集中

平成25年3月時点において、県内の中学校卒業生数は、6,781人と10年前に比べ約1,600人減少しており、令和4年3月には、平成25年3月よりさらに約1,000人減少することが見込まれる。

また、小規模校では、教科・科目の選択肢の確保や社会性を育む集団活動などの面で課題があり、ICTの活用や地域との連携などを通じて、教育活動の質の確保に努めることが必要である。

一方で、高知市には県内全域から入学希望者が集まってきており、他の地域は、定員充足率が低くなってきている。今後、さらに高知市への集中が続けば、他の地域の生徒数の減少に拍車がかかり、教育活動等に大きな影響が生じることが懸念される。

こうした入学者数の地域的な偏在などにも留意しながら、県全体のバランスを考慮した、適切な学校・学科の配置に努めることが必要である。

### ②社会性の育成と進路保障

- ・ キャリア教育を教育活動の基軸に位置付けて、学力の定着とともに、社会性・協調性の育成等の取組を推進しているが、まだ多くの課題がある。
- ・ 高等学校入学時の基礎学力が十分でない生徒が数多く入学している。
- ・ 平成24年度の公立高等学校の新規卒業者における大学等への進学率は、44.4%で、全国平均の53.2%に比べると、低い割合にとどまっている。また、高等学校入学時点の進路希望調査を大きく下回っており、生徒や保護者の希望には十分に応えることはできていない。
- ・ 平成25年度の県立高等学校の新規卒業者の就職内定率は、97.1%となっており、平成15年度の81.3%に比べると大きく向上しているものの、平成24年3月に高等学校を卒業して県内に就職した生徒の1年後の離職率は、20.6%と全国平均の19.6%より高くなっており、就職後、早期に離職する割合が高いことが課題となっている。
- ・ 県立高等学校においては、地域との連携等を一層強化しながら、将来の地域社会や産業を担う人材の育成に取り組むことが必要である。また、社会や経済のグローバル化が急速に進展する中で、高度な英語運用能力とともに、課題解決能力や論理的思考力を備えたグローバル人材の育成が求められている。
- ・ 平成24年度の県内の高等学校の中途退学率は、2.2%（全国平均1.5%）と全国ワースト1位となっている。そうした中で、県立高等学校に不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害のある生徒等が入学する割合も次第に高くなってきている。このような生徒の多様化に対応するための取組が重要となっている。

これらの課題に対応していくことで、生徒がしっかりと社会性を身に付け、将来、自立して自己実現を図っていくことができるよう努めることが必要とされている。

### ③南海トラフ地震への対応

県が平成24年度に公表した、当該時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの南海トラフ地震による津波浸水予測では、県立高等学校36校のうち、13校が津波浸水域に立地しており、そのうち8校は、長期浸水域にも該当している。

南海トラフ地震から生徒の生命を守るため、校舎等の耐震化や避難路の整備、防災教育や避難訓練等に取り組むとともに、津波による大きな被害等が想定される学校については、適地への移転やそのための統合の可能性も含め、対応を検討することが必要である。

### 2) 現状と課題を踏まえた、再編振興の基本的な視点

県立高等学校として、上記の課題に対応し、県民の期待に応えていくことができるよう、それぞれの学校の現状や課題を直視し、社会環境の変化等も見据えながら、以下の5つの視点を基本に、再編振興の取組を推進するとしている。

#### ①キャリア育成の充実

高知のキャリア教育の3本柱である「学力向上」、「基本的生活習慣の確立」、「社会性の育成」に向けた取組を充実、強化する。

#### ②生徒や保護者の期待に応える教育活動の推進

- ・ 教職員の資質や指導力の向上を図るとともに、それぞれの生徒の学力等の状況を把握・分析しながら、効果的な授業実践や学習指導に取り組む。
- ・ 社会のグローバル化等に対応できる人材や理数系の人材の育成などに取り組むとともに、不登校や中途退学を経験した生徒や、発達障害のある生徒等への教育の充実に向けた指導方法の改善や支援体制の充実などにより、学びのセーフティネットの構築を図る。
- ・ 地域の中での役割を明確にし、地域社会や産業界と連携した取組を推進する。

#### ③生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置

生徒数が減少する中においても、高等学校としての教育の質を維持、向上していくことができるよう、地域の実態や県全体のバランス等を考慮しながら、適正な学校規模の維持と適切な配置に努める。

#### ④南海地震への対策の推進

将来発生する南海トラフ地震から生徒の命を守る対策を推進するとともに、津波による大きな被害が想定される学校については、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、適地への移転やそのための統合の可能性も含め、対応を検討する。

#### ⑤次代を担う人材を育てる教育環境の整備

それぞれの地域の生徒の状況や地理的条件などを考慮しながら、将来の目標に向かって挑戦することができるよう、教育活動の充実に向けて、学校施設や教育設備等の整備を着実に推進する。



### 3) 再編振興の取組

上記の基本的な視点に基づいて、県立学校を再編振興するために、以下（①から⑤）の取組を計画している。

#### ①キャリア教育の充実

- ・ 全ての学校において、キャリア教育の取組を軸に学校の経営計画を作成し、教育活動全体を通じて、年間計画に基づいた取組を推進するとともに、PDCAを徹底しながら取組の改善、充実を図る。
- ・ 地域や保護者、県内企業との連携のもとに、将来、社会人・職業人として自立できる力を育てる取組を推進する。
- ・ 一人一人の生徒が、進路実現に向けた目的意識をもって、必要な学習や活動を積み重ねていくことができるよう、将来の進路と教科・科目の学習内容を関連付けた授業づくり等に取り組む。

#### ②生徒や保護者の期待に応える教育活動の推進 ～魅力ある学校づくり～

（普通科）

- ・ 卒業後の多様な進路選択の保障と地域を担う人材の育成という観点から、県全体のバランスを考慮した適切な配置に努める。
- ・ 生徒や保護者のニーズ、地域の実態を踏まえて、多様な進路希望に対応できる学校の体制整備を推進する（県内すべての普通科で、大学進学等に対応できる学力を保証する体制の充実を図る）。
- ・ 小規模校においては、各校が魅力ある学校づくりを進め、生徒数の確保に努める。地域と連携した取組や他校との連携、ICTを活用した授業等を行うことで少人数のデメリットを補完し、一人一人に対応したきめ細かい指導などの研究を推進する。
- ・ 進学拠点校においては、指導の更なる充実を図り、その成果を他の学校にも普及することで県全体の進学指導力の向上を図る。

（産業系専門学科）

- ・ 本県の産業を担う人材の育成及び産業振興のため、現状の学校の配置を維持することに努める。ただし、生徒数の減少等により、現在の配置が維持できない場合には、他の高等学校との統合による複数学科の併置も含め、県全体のバランスを考えた計画的な改編を実施する。
- ・ 入学者数の状況や生徒のニーズ、産業構造の変化や就業形態の多様化などの社

会環境の変化も見据えたうえで、随時、設置科やコースについての見直しを進める。

- ・ これらと併せて、中学校と高等学校の教員が連携し、地元の産業や企業の内容を知り、それらを進路指導に活用する取組を推進する。

（総合学科）

- ・ 総合学科は、生徒が興味関心に応じて系列を選択することで多様な進路希望に対応できるという特色を生かすために、現在の各地域での配置を維持することに努める。生徒数の減少等により、学校によって複数の系列を置くことが困難な場合には、必要に応じて普通科への改編も検討する。
- ・ 生徒の実態や地域の特徴を踏まえた系列や選択科目の精選を行い、学校の特色化を進めることで魅力ある学校づくりに取り組む。

（定時制・通信制課程）

- ・ 定時制は、働きながら学ぶことや学び直しなど、様々な学習歴の生徒に柔軟に対応するため、各地域での定時制課程の維持に努める。生徒数の減少に伴い統廃合を検討する場合は、学校の役割や地域の実態、学科の内容、通学手段なども考慮した配置を検討する。
- ・ 多部制単位制は、生徒数の減少によって多部制の機能を十分に果たせない状況になった場合は、その在り方について見直しを検討する。
- ・ 通信制は、生徒のニーズに対応するため、ICTを活用した教育方法の充実を図ることで、現在の中央部と西部の2校の配置を維持するとともに、東部の生徒のニーズに対応するために通信制と定時制の併修の在り方を検討する。

（学びのセーフティネットの構築）

- ・ 義務教育段階の基礎的学力が身に付いていない生徒、不登校や中途退学を経験した生徒や発達障害のある生徒等にも適切でより良い教育を実践するため、校内支援委員会等の支援体制や外部機関との連携体制を整える。また、校外の研修会に参加した教員が理解を深めて、講師として校内研修が実施できるようにするなどの研修体制を整える。

（教員指導力の向上）

- ・ 生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、社会人として自立できる力を育成するためには、教員の指導力の向上が重要である。このため、教科指導力の向上やカウンセリングマインドの育成をはじめ、学校の活性化に向けて新たな取組を発案する力や企画力、保護者や外部機関との連携を図っていくためのコミュニ



ケーション能力などを高める研修を行う。

- ・ こうした取組を通じて、大学進学等に向けた指導や、不登校や中途退学を経験した生徒や発達障害のある生徒等への支援を充実させるとともに、地域や産業界との連携等を進め、様々な教育課題の解決につなげていく。

（部活動の充実）

- ・ 部活動については、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の育成において重要な役割を果たしていることから、学校全体としてマネジメントを強化する中で、活動のための施設・設備を充実するとともに、研修会及び外部指導者等の派遣により、指導にあたる教員の指導力向上を図り、その活性化に向けた取組を推進する。

### ③生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置

（全日制）

- ・ 生徒数が減少していく中であっても、生徒の個性や進路希望などが多様化する状況に対応し、きめ細かい指導ができる体制を確保するためには、適正規模として1学年4学級以上の学校規模が必要である（ただし、上限は8学級である）。
- ・ 生徒数が減少していく中であっても、高等学校としての教育の質を確保するためには、生徒の多様な学習ニーズに応え、集団活動による社会性の育成を図ることが大切であることから1学年2学級以上が必要である。
- ・ ただし、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない学校、もしくは、不登校や中途退学を経験した生徒や、発達障害のある生徒等に柔軟な対応をするための支援体制を整えた学校については、特例として1学年1学級以上を最低規模として維持する。
- ・ この場合においても、高等学校における生徒の発達段階を考えると、高等学校としての教育の質を維持していくための集団として、少なくとも1学級20人以上が必要である。
- ・ 分校についても、少なくとも1学年1学級20人以上が必要である。生徒数がこの規模を下回った際の募集停止の猶予期間は、入学者が20人に満たない状況が2年連続して満たない状況になった場合とする。猶予期間の適用にあたっては、平成27年度を起算年とする。

（定時制及び多部制単位制）

- ・ 多部制単位制の（昼間部）の最低規模は、1学年1学級20人以上とする。
- ・ 定時制（夜間部）及び多部制単位制（夜間部）の最低規模は、学校全体の生徒数を

20人以上とし学校の維持に努める。

（学校の適切な配置と統廃合）

- ・ 生徒数が減少する中においても、高等学校としての教育の質を維持、向上していくことができるよう、各地域の実態や県全体のバランス等を考慮しながら、上記の考え方に基づく適正な学校規模の維持と適切な学校の配置に努める。魅力ある学校づくりに取り組み、地域とともに生徒数確保に努めてもお、最低規模の基準を下回り、将来的にも最低規模の生徒数を確保できる見込みがない場合は、学校の統廃合を検討する。統廃合を行う際には、学校がなくなる地域の生徒、保護者の経済的負担の軽減等を図るために、市町村等関係機関とも連携し、通学支援等の条件整備を実施する。

### ④南海トラフ地震への対応

- ・ 将来発生する南海トラフ地震から命を守るため、高知県安全教育プログラム等に基づき防災教育を積極的に推進するとともに、平成27年度の完成を目標に、学校の耐震化等を計画的に実施する。
- ・ 地域と連携しながら、避難訓練等を実施するとともに、食料等の備蓄や、BCP（事業継続計画）の策定、避難所対応マニュアルの整備等を着実に実施する。
- ・ 津波による大きな被害が想定される学校については、被災後の早期の学校再開のために、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、適地への移転やそのための統合の可能性も含め、対応を検討する。

### ⑤次代を担う人材を育てる教育環境の整備

- ・ 各高等学校の特色や教育方針を踏まえ、生徒が将来の目標に向かって挑戦することができる教育環境を整える。教育活動の充実に向けて、普通教室への空調設備の設置など、学校施設の整備を進めるとともに、テレビ会議システムやクラウドシステムなどICT等の活用、新図書館との連携も視野に入れた、生徒の自主的な読書活動にふさわしい学校図書館の整備など、教育環境の充実に取り組む。

## (2) 前期実施計画

前期実施計画では県内を東部、中部、北部、高吾、幡多の5つの地域に分け、各学校を下表のとおり位置づけている。

地 域	学 校 名
東部地域	室戸高等学校、中芸高等学校、安芸高等学校、安芸桜ヶ丘高等学校
中部地域	城山高等学校、山田高等学校、高知農業高等学校、高知東工業高等学校、岡豊高等学校、高知東高等学校、高知南高等学校、高知工業高等学校、高知追手前高等学校、高知丸の内高等学校、高知小津高等学校、高知北高等学校、高知西高等学校、伊野商業高等学校、春野高等学校、高岡高等学校、高知海洋高等学校
北部地域	嶺北高等学校、高知追手前高等学校吾北分校
高吾地域	須崎工業高等学校、須崎高等学校、佐川高等学校、窪川高等学校、構原高等学校、四万十高等学校
幡多地域	大方高等学校、幡多農業高等学校、中村高等学校、中村高等学校西土佐分校、宿毛工業高等学校、宿毛高等学校、清水高等学校

## 1) 東部地域

< 公立中学校卒業生数の推移 >

	H15.3(実績)	H25.3(実績)	R4.3(推計)
東部地域	594	390	314

< 入学者の状況（全日制及び多部制昼間部） >

	H15			H25			H26		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
室戸高等学校	160	107	66.9%	120	41	34.2%	80	52	65.0%
中芸高等学校	80	44	55.0%	40	21	52.5%	40	21	52.5%
安芸高等学校	200	151	75.5%	160	108	67.5%	160	114	71.3%
安芸桜ヶ丘高等学校	120	106	88.3%	120	40	33.3%	120	54	45.0%
計	560	408	72.9%	440	210	47.7%	400	241	60.3%

東部地域の中学校卒業生数は、平成25年3月には390人と、10年前に比べると204人減少(34.3%減)しており、令和4年3月には、平成25年3月よりさらに76人減少(19.5%減)し、314人と推計されている。

東部地域では、地域外の高等学校へ進学する生徒も多く、充足率も低下してきている。このことについて計画では「今後、生徒数の減少を見据えながら、地域における教育活動を充実させていく必要がある」としている。

なお、安芸高等学校については「南海トラフ地震への対応のため、適地への移転を検討する」としており、中芸高等学校・安芸高等学校・安芸桜ヶ丘高等学校の3校については「生徒数の減少を踏まえ、将来的な在り方を検討する必要がある」としている。

## 2) 中部地域

&lt; 公立中学校卒業生数の推移 &gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績)	R4.3(推計)
中部地域	4,208	3,587	3,053

&lt; 入学者の状況(全日制及び多部制昼間部) &gt;

	H15			H25			H26		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
城山高等学校	80	37	46.3%	80	48	60.0%	80	45	56.3%
山田高等学校	200	158	79.0%	200	113	56.5%	200	143	71.5%
高知農業高等学校	280	234	83.6%	240	177	73.8%	240	156	65.0%
高知東工業高等学校	200	171	85.5%	200	152	76.0%	160	124	77.5%
岡豊高等学校	400	402	100.5%	320	305	95.3%	320	297	92.8%
高知東高等学校	270	270	100.0%	230	225	97.8%	230	225	97.8%
高知南高等学校	240	240	100.0%	240	218	90.8%	240	209	87.1%
高知工業高等学校	280	269	96.1%	280	265	94.6%	280	275	98.2%
高知追手前高等学校	280	286	102.1%	280	280	100.0%	280	255	91.1%
高知丸の内高等学校	230	195	84.8%	180	180	100.0%	180	168	93.3%
高知小津高等学校	320	319	99.7%	280	279	99.6%	280	259	92.5%
高知北高等学校	120	120	100.0%	80	80	100.0%	80	79	98.8%
高知西高等学校	320	320	100.0%	280	280	100.0%	280	281	100.4%
伊野商業高等学校	200	198	99.0%	160	159	99.4%	160	134	83.8%
春野高等学校	160	137	85.6%	160	152	95.0%	160	160	100.0%
高岡高等学校	80	65	81.3%	80	47	58.8%	80	32	40.0%
高知海洋高等学校	120	66	55.0%	80	66	82.5%	80	46	57.5%
計	3,780	3,487	92.2%	3,370	3,026	89.8%	3,330	2,888	86.7%

中部地域の中学校卒業生数(高知大学附属中を含む)は、平成25年3月には、3,587人と、10年前に比べると621人減少(14.8%減)しており、令和4年3月には、平成25年3月よりさらに534人減少(14.9%減)し、3,053人と推計されている。

高知市の高等学校は、他の地域から進学する生徒も多く、充足率も維持されているが、土佐市や香美市、香南市などの高等学校になると充足率は低くなっている。このまま高知市への生徒の集中が続くと周辺地域の高等学校の入学者数の減少に拍車がかかり、学校運営への支障が懸念されている。

一方、高知市及びその周辺地域においては、一定の生徒数の確保が見込まれることから、より活気あふれる学校づくりが望まれている。このことについて計画では「一律に学級数を削減していくのではなく、高知市内の学校を統合し、まとまった定員削減を行うことで、1学年6学級以上の学校規模の維持に努める必要がある」とし、また、「高知南中学校・高等学校と高知西高等学校について、生徒数減少への対応、グローバル人材の育成、南海トラフ地震への整備のため統合し、新たな中高一貫教育に

移行する」としている。

(スケジュール)

高知南中学校・高等学校と高知西高等学校とを統合し、新たな中高一貫教育校を、高知西高等学校の敷地に設置する。

[実施年度]

- 新たな中高一貫教育校の併設中学校の設置 平成30年度
- 新たな中高一貫教育校の併設高等学校にグローバル教育科を設置 令和3年度
- 高知南中学校・高等学校の募集停止 令和3年度
- 統合完了 令和5年度

## 3) 北部地域

&lt; 公立中学校卒業生数の推移 &gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績)	R4.3(推計)
北部地域	182	104	81

&lt; 入学者の状況(全日制及び多部制昼間部) &gt;

	H15			H25			H26		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
嶺北高等学校	80	54	67.5%	80	44	55.0%	80	33	41.3%
高知追手前高等学校 吾北分校	40	19	47.5%	40	21	52.5%	40	14	35.0%
計	120	73	60.8%	120	65	54.2%	120	47	39.2%

北部地域の中学校卒業生数は、平成25年3月には、104人と、10年前に比べると78人減少(42.9%減)しており、令和4年3月には、平成25年3月よりさらに23人減少(22.1%減)し、81人と推計されている。

北部地域では、地域外の高等学校へ進学する生徒も多く、充足率も低くなっている。このことについて計画では「今後、生徒数の減少を見据えながら、地域における教育活動を充実させていく必要がある」とし、また、「高知追手前高等学校吾北分校について、平成27年度を起算年として、2年連続して入学者が20人に満たない状況になった場合、その翌年からの募集停止を検討する」としている。

## 4) 高吾地域

&lt;公立中学校卒業生数の推移&gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績)	R4.3(推計)
高吾地域	1,007	741	551

&lt;入学者の状況(全日制及び多部制昼間部)&gt;

	H15			H25			H26		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
須崎工業高等学校	120	83	69.2%	160	108	67.5%	160	109	68.1%
須崎高等学校	200	187	93.5%	160	109	68.1%	120	103	85.8%
佐川高等学校	120	103	85.8%	120	45	37.5%	80	48	60.0%
窪川高等学校	120	89	74.2%	80	27	33.8%	80	38	47.5%
檮原高等学校	80	43	53.8%	80	35	43.8%	80	29	36.3%
四万十高等学校	80	52	65.0%	80	23	28.8%	80	22	27.5%
計	720	557	77.4%	680	347	51.0%	600	349	58.2%

高吾地域の中学校卒業生数は、平成25年3月には、741人と、10年前に比べると266人減少(26.4%減)しており、令和4年3月には、平成25年3月よりさらに190人減少(25.6%減)し、551人と推計されている。

高吾地域では、地域外の高等学校へ進学する生徒も多く、充足率も低下してきている。このことについて計画では「今後、生徒数の減少を見据えながら、地域における教育活動を充実させていく必要がある」とし、また、「須崎高等学校と須崎工業高等学校について、統合することで適正規模を維持した新たな学校を設け、高吾地域の拠点校とする。南海トラフ地震による津波への対応を踏まえて、統合後の学校は須崎工業高等学校の敷地に置く」としている。

(スケジュール)

須崎工業高等学校と須崎高等学校とを統合し、適正規模を維持した新たな学校を設け、高吾地域の拠点校とする。須崎工業高等学校の敷地に統合後の新たな学校を設置する。

[実施年度] ○統合に向けた学科改編 平成29年度  
○統合完了 令和元年度

## 5) 幡多地域

&lt;公立中学校卒業生数の推移&gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績)	R4.3(推計)
幡多地域	1,117	817	627

&lt;入学者の状況(全日制及び多部制昼間部)&gt;

	H15			H25			H26		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
大方高等学校	80	52	65.0%	80	35	43.8%	80	55	68.8%
幡多農業高等学校	160	145	90.6%	160	121	75.6%	160	123	76.9%
中村高等学校	240	234	97.5%	200	182	91.0%	200	183	91.5%
中村高等学校 西土佐分校	40	30	75.0%	40	74	17.5%	40	14	35.0%
宿毛工業高等学校	210	191	91.0%	160	114	71.3%	160	126	78.8%
宿毛高等学校	160	152	95.0%	160	110	68.8%	160	91	56.9%
清水高等学校	120	94	78.3%	80	74	92.5%	80	42	52.5%
計	1,010	898	88.9%	880	643	73.1%	880	634	72.0%

幡多地域の中学校卒業生数は、平成25年3月には、817人と、10年前に比べると300人減少(26.9%減)しており、令和4年3月には、平成25年3月よりさらに190人減少(23.3%減)し、627人と推計されている。

幡多地域では、地域外の高等学校へ進学する生徒は、他の地域に比べると少ないが、充足率は低下してきている。このことについて計画では「今後、生徒数の減少を見据えながら、地域における教育活動を充実させていく必要がある」とし、以下のように結論付けている。

- ・ 中村高等学校西土佐分校について、平成27年度を起算年として、2年連続して入学者が20人に満たない状況になった場合、その翌年からの募集停止を検討する。
- ・ 宿毛高等学校について、南海トラフ地震による津波への対応のため、適地への移転の可能性も含め、将来の学校の在り方を検討していく。
- ・ 清水高等学校について、南海トラフ地震による津波への対応のため、高台への移転を検討する。

### （3）後期実施計画

実施計画については、令和元年度から令和5年度までの5年間について、後期実施計画として策定されている。

#### 1) ICTの活用による中山間地域の高等学校の教育の充実

##### ①現状と課題

中山間地域の小規模校において中山間地域の人口が減少する中で、地元を離れた高等学校に進む生徒も多く、生徒数の減少が進んでいるとのことである。また、生徒数が少なく教員の配置数が限られる中、就職から進学まで幅広い学力層の生徒に対応できる教育課程の編成が必要としている。

##### ②目指す姿

「どの地域に住んでいても、誰もが迅速に同じ情報を得られる」というICTの特性を最大限に活用し、中山間地域の教育環境の充実が図られている姿を目指すとしている。具体的には以下のとおりである。

- ・ 中山間地域の小規模校においても、難関大学への進学など希望する進路の実現に向けて、生徒が大規模校と同じ条件で学習できる教育環境が整っている。
- ・ 本県に移住された世帯やこれから移住を希望する方にとっても、安心して学ぶことができる教育環境が確保されている。
- ・ 地域課題の解決等の探究的な学びの実現を通じて、地域の良さを学び、コミュニティを支える人材が育っている。
- ・ また、教育環境が課題となって若い子育て世代が住み慣れた地域を離れ、中心部に流出するという現状に歯止めをかけることができるとともに、地元で活躍する高校生の増加が中山間地域の活性化にもつながっている。

##### ③後期実施計画策定時点における取組状況

#### ア) オンデマンド教材の活用

室戸高等学校、山田高等学校、嶺北高等学校、高知追手前高等学校吾北分校、須崎高等学校、佐川高等学校、窪川高等学校、構原高等学校、四万十高等学校、中村高等学校西土佐分校、宿毛高等学校、清水高等学校

- ・ 大学進学を希望する郡部の生徒が利用することができる。
- ・ 全ての科目を自由な時間に視聴することができる。

#### イ) 遠隔教育の実施

高知追手前高等学校と高知追手前高等学校吾北分校

窪川高等学校と四万十高等学校

岡豊高等学校と嶺北高等学校

構原高等学校と他の県立高等学校

- ・ 双方向のやりとりが可能であり、実際の授業に近い形態で実施している。
- ・ 一部の学校では授業の単位認定を実施している。

#### ④後期実施計画策定時点における方向性

##### ア) オンデマンド教材の活用

- ・ 学校の状況に合わせて、適切なオンデマンド教材の選定や、導入する学年や対象生徒を検討する。
- ・ オンデマンド教材の活用に加えて、教員及び学習支援員による組織的な支援体制を構築する。
- ・ 生徒の更なる自主的な視聴を奨励する。

#### イ) 遠隔教育の実施

- ・ 県教育センターを配信拠点とした遠隔授業・補習授業を全ての中山間地域の高等学校に展開することができるよう、実施体制の構築や機器・通信網の整備を促進する。
- ・ 効果的な遠隔授業の挿入を図るため、遠隔教育に対応した学習指導案の作成、各校間での教育課程や担当教員の調整、連携体制を構築する。

##### 【具体的な取組例】

- 放課後や週末等における「専任の教員による進学指導講座」の開講
- これまで受講者が少ない等の事情により開設できなかった授業科目の開講
- 就職等に資する資格試験対策講座の開講
- 中学復習講座など学び直しのための授業の実施

#### ウ) 学習活動の充実

- ・ 新高等学校学習指導要領（令和4年度施行）に基づき、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動を充実することができるよう、タブレット型PCの配布など、校内のICT環境の整備を促進する。

## 2) 南海トラフ地震への対応

南海トラフ地震への対応として、以下のとおり結論づけられている。

### ①安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校

(対応方針)

安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校とを統合し、適正規模を維持した学校を設け、東部地域の活力ある拠点校とする。安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に統合後の学校を設置する。

〔実施年度〕 統合に向けた学科改編	令和4年度
統合完了	令和5年度

### ②清水高等学校

(対応方針)

清水高等学校（全日制・定時制）を高台へ移転することとし、新たな校舎を設置する。

〔実施年度〕 令和5年度を目途に移転を進める。

### ③高知海洋高等学校

学科の特性から、教育活動を実践するため、海沿いに校舎を構える必要がある。現在の校地は、津波による被害が想定される立地であるため、地域と連携した避難訓練等の実施やBCP（事業継続計画）の策定等のソフト面の対策と同時に、避難場所の確実な確保や、避難場所へ向かう避難路の安全確保を徹底して行うなど、ハード面の整備を実施する。

なお、南海トラフ地震による津波への対応のため、一部の学校施設等の適地への移転の可能性も含め、将来の学校の在り方を検討していく。

### ④宿毛高等学校

現在の校地は宿毛市中心部にあるが、津波被害は市内中心部が広範囲に浸水すると想定されている。そのため、地域と連携した避難訓練等の実施やBCP（事業継続計画）の策定等のソフト面の対策と同時に、避難場所の確実な確保や、避難場所へ向かう避難路の安全確保を徹底して行うなど、ハード面の整備を実施する。

なお、南海トラフ地震による津波への対応のため、一部の学校施設等の適地への移転の可能性も含め、将来の学校の在り方を検討していく。

## 3) 統合等

県立学校の統合等について、以下のとおり結論づけられている。

### ①本校（全日制）

#### ア) 安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合

2) ① 参照

#### イ) 窪川高等学校と四万十高等学校の在り方

(対応方針)

窪川高等学校と四万十高等学校については、条件付きで継続する。

(条件)

教育課程の見直しや学校・地域による振興策の取組によっても、令和3年度及び令和4年度において、窪川高等学校の入学者が2年連続して20人に満たない状況になった場合、又は四万十高等学校の入学者が2年連続して20人に満たない状況になった場合、窪川高等学校と四万十高等学校との統合を行い、高等学校としての教育の質の向上に必要な対策を講じることとする。

なお、入学者が最低規模(20人)を満たすだけでなく、できるかぎり定員を充足するように、県教育委員会が教育課程や、学校・地域の振興策の取組について改善・充実を図り、教育効果が得られているか、継続して検証を行うものとする。

### ②分校

(対応方針)

高知追手前高等学校吾北分校と中村高等学校西土佐分校については、基本的に継続する。

(考え方)

分校の「2年連続して入学者が20人に満たない状況になった場合、その翌年から募集停止を検討する」としている最低規模の基準については、「県立高等学校再編振興計画」策定までの協議内容を踏まえると、基準としては尊重するが、分校は小規模ということが前提となっていることから、本校との連携、分校としての活性化策、地域からの支援などを含め、「後期実施計画」の実施期間（令和元年度から令和5年度まで）中は、その取組の成果を検証しながら、2つの分校については、基本的に継続する。



**③定時制**

(対応方針)

定時制については、基本的に継続する。

(考え方)

定時制については、基本的に「本校」や「分校」と最低規模についての考え方が違っており、規模よりも、働きながら学ぶことや学び直しなど、様々な学習歴の生徒にとっての学びのセーフティネットとしての側面を重視する必要がある。

よって、「学校全体の生徒数が20人以上」としている最低規模の基準については、望ましい数字ではあるが、この数にこだわることなく、地域にとって必要な定時制は、維持すべきである。なお、維持する手法として、ICTを活用した社会性の育成など、新たな学びの在り方について工夫する。

現状、最低規模を下回っている定時制は複数あるが、大きく20名を下回っている学校はないことから、「後期実施計画」の実施期間（令和元年度から令和5年度まで）中は、基本的に継続する。

**4) 共通する項目**

共通する項目として認識されている主な内容は、以下のとおりである。

**①本校の最低規模の特例校**

- ・過疎化が著しく、近隣に他の高等学校がない学校であり、特例として1学年1学級（20人以上）を最低規模とする。

〔対象校〕室戸高等学校、嶺北高等学校、佐川高等学校、窪川高等学校、榑原高等学校、四万十高等学校、清水高等学校

- ・不登校経験者や発達障害のある生徒にも柔軟な対応ができる支援体制を整えた学校であり、特例として1学年1学級（20人以上）を最低規模とする。

〔対象校〕中芸高等学校、城山高等学校、高岡高等学校、大方高等学校

**②進学拠点校**

自校の生徒の学力向上や進路指導だけでなく、その成果を他の高等学校にも普及することで、進学指導力を向上させる牽引校として位置付けている。（県教育委員会が「前期実施計画」で定めた6校に、「後期実施計画」において2校を追加）。

〔「前期実施計画」からの対象校〕

安芸高等学校、高知追手前高等学校、高知小津高等学校、高知西高等学校（令和5年度統合完了）、高知国際高等学校（令和3年度開校）、中村高等学校

〔「後期実施計画」からの対象校〕

山田高等学校、須崎総合高等学校

**③中山間地域の学校に共通する取組**

- ・ICTの活用等により4年制大学への進学希望にも対応できる学習環境の整備や、社会性の育成を図る。
- ・地元中学校との連携を更に向上させ、中学生にとって魅力ある取組や学校づくりを行い、地元中学校からの進学率を更に向上させる振興策に取り組む。
- ・地元自治体との連携を図り、特色ある学校づくりを行うことで、地元中学校はもとより地域外の中学生が入学したいと思う振興策を展開する。
- ・県としては、国の指定事業（ICTの活用や地域との協働による高等学校教育改革推進事業など）について、積極的に活用する方向で取り組んでいく。

※中山間地域の学校

過疎化が著しく、近隣に他の高等学校がない学校（県教育委員会が「前期実施計画」で定めた本校7校に、「後期実施計画」において本校1校と分校2校を追加）。

〔「前期実施計画」からの対象校〕

室戸高等学校、嶺北高等学校、佐川高等学校、窪川高等学校、榑原高等学校、四万十高等学校、清水高等学校

〔「後期実施計画」からの対象校〕

中芸高等学校、高知追手前高等学校吾北分校、中村高等学校西土佐分校



#### ④学びのセーフティネットの体制をより充実させた本校に共通する取組

全ての学校において、「義務教育段階の基礎的・基本的な学力が身に付いていない生徒や、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害のある生徒等にも、適切でより良い教育を実践するため、校内支援委員会等による支援体制や外部機関との連携体制を整える」としている。

また、校外の研修会に参加した教員が理解を深めて、講師として校内研修を実施することができるようにするなどの研修体制を整えることとしている。

そうした中でも、「前期実施計画」において、県全体の状況を考慮し、3校を柔軟な教育課程の運用やきめ細かな支援が可能な学校として配置することとし、平成29年度から全日制単位制への改編を実施している。

なお、「前期実施計画」以前から、学びのセーフティネットの体制を整えた学校として、定時制（昼間部）を設置している。

〔「前期実施計画」以前からの対象校〕  
中芸高等学校、高知北高等学校

〔「前期実施計画」で追加した対象校〕  
城山高等学校、高岡高等学校、大方高等学校

- 〔取組〕・学び直しのプログラムの開発・実践
- ・柔軟な教育課程の運用
  - ・きめ細かな支援を行うための体制の整備や教職員の指導力向上

#### ⑤定時制（夜間部）〔多部制単位制（夜間部）を含む〕に共通する取組

- ・働きながら学ぶことや学び直しなど、様々なニーズのある生徒に応じた支援を行う。
- ・社会性等の育成を図り、生徒の希望する進路の実現を支援する取組を充実する。
- ・生徒の居場所づくりの取組を行う。
- ・学び直しの機会を増やすための、入学機会を複数回提供する制度について、情報収集などを行い、その在り方や導入の要否について検討する。

#### 5) 学校の振興に向けた新たな（又は拡充する）取組

後期実施計画では県内を東部、中部、北部、高吾、幡多の5つの地域に分け、各学校を下表のとおり位置づけている。

地 域	学 校 名
東部地域	室戸高等学校、中芸高等学校、安芸中学校・高等学校、安芸桜ヶ丘高等学校
中部地域	城山高等学校、山田高等学校、高知農業高等学校、高知東工業高等学校、岡豊高等学校、高知東高等学校、高知南中学校・高等学校、高知工業高等学校、高知追手前高等学校、高知丸の内高等学校、高知小津高等学校、高知北高等学校、高知西高等学校、伊野商業高等学校、春野高等学校、高岡高等学校、高知海洋高等学校
北部地域	嶺北高等学校、高知追手前高等学校吾北分校
高吾地域	須崎総合高等学校、佐川高等学校、窪川高等学校、構原高等学校、四万十高等学校
幡多地域	大方高等学校、幡多農業高等学校、中村中学校・高等学校、中村高等学校西土佐分校、宿毛工業高等学校、宿毛高等学校、清水高等学校

## ① 東部地域

&lt; 公立中学校卒業生数の推移 &gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績) ①	H30.3(実績) ②	R5.3(推計) ③	③ - ②
東部地域	594	390	350	303	△47

&lt; 入学者の状況（全日制及び多部制昼間部） &gt;

	H15			H25			H30		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
室戸高等学校	160	107	66.9%	120	41	34.2%	80	20	25.0%
中芸高等学校	80	44	55.0%	40	21	52.5%	40	19	47.5%
安芸高等学校	200	151	75.5%	160	108	67.5%	120	114	95.0%
安芸桜ヶ丘高等学校	120	106	88.3%	120	40	33.3%	80	31	38.8%
計	560	408	72.9%	440	210	47.7%	320	184	57.5%

東部地域の中学校卒業生数は、平成30年3月には350人と、5年前に比べると40人減少(10.3%減)しており、令和5年3月には、平成30年3月より更に47人減少(13.4%減)し、303人と推計されている。

東部地域では、地域外の高等学校へ進学する生徒が多く、充足率も低下している。このことについて計画では「今後、生徒数の減少を見据えながら、地域における教育活動を充実させていく必要がある」とし、また、「学校が小規模化していく中で、東部地域において適正規模(4学級以上)を維持した中核的な学校が必要であることから、統合することで、4学級以上の学校規模の高等学校を設置し、その維持に努める必要がある」としている。

## ② 中部地域

&lt; 公立中学校卒業生数の推移 &gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績) ①	H30.3(実績) ②	R5.3(推計) ③	③ - ②
中部地域	4,208	3,587	3,340	3,089	△251

&lt; 入学者の状況（全日制及び多部制昼間部） &gt;

	H15			H25			H30		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
城山高等学校	80	37	46.3%	80	48	60.0%	80	29	36.3%
山田高等学校	200	158	79.0%	200	113	56.5%	200	106	53.0%
高知農業高等学校	280	234	83.6%	240	177	73.8%	240	203	84.6%
高知東工業高等学校	200	171	85.5%	200	152	76.0%	160	104	65.0%
岡豊高等学校	400	402	100.5%	320	305	95.3%	320	305	95.3%
高知東高等学校	270	270	100.0%	230	225	97.8%	230	230	100.0%
高知南高等学校	240	240	100.0%	240	218	90.8%	240	213	88.8%
高知工業高等学校	280	269	96.1%	280	265	94.6%	280	268	95.7%
高知追手前高等学校	280	286	102.1%	280	280	100.0%	280	281	100.4%
高知丸の内高等学校	230	195	84.8%	180	180	100.0%	180	171	95.0%
高知小津高等学校	320	319	99.7%	280	279	99.6%	280	266	95.0%
高知北高等学校	120	120	100.0%	80	80	100.0%	80	79	98.8%
高知西高等学校	320	320	100.0%	280	280	100.0%	280	280	100.0%
伊野商業高等学校	200	198	99.0%	160	159	99.4%	160	120	75.0%
春野高等学校	160	137	85.6%	160	152	95.0%	160	122	76.3%
高岡高等学校	80	65	81.3%	80	47	58.8%	80	30	37.5%
高知海洋高等学校	120	66	55.0%	80	66	82.5%	80	36	45.0%
計	3,780	3,487	92.2%	3,370	3,026	89.8%	3,330	2,843	85.4%

中部地域の中学校卒業生数(高知大学附属中学校を含む)は、平成30年3月には3,340人と、5年前に比べると247人減少(6.9%減)しており、令和5年3月には、平成30年3月より更に251人減少(7.5%減)し、3,089人と推計されている。

高知市の高等学校は、他の地域から進学する生徒も多く、充足率も維持されているが、香美市、香南市、土佐市、いの町などの高等学校になると充足率は低くなっている。このまま、高知市への生徒の集中が続くと周辺地域の高等学校の入学者数の減少に拍車がかかり、学校運営の支障が懸念される。よって、こうした周辺地域の学校について計画では「今後、地域における教育活動を充実させていくことや、魅力ある学科やコースを設けるなど、教育内容の充実を図る必要がある」とし、「一方、高知市においては、令和3年から高知国際高等学校の開校に伴う統合校の募集停止を行うことから、その影響も見据えながら、中部地域の各校の入学定員の見直しについては、検討していく必要がある」としている。

## ③北部地域

&lt; 公立中学校卒業生数の推移 &gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績) ①	H30.3(実績) ②	R5.3(推計) ③	③ - ②
北部地域	182	104	76	60	△16

&lt; 入学者の状況（全日制及び多部制昼間部） &gt;

	H15			H25			H30		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
嶺北高等学校	80	54	67.5%	80	44	55.0%	80	17	21.3%
高知道手前高等学校 吾北分校	40	19	47.5%	40	21	52.5%	40	6	15.0%
計	120	73	60.8%	120	65	54.2%	120	23	19.2%

北部地域の中学校卒業生数は、平成30年3月には76人と、5年前に比べると28人減少(26.9%減)しており、令和5年3月には、平成30年3月より更に16人減少(21.1%減)し、60人と推計されている。

北部地域では、地域外の高等学校へ進学する生徒が多く、充足率も低下している。このことについて計画では「今後、生徒数の減少を見据えながら、魅力ある学科やコース、教育課程を設けるなど、教育内容の充実を図る必要がある」としている。

## ④高吾地域

&lt; 公立中学校卒業生数の推移 &gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績) ①	H30.3(実績) ②	R5.3(推計) ③	③ - ②
高吾地域	1,007	741	595	487	△108

&lt; 入学者の状況（全日制及び多部制昼間部） &gt;

	H15			H25			H30		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
須崎工業高等学校	120	83	69.2%	160	108	67.5%	120	98	81.7%
須崎高等学校	200	187	93.5%	160	109	68.1%	120	75	62.5%
佐川高等学校	120	103	85.8%	120	45	37.5%	80	38	47.5%
窪川高等学校	120	89	74.2%	80	27	33.8%	80	25	31.3%
構原高等学校	80	43	53.8%	80	35	43.8%	80	41	51.3%
四万十高等学校	80	52	65.0%	80	23	28.8%	80	18	22.5%
計	720	557	77.4%	680	347	51.0%	560	295	52.7%

高吾地域の中学校卒業生数は、平成30年3月には595人と、5年前に比べると146人減少(19.7%減)しており、令和5年3月には、平成30年3月より更に108人減少(18.2%減)し、487人と推計されている。

高吾地域では、地域外の高等学校へ進学する生徒が多く、充足率も低下している。このことについて計画では「今後、生徒数の減少を見据えながら、地域における教育活動を充実させていく必要がある。また、学校が小規模化していく中で、地理的な側面も配慮しながら、高等学校教育の質の確保をしていく必要があることから、統合も含めた学校の在り方や入学定員の見直しについては、検討していく必要がある」としている。

## ⑤幡多地域

&lt; 公立中学校卒業生数の推移 &gt;

	H15.3(実績)	H25.3(実績) ①	H30.3(実績) ②	R5.3(推計) ③	③ - ②
幡多地域	1,117	817	701	570	△131

&lt; 入学者の状況（全日制及び多部制昼間部） &gt;

	H15			H25			H30		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
大方高等学校	80	52	65.0%	80	35	43.8%	80	25	31.3%
幡多農業高等学校	160	145	90.6%	160	121	75.6%	160	126	78.8%
中村高等学校	240	234	97.5%	200	182	91.0%	200	158	79.0%
中村高等学校 西土佐分校	40	30	75.0%	40	74	17.5%	40	10	25.0%
宿毛工業高等学校	210	191	91.0%	160	114	71.3%	160	121	75.6%
宿毛高等学校	160	152	95.0%	160	110	68.8%	120	81	67.5%
清水高等学校	120	94	78.3%	80	74	92.5%	80	34	42.5%
計	1,010	898	88.9%	880	643	73.1%	840	555	66.1%

幡多地域の中学校卒業生数は、平成30年3月には701人と、5年前に比べると116人減少(14.2%減)しており、令和5年3月には、平成30年3月より更に131人減少(18.7%減)し、570人と推計されている。

幡多地域では、地域外の高等学校へ進学する生徒は、他の地域に比べると少ないが、近年は増加しており、充足率は低下してきている。このことについて計画では「今後、生徒数の減少を見据えながら、魅力ある学科やコース、教育課程を設けるなど、教育内容の充実を図る必要があるとともに、入学定員の見直しについては、上記の充実策と併せて検討していく必要がある」としている。

## 3. 高知県立特別支援学校再編計画

子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、「高知県立特別支援学校再編計画」（以下、「特別支援学校再編計画」という。）を策定している。当該計画は、平成22年1月に策定された第一次計画と平成28年5月に策定された第二次計画で構成されている。

第一次計画は、知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校に関するものであり、第二次計画は、病弱特別支援学校に関するものである。

これらの計画の内容については、以下のとおりである。

## (1) 第一次計画 ー知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校ー

## 1) 特別支援学校再編計画の概要

平成19年4月1日に一部改正された学校教育法が施行され、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念のもと特別支援教育が新たな制度としてスタートした。

この特別支援教育が推進される中、高知県では、県中央部の県立知的障害特別支援学校における児童生徒数の急増や、肢体不自由特別支援学校における在籍児童生徒の障害の重度・重複化、また、肢体不自由児施設に手術、リハビリテーションを受けるために入所する児童生徒の義務教育を保障する目的で設置されている分校の児童生徒数の急減等の課題が生じている。

これらのことから、学校規模の適正化や一人一人のニーズに応じた教育の充実といった観点から、特別支援学校の再編が必要となった。

## 2) 特別支援学校再編の実施計画及び結果

### ①知的障害特別支援学校の再編

#### ア) 山田特別支援学校の分校を新設

山田特別支援学校の児童生徒数が急増し、教室不足や校舎の狭隘化が進むなど、教育条件の改善が早急に対応しなければならない課題となった。その対応として、田野町へ分校を新設することとし、平成23年4月に開校した。

#### イ) 日高特別支援学校の分校を新設

日高特別支援学校の児童生徒数が急増し、特別教室の普通教室への転用やプレハブ教室の設置などで対応してきたが、早期に児童生徒数の適正化を図るなど抜本的な対応が必要となったため、高知市に分校を新設することとし、平成23年4月に開校した。

### ②肢体不自由特別支援学校の再編

#### ア) 高知若草特別支援学校子鹿園分校に通学生・転校生受入及び高等部の設置

高知若草特別支援学校子鹿園分校の児童生徒数が急減し、適切な規模の学習集団の確保ができなくなってきたため、通学生の受入など、それまでの分校の役割を見直し学校機能を充実する必要があった。そのため、平成22年度から小中学部に通学生及び本校からの転校生の受入を開始し、平成23年4月から高等部を設置し受入を開始した。

## (2) 第二次計画 ー病弱特別支援学校ー

### 1) 特別支援学校再編計画の概要

平成19年度の学校教育法の改正により、発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が推進されている。

また、特別支援教育においては、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築という新たな理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別支援学校を含めた多様な学びの場の一層の充実を図ることとされている。

高知県の特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化等により、教育的ニーズが多様化してきている。特に近年、病弱教育を行う特別支援学校では、従来の慢性疾患の児童生徒が著しく減少しており、高知江の口特別支援学校においては、心身症や精神疾患のある児童生徒が増加するといった実態の大きな変化により、多様な教育的ニーズに応える教育内容や施設設備の充実といった課題が生じてきている。

このため、県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、病弱特別支援学校の課題の解決に向け、今後の病弱教育の在り方について検討を行い、再編振興の取組を進めることとされている。

## 2) 病弱特別支援学校再編振興の実施計画

### ①高知江の口特別支援学校の再編振興

当該計画によると「高知江の口特別支援学校の課題を解決し、病弱教育の一層の振興を図るために、以下の点を重視した教育環境の充実を図る」としている。

- 児童生徒の実態に柔軟に対応する教育内容と施設設備の整備
- 医療等関係機関と連携した教育の充実と教職員の専門性の向上
- 南海トラフ地震への対応等、安全・安心に配慮した対策
- 発達障害等に対応するセンター的機能の充実

以上の点を総合的に考慮した結果、新たな機能を有する病弱特別支援学校を高知市大原町（教育センター分館の敷地）に移転整備することとした。

移転整備計画については、令和元年12月現在工事中であり、令和3年4月に移転開校する予定である。

### ②高知大学医学部附属病院分校の再編振興

ICT環境を整備し指導及び支援の充実を図るとともに、小中学校との学校間連携を重視し、転学する児童生徒の円滑な移行支援に取り組む。また、病状に合わせた指導及び支援を専門的に行う学校として、他の医療機関や小中学校等と連携し、病院に入院する児童生徒の学習保障をコーディネートするセンター的機能を果たす学校を目指す。そのための取組は以下のとおりとしている。

#### ア) ICT機器を活用した指導の充実

デジタル教科書を活用した授業実践、Web会議システムを活用した本校と分校間の遠隔授業など、ICT機器を活用した効果的な授業や交流及び共同学習を推進する教育環境を整備する。

#### イ) センター的機能の充実

医療機関や小中学校と連携し、他の医療機関に入院している児童生徒を把握するとともに、児童生徒の適切な教育対応につなげることができるよう、コーディネート機能を発揮する。また、必要に応じて訪問教育を行う。

令和2年度から、高知江の口特別支援学校の訪問教育を高知大学附属病院分校が担うこととしている。

### ③国立高知病院分校の再編振興

医療機関に隣接するメリットを生かし、病弱教育の機能を拡充するとともに、ICT環境を整備し、指導の一層の充実を図る。また、病状に合わせた指導及び支援を専門的に行う学校として、他の医療機関や小中学校等と連携し、病院に入院する児童生徒の学習保障をコーディネートするセンター的機能を果たす学校を目指す。

そのための取組は以下のとおりとしている。

#### ア) 病弱特別支援学校の分校に再編し病弱教育を充実

新たに慢性疾患の児童生徒の通学を受け入れ、医療機関との連携のもと、安全・安心な学校生活を送る教育環境を整備し、高知若草特別支援学校の分校から高知江の口特別支援学校の分校に再編する。

#### イ) ICT機器を活用した指導の充実

デジタル教科書を活用した授業実践、Web会議システムを活用した本校と分校間の遠隔授業など、ICT機器を活用した効果的な授業や交流及び共同学習を推進する教育環境を整備する。

#### ウ) センター的機能の充実

医療機関や小中学校等と連携し、他の医療機関に入院している児童生徒を把握するとともに、児童生徒の適切な教育対応につなげることができるよう、コーディネート機能を発揮する。また、必要に応じて訪問教育を行う。

平成31年4月から新たに慢性疾患の児童生徒の通学を受け入れ、医療機関との連携のもと、安全・安心な学校生活を送る教育環境を整備し、令和3年4月から高知若草特別支援学校の分校から高知江の口特別支援学校の分校に再編する予定としている。

### （3）高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会

第二次計画（平成28年5月）では、知的障害特別支援学校の狭隘化は解消に向かいつつあるとしていたが、その後、再び知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加傾向に転じ、学校の狭隘化の課題が生じている。

令和元年9月18日の高知新聞においても、山田特別支援学校の受入目安人数144人に対し令和元年度は187人が在籍し、視聴覚室等の特別教室を普通教室に転用しているといった記事が掲載された。

知的障害特別支援学校の狭隘化に対応するため、「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」が令和元年6月に設置されて、第1回検討委員会（令和元年7月10日）から最終の第4回検討委員会（令和元年12月2日）まで開催され、40人から50人規模の施設整備をできるだけ早く行う方向性が出されている。

## 4. 高知県立学校施設長寿命化計画

### （1）学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

#### 1）背景・目的

県立学校施設は児童生徒の急増期にあたる昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建築された施設が多く、平成29年度現在、築30年を経過した施設が全体の7割以上を占めるなど、今後の老朽化対策が喫緊の課題となっている。

学校施設は、児童生徒が日常の多くの時間を過ごす教育施設であり、安全、安心で快適な教育環境の整備が求められる。また、学校施設は、地域の住民にとって生涯学習やスポーツの場として親しまれるとともに、災害が発生した際には避難所としての役割を果たすなど、防災面での機能も期待されている。

今後、県立学校施設の老朽化対策を進めていくにあたっては、施設あたりのライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減と平準化を図っていくことが必要とのことである。

以上のような背景と目的を踏まえ、平成29年12月に県立学校施設の長寿命化を推進していくための指針となる「高知県立学校施設長寿命化計画」（以下、「長寿命化計画」という。）を策定している。

#### 2）計画期間

計画期間は、長寿命化計画の上位計画に該当する高知県公共施設等総合管理計画に合わせ、平成29年度から令和8年度までの10年間とされている。

また、長寿命化計画では、「令和元年度から令和10年度までの10年間について、長寿命化や改築、改修等の整備を行う学校施設を具体的に定めた実施計画を作成することとし、本計画に基づく取組を集中的に推進していく」としている。

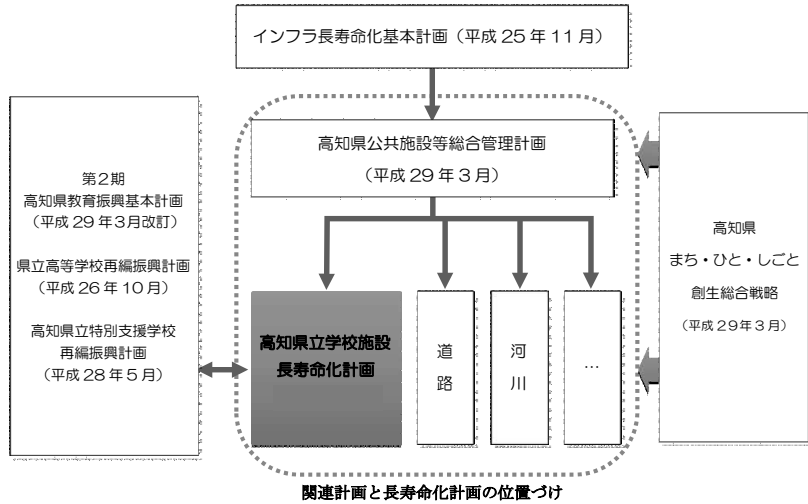
一方で、長寿命化の推進による財政的な効果を試算するために実施するコストシミュレーションの期間としては、令和元年度から令和40年度までの40年間を見通すものとしている。

なお、長寿命化計画は社会情勢や教育環境の変化等への対応が必要となった場合は、計画期間に関わらず適宜見直しを行うとしている。



### 3) 関連計画

長寿命化計画に関連する主な計画は以下のとおりである。



関連計画と長寿命化計画の位置づけ

(出典：高知県立学校施設長寿命化計画、一部監査人修正)

### 4) 対象施設

長寿命化計画の対象施設は県立の中学校3校、高等学校36校、特別支援学校13校の計52校、延床面積約50万㎡、全393棟である(長寿命化計画策定時点)。

【学校別の対象施設の状況、生徒数、学級数】

学校名	保有面積 (㎡)			生徒数			学級数		
	非木造	木造	計	全日制	定時制	通信制	全日制	定時制	通信制
室戸高校	13,002	743	13,745	150	17	0	6	4	0
中芸高校	6,383	0	6,383	0	67	0	0	7	0
安芸高校	12,720	0	12,720	260	0	0	9	0	0
城山高校	7,503	0	7,503	128	0	0	6	0	0
山田高校	10,091	0	10,091	436	29	0	14	4	0
嶺北高校	8,208	0	8,208	77	0	0	3	0	0
岡豊高校	19,206	0	19,206	891	0	0	24	0	0
高知東高校	16,472	0	16,472	667	0	0	18	0	0
高知南高校	18,659	0	18,659	651	0	0	18	0	0
高知追手前高校	15,074	0	15,074	782	0	0	21	0	0
高知追手前高校 吾北分校	3,327	0	3,327	64	0	0	3	0	0
高知丸の内高校	13,560	0	13,560	498	0	0	15	0	0
高知小津高校	19,451	0	19,451	800	0	0	21	0	0
高知西高校	15,121	0	15,121	836	0	0	21	0	0
高知北高校	9,905	0	9,905	0	330	447	0	13	16
高岡高校	6,040	0	6,040	104	44	0	4	4	0
高知海洋高校	13,548	0	13,548	142	0	0	5	0	0
佐川高校	7,680	0	7,680	131	22	0	5	4	0
須崎高校	12,730	0	12,730	249	17	0	8	4	0
梶原高校	4,992	0	4,992	128	0	0	5	0	0
窪川高校	8,109	460	8,569	99	0	0	4	0	0
四万十高校	4,545	0	4,545	52	0	0	6	0	0
中村高校	13,553	0	13,553	542	0	0	15	0	0
中村高校	3,062	0	3,062	42	0	0	3	0	0
清水高校	8,132	601	8,733	142	20	0	6	4	0
宿毛高校	13,943	0	13,943	266	25	0	11	4	0
高知農業高校	26,768	0	26,768	591	0	0	18	0	0
春野高校	11,900	0	11,900	414	0	0	12	0	0
幡多農業高校	16,953	0	16,953	336	0	0	12	0	0
安芸桜ヶ丘高校	10,160	0	10,160	109	0	0	9	0	0
高知東工業高校	15,129	0	15,129	338	34	0	12	4	0
高知工業高校	21,555	0	21,555	794	70	0	21	16	0
須崎工業高校	12,528	0	12,528	249	0	0	11	0	0
宿毛工業高校	16,219	0	16,219	365	0	0	9	0	0
伊野商業高校	13,822	0	13,822	406	0	0	12	0	0
大方高校	9,177	0	9,177	0	113	72	0	7	4
高等学校 計 (36校)	439,227	1,804	441,031	11,739	788	519	367	75	20
盲学校	7,523	0	7,523	21			14		
高知ろう学校	6,291	0	6,291	20			13		
山田特別支援学校	8,387	2,303	10,690	176			34		
山田特別支援学校田野分校	0	0	0	32			15		
日高特別支援学校	7,294	0	7,294	100			22		
日高特別支援学校高知みかづき分校	784	638	1,422	37			6		
中村特別支援学校	6,620	0	6,620	97			28		
高知若草特別支援学校	7,560	0	7,560	68			24		
高知若草特別支援学校子鹿園分校	4,734	0	4,734	30			13		
高知若草特別支援学校国立高知病院分校	2,643	0	2,643	18			7		
高知若草特別支援学校土佐希望の家分校	0	1,008	1,008	19			8		
高知江の口特別支援学校	5,092	0	5,092	19			9		
高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校	0	0	0	3			1		
特別支援学校 計 (13校)	56,928	3,949	60,877	640	0	0	194	0	0
安芸中学校				156			6		
高知南中学校				359			12		
中村中学校	1,133	0	1,133	209			6		
中学校 計 (3校)	1,133	0	1,133	724	0	0	24	0	0
総計 (52校)	497,288	5,753	503,041	13,103	788	519	585	75	20

(出典：長寿命化計画4頁,11頁、保有面積：平成29年4月現在、生徒数、学級数：平成29年6月現在)

## （2）県立学校施設の目指すべき姿

学校施設は児童生徒が日々の学習や生活のために、日常の多くの時間を過ごす教育施設であり、安全、安心で快適な教育環境の整備が求められる。また、学校施設は地域の住民にとって生涯学習やスポーツの場として親しまれるとともに、災害が発生した際には避難所としての役割を果たすなど、防災面での機能も期待されている。

県立学校の施設整備を進めていくにあたっては、「文部科学省が策定している以下の指針・方針等を参考として、整備する施設に合わせて個別に検討する」としている。

- 学校施設整備指針関係
  - ・ 中学校施設整備指針（H28.3）
  - ・ 高等学校施設整備指針（H28.3）
  - ・ 特別支援学校施設整備指針（H28.3）
- バリアフリー関係
  - ・ 学校施設バリアフリー化推進指針（H16.3）
- 防災関係
  - ・ 公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集（H25.8）
- エコスクール関係
  - ・ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について  
一低炭素社会における学校づくりの在り方ー（H21.3）
- 非構造部材関係
  - ・ 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（H27.3）
- その他の関係する指針・方針等
  - ・ 報告書「学校施設整備基本構想の在り方について」（H25.3）

## （3）学校施設の実態

学校施設の将来的な整備計画を作成するためには、施設の老朽度や使用状況といった学校に直接的に関わる状況のほか、県の財政事情や人口の推移など、学校を取り巻く間接的な状況についても把握することが重要とし、以下（1）から（2）のように認識されている。

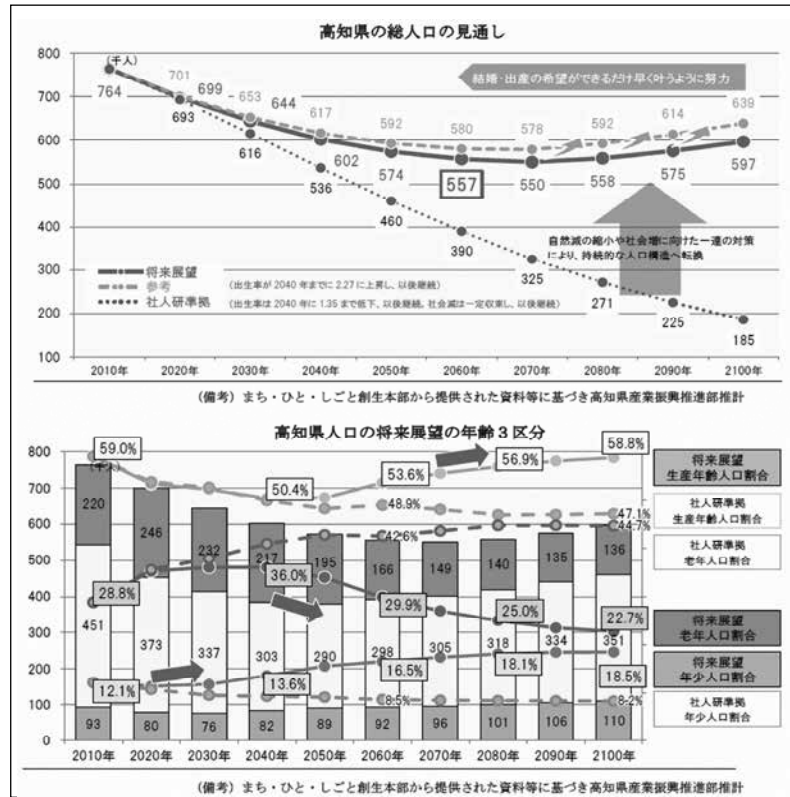
### 1）学校を取り巻く状況

#### ①県の財政状況

県の財政について、今後も財政規律を維持し、将来に向けて安定的な財政運営を行っていくためには、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る財政負担を軽減・平準化していく取組が一層求められる。

#### ②県の人口及び年代別人口についての今後の見通し

県の総人口は、これまでと同様のトレンドが継続すれば、2060年には390千人まで減少することが見込まれる。こうした見込みに対して、県としては、人口の自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることで、2060年県人口の将来展望を約557千人と見通し、その実現を目指す。



(出典：高知県立学校施設長寿命化計画)

③児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合について

少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けている。平成19年5月に34,551人であった公立中・高等学校の児童生徒数は、平成28年5月現在、29,056人まで減少している。さらに、令和3年5月には約25,672人まで減少することが予測されている。県立学校については、平成26年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合した須崎総合高等学校、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中学校・高等学校の開校に向けて取組を進めている。

2) 学校施設の老朽化状況の実態

①耐震診断結果による構造躯体の健全度の把握

建築基準法に基づく現行の耐震基準（新耐震基準）は昭和56年（1981年）に導入された。県は、それ以前の旧耐震基準で建築された学校施設については耐震診断を行い、その結果、耐震性が確保されていない建物は耐震補強工事を実施しており、平成28年度までに構造躯体の耐震化は完了した（解体予定の1棟除く）。耐震診断では施設の耐震機能の診断に合わせて、コンクリート圧縮強度や中性化深さ等の調査を行っており、その結果から簡易的に構造躯体の健全度を把握している。

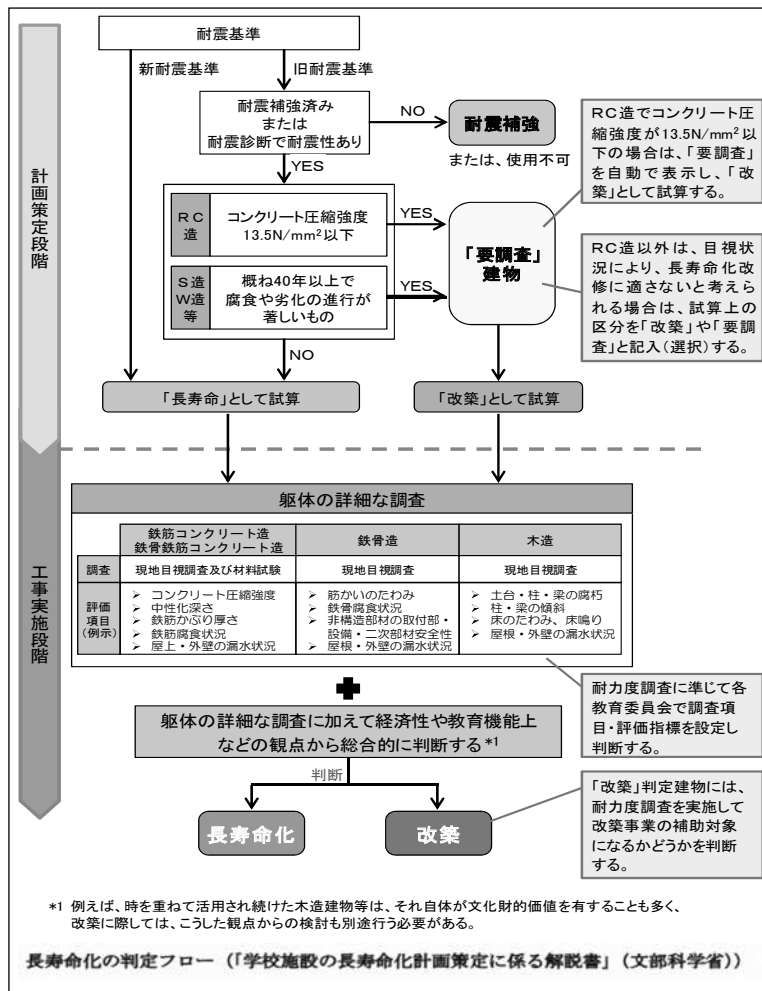
評価項目	評価基準		学校施設の状況	
			延床面積	棟数
不同沈下	なし、支障なし	問題なし	196,498 m <sup>2</sup>	107
		問題あり	0 m <sup>2</sup>	0
コンクリート強度	18N/mm <sup>2</sup> 以上 (※2)	問題なし	208,134 m <sup>2</sup>	112
		経過観察が必要	18,084 m <sup>2</sup>	9
		改善が必要	0 m <sup>2</sup>	0
		問題なし	165,264 m <sup>2</sup>	97
中性化深さ (※4)	薬80年までに3cmに達しない	問題なし	27,779 m <sup>2</sup>	17
		既に3cmに達している	42,501 m <sup>2</sup>	26

(※1) 建物が均一に沈下せず、特定方向に傾くこと。特定方向に荷重が集中することで、構造の健全性が失われる。  
 (※2) 耐久設計基準強度 (JASS5) の最低値 (計画供用期間：短期) より。  
 (※3) 耐震補強工事の際に、アンカーを施工するために必要とされる値。13.5N/mm<sup>2</sup>未満は補強が困難となる。なお、文部科学省では10N/mm<sup>2</sup>未満の場合をコンクリート強度が著しく低い危険改築対象と見なす。  
 (※4) コンクリートのかぶり厚さは、建築基準法施行令により、土に接しない部分の柱・梁・耐力壁30mm以上とされている。  
 (※5) 再編統合等による廃校や解体予定のある学校施設は除く。

(出典：高知県立学校施設長寿命化計画)

### ②構造躯体の健全度の評価と長寿命化の判定

前項での構造躯体の健全度の評価から、次に示す長寿命化の判定フローを用いて、長寿命化計画策定段階における学校施設の長寿命化の可否を判断している。



(出典：高知県立学校施設長寿命化計画)

### ③老朽化現地調査について

学校施設の長寿命化の実施方針や実施計画の作成に向けた判断材料とするため、立地条件と築年数を勘案して、最適な学校を抽出したうえで、現地調査により立地条件及び経年による建物の老朽化の特性や進行状況の違いを把握している。

調査対象校は以下のとおりである。老朽化評価マニュアルに基づき、目視による棟ごとの評価を実現している。

調査対象校	保有面積	各校が保有する建物の築年数別割合			立地
		40年以上	20～40年未満	20年未満	
幡多農業高校	16,953 m <sup>2</sup>	66%	27%	7%	内陸部
清水高校	8,733 m <sup>2</sup>	68%	32%	0%	沿岸部
岡豊高校	19,206 m <sup>2</sup>	0%	100%	0%	内陸部
高知海洋高校	13,548 m <sup>2</sup>	0%	52%	48%	沿岸部
高知小津高校	19,451 m <sup>2</sup>	5%	0%	95%	内陸部

(注) ■ 割合が30%を超えるもの

(出典：高知県立学校施設長寿命化計画)

調査の結果、耐震補強工事に合わせて実施した老朽箇所の改修の程度による違いはあるものの、全面的な改修が必要な箇所や範囲は経年により広がっていく傾向にあることから、学校施設の長寿命化や老朽化対策の優先度を検討する際に、築年数は有効な指標となることが明らかとなったとのことである。

**（4）学校施設整備の基本的な方針等**

**1）学校施設の規模・配置計画等の方針**

県教育委員会では、学校施設の規模の適正化や適切な配置計画等の方針として、再編振興計画及び特別支援学校再編振興計画を策定しており、現在、これらに基づき学校の再編・統合等を進めている。

高等学校では、再編振興計画の前期実施計画において、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校が統合して高知国際中学校・高等学校（令和5年度統合完了）となり、須崎工業高等学校と須崎高等学校が統合して須崎総合高等学校（令和元年度統合完了）となるとされている。

また、特別支援学校では病弱特別支援学校の再編振興に取り組んでおり、多様な教育的ニーズに対応する教育内容と施設設備の整備や南海トラフ地震への対応として、高知江の口特別支援学校の移転整備を進めている。

**2）改修等の基本的な方針**

改修等の基本的な方針として施設の長寿命化という考え方を取り入れ、効率的なメンテナンスサイクルの構築や予防保全的な改修の実施等により施設の長寿命化を推進することで、施設あたりのライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減と平準化を図っていくことが必要であるとし、以下のように検討されている。

長寿命化計画における建物の目標使用年数は内陸部に比べ塩害等による劣化が進むと考えられる沿岸部の短い年数に統一し、80年を原則とする。

改修の整備内容は、目標使用年数の半分にあたる築40年頃に構造躯体の改善を含む長寿命化改修を実施し、その後20年に大規模改修を実施することを基本的な整備周期として、予防保全的な施設整備により築80年までの長寿命化を実現する。

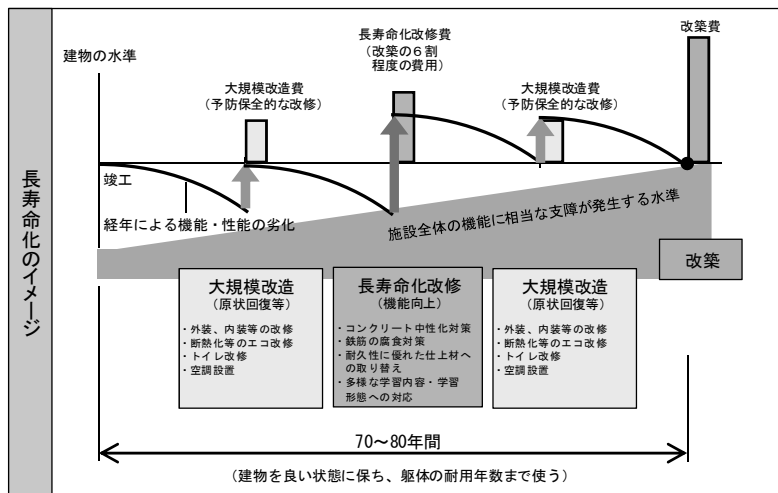
整備周期について、建材が更新時期を迎える前に改修することが基本だが、県立学校施設は棟数、面積ともに多いことから、更新時期の近い各部位の整備を集約して実施することにより効率化を図る。約20年周期で、外装（アスファルト防水、外壁フッ素系塗装）や設備類の多くが耐用年数を迎えることから、20年を大規模な改修の周期の目安としている。

部位・設備等	主な改修工事	同時に措置した方が良い部位・設備等の例	更新・改修周期の目安
外壁	仕上げ改修（塗装、吹付、タイル補修等）	シーリング、外部建具、笠木、樋、断熱材	15～30年
	クラック補修、浮き補修	シーリング、外部建具、笠木	10～15年
	建具改修（サッシ、カーテンウォール等）	シーリング	約40年
内装	建具改修（可動間仕切り含む）	—	30年
	床材、ボード材	—	30年
	壁塗装	—	20年
	トイレブース	—	8年（修繕）
	ブラインド、造付け家具等	—	20年
屋根	防水改修	排水溝（ルーフドレン）、笠木、屋上手すり、設備架台、断熱材	20～30年
電気設備	受変電設備改修	分電盤、変圧機、コンデンサ、幹線	25～30年
空調設備	冷暖房設備（ファンコイル、空調機）改修	ポンプ、冷却塔、配管等、屋上防水	15～20年
	熱源改修	配管等	15～20年
給排水衛生設備	給排水設備改修	ポンプ、受水槽配管、（冷温水管）等	15～30年

（公共建築の部位・設備の特性等を踏まえた中長期修繕計画策定及び運用のためのマニュアル（平成17年6月）国土交通省）

（更新・改修周期の目安：「建築物のライフサイクルコスト」（一般財団法人 建築保全センター））

（出典：高知県立学校施設長寿命化計画）



(出典：高知県立学校施設長寿命化計画)

## (5) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

### 1) 改修等の整備水準

本項では、県立学校施設の今後の改修にあたって、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定の手引」を参考とし、基本的な整備水準を設定した上で、現在だけではなく、将来的な学校施設の安全性や快適性、耐久性等を見通した施設整備を進めていくこととしている。

### 2) 維持管理の項目・手法等

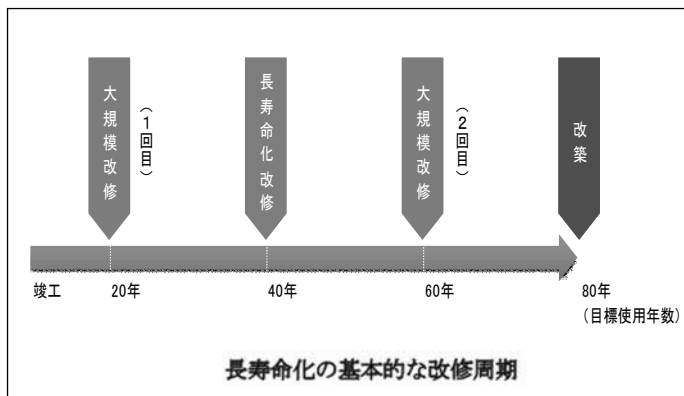
学校施設を長期間使用していくためには、各施設の老朽化の状況を把握し、予防保全型の維持管理を行うことで適切な状態を保ち続ける必要がある。また、学校施設所管課では学校と連携して、定期的に学校施設の老朽度調査を行い、老朽箇所や危険箇所の早期発見と適切な時期に効果的な修繕・改修を実施していくためのメンテナンスサイクルを構築する必要があることから、そのための手法として、学校ごとに施設カルテを作成することとし、保有施設の効率的な維持管理につなげていくこととしている。



## （6）長寿命化の実施計画

### 1）長寿命化の改修周期の考え方

学校施設の長寿命化を図るためには、これまで示してきたように、一定の周期で改修を行い、建物を健全な状態で保ち続ける予防保全型の施設整備が必要であり、そのための基本的な改修周期は以下のとおりとしている。



（出典：高知県立学校施設長寿命化計画）

築40年以上の一部の施設は、長寿命化改修が築50年を超えて実施される状況となる。このように、基本的な改修周期に合せることができない場合は、別途、例外的な改修周期を設定する必要があるとのことである。

そのため、長寿命化改修の実施が築50年を超える場合は、長寿命化改修の実施から約30年後に改築することを想定し、その中間に当たる約15年後に大規模改修を実施することを例外的な改修周期の考え方としている。

## 2）改修等の優先順位付け

長寿命化改修等は前項で示した改修周期に基づいて実施していくことが基本となるが、県立学校施設は築40年以上の施設が全体の3分の1以上を占めている状況であり、計画期間の当初は長寿命化改修が集中することから、財政負担を軽減・平準化するために改修等の優先順位付けの基準を以下のとおり示している。

### 改修等の優先順位付けの基準

- ・ 原則として、築年数の経っている施設から長寿命化改修を実施する。
- ・ 現在、築50年を超過している施設は直ちに長寿命化改修を実施する。
- ・ 現在、築40年を超過している施設は築50年までを目途に、速やかに長寿命化改修を実施する。
- ・ 財政事情等により、長寿命化改修と大規模改修の該当施設全ての改修が実施できない場合は、長寿命化改修を優先する。（少なくとも実施計画の当初10年間は大規模改修が実施できないことが想定される）
- ・ 学校施設所管課が緊急的な老朽化対策等が必要と判断した施設は、長寿命化改修の前倒しを検討する。
- ・ 学校の再編統合に係る整備や統廃合の対象となっている施設は、長寿命化改修等の実施時期の延期等を検討する。
- ・ 直近に大規模改修等を実施している施設は、長寿命化改修等の実施時期の延期等を検討する。

（出典：高知県立学校施設長寿命化計画）

## 3）長寿命化の実施計画

県立学校施設のうち、築40年を超過している施設が平成29年度現在109棟存在する。これらの施設について、令和元年度からの10年間で優先順位付けの基準に基づいて長寿命化改修等を実施していくこととしている。

## 4）長寿命化の実施計画の特例について

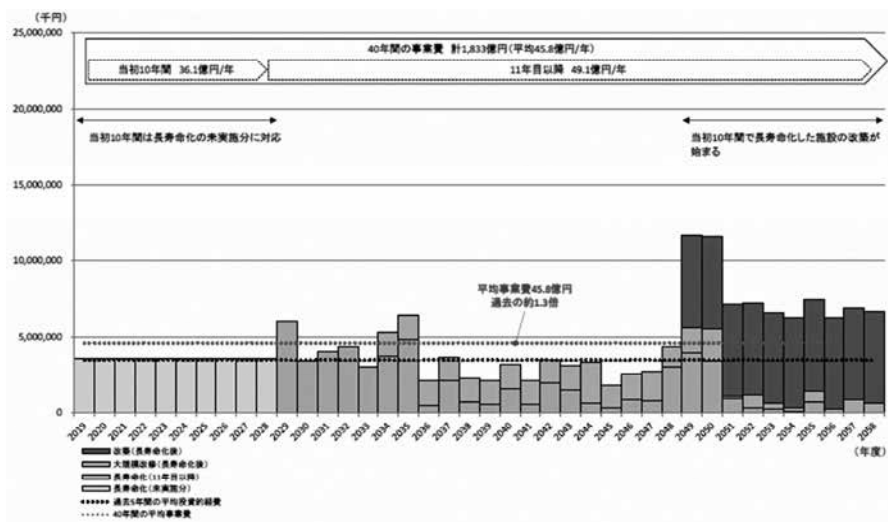
県立学校には現在、築85年を超過している施設として、高知追手前高等学校本館と高知小津高等学校本館（保存建物）の2校2棟が存在する。この2棟は昭和初期から現在に至るまで歴史を刻み、耐震補強工事等を経て、今も使用され続けている建物であり、学校施設であると同時に文化財的価値を有していると考えられている。

このため、2棟については、耐力度調査等により構造躯体の健全性を把握したうえで、長寿命化の実施計画の特例として扱い、可能な限り保存していく方針としている。

### 5) 長寿命化のコストの見直し

長寿命化のコストの見直しとして、以下のとおり検討されている。

#### 整備コストの見通し【長寿命化型（条件付長寿命化）】



（出典：高知県立学校施設長寿命化計画）

#### 【特徴】

平成 29 年度（2017 年度）現在、18.2 万㎡が既に長寿命化改修の実施期間を超過している。

上記（長寿命化未実施分）の施設のうち、前掲「改修等の優先順位付け」の条件に基づき、築 40 年以上の施設を当初 10 年間で平準化して長寿命化改修する場合、従来型の改築を中心とする施設整備と比較して、40 年間の総事業費を 506 億円削減する効果が見込まれている。

一方で、原則として築 40 年目に実施する方針の長寿命化改修を築 50 年頃まで延期するなど、コスト削減のために施設老朽化の進行が引き替えとなっており、実際の長寿命化実施にあたっては構造躯体の健全度等を見極め、慎重に長寿命化の可否や改築時期等を判断することが求められる。

また、令和 31 年度（2049 年度）からは当初 10 年間で長寿命化した施設の改築が始まり、事業費の大幅な増加が見込まれるため、学校施設の統廃合による規模の適正化や改築面積の見直し等による長期的なコストの削減と平準化に取り組む必要がある。

長寿命化の推進により、一定のコスト削減が見込まれるが、学校施設は面積規模が大きいことから、長寿命化改修等による財政負担が長期にわたって生じることになる。このため、計画期間に関わらず、財政負担を軽減するための見直しは、随時行っていくこととしている。

また、長寿命化計画のコストシミュレーションは県立学校施設の現在の面積を今後も保有し続けることを前提としており、学校の再編統合や施設の減築等により、保有面積が減少する場合には長期的なコストが減少することも考慮する必要がある。

**6) 長寿命化計画の継続的運用方針**

長寿命化計画の継続的かつ効率的な運用について、文部科学省は「(i)施設の点検・評価によって現状を的確に把握した上でそれを踏まえた計画(学校施設の長寿命化計画)を策定し(Plan)、(ii)計画に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施し(Do)、(iii)整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理し(Check)、(iv)次期計画に反映していく(Action)、というPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立することが重要である」(「学校施設の長寿命化計画策定の手引」)としている。

PDCAサイクルを効率化するための、学校施設の維持管理に関わる「①情報基盤の整備と活用」及び「②長寿命化計画の推進体制及びフォローアップ」が以下のとおり示されている。

**①情報基盤の整備と活用**

本計画に基づく予防保全的な維持管理を図っていくためには、これまで以上に学校施設の老朽化状況や工事履歴等の施設データを把握し、活用していくことが求められる。このような施設データを効率的に管理し、蓄積していくためには、情報基盤として継続的に使用可能なツールの整備が必要である。

このため、「(5) 2) 維持管理の項目・手法等」で示しているとおり、学校ごとに保有施設の基礎情報や老朽度の評価、工事履歴等を記録する「施設カルテ」を作成し、学校施設の情報を一元的に把握することで、計画的な維持管理や修繕・改修等の実施のために活用していくこととしている。

**②長寿命化計画の推進体制及びフォローアップ**

本計画は学校施設の長期的な整備方針のほか、今後10年間の長寿命化対象施設などを定めた長寿命化実施計画を盛り込んでいる。この長寿命化実施計画については計画期間が終了するまでに次の期間の実施計画を策定する必要がある。

一方で、本計画の土台となっている学校施設の老朽化状況や教育環境等は今後も年々、変化していくことが想定されるほか、長寿命化の実施と同時に公共施設等総合管理計画や学校再編振興計画など、関連する計画等との整合を図っていく必要があり、本計画に見直しの必要が生じた場合は適宜改訂を行っていくこととしている。

また、本計画の進捗状況や長寿命化の効果等についてはPDCAサイクルに基づく改善を図りながら、学校施設所管課を中心として、営繕担当部局や関連する計画等を所管する部局との幅広い連携のもと、計画を推進していくこととしている。

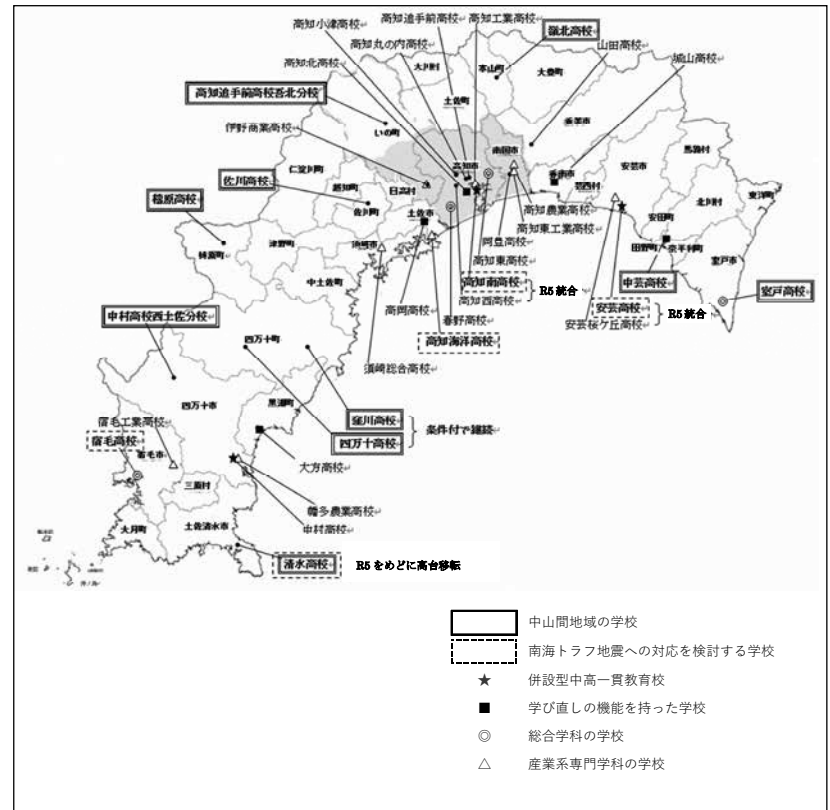
**第4. 高知県の県立学校の概要**

**1. 県立学校の概要**

**(1) 県立学校の種類、名称、分布**

平成31年4月における県教育委員会が所管する学校は、高等学校の本校33校・分校2校、中学校の本校4校、特別支援学校の本校7校・分校6校、合計52校である。

【県教育委員会が所管する学校】



(出典：県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」、一部修正)

【2】県立学校の定員及び生徒数の状況

平成28年度から平成30年度までにおける各県立学校の定員及び生徒数は以下のとおりである。

【全日制】

校名	本・分校	設置学科	H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
室戸	本校	総合	80	50	-30	80	42	-38	80	20	-60
安芸	本校	普通	160	83	-77	120	95	-25	120	114	-6
安芸 板ヶ丘	本校	工業(環建)	40	10	-30	40	20	-20	40	11	-29
	"	"(環工)	40	3	-37	40	4	-36	-	-	-
	"	商業(情ビ)	40	14	-26	40	14	-26	40	20	-20
城山	本校	普通	80	40	-40	80	46	-34	80	29	-51
山田	本校	普通	160	121	-39	160	128	-32	160	83	-77
	"	商業(商業)	40	26	-14	40	30	-10	40	23	-17
嶺北	本校	普通	80	22	-58	80	29	-51	80	17	-63
高農 知業	本校	農業(農総)	40	41	1	40	40	0	40	40	0
	"	"(畜総)	40	28	-12	40	36	-4	40	37	-3
	"	"(森総)	40	24	-16	40	21	-19	40	17	-23
	"	"(環土)	40	31	-9	40	35	-5	40	29	-11
	"	"(食ビ)	40	37	-3	40	33	-7	40	40	0
"	"(生総)	40	40	0	40	40	0	40	40	0	
高知 東工業	本校	工業(機械)	40	40	0	40	35	-5	40	31	-9
	"	"(機械シス)	40	30	-10	40	24	-16	40	22	-18
	"	"(電子)	40	24	-16	40	27	-13	40	22	-18
	"	"(電機)	40	30	-10	40	29	-11	40	29	-11
岡豊	本校	普通	240	240	0	240	239	-1	240	240	0
	"	普通(芸術コース)	40	24	-16	40	24	-16	40	25	-15
	"	"(体育コース)	40	40	0	40	40	0	40	40	0
高知東	本校	総合	200	198	-2	200	200	0	200	200	0
	"	看護(看護)	30	24	-6	30	30	0	30	30	0
高知南	本校	普通	200	194	-6	200	200	0	200	184	-16
	"	国際(国際)	40	35	-5	40	36	-4	40	29	-11

(出典：県作成生徒数資料)

【全日制(つづき)】

校名	本・分校	設置学科	H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
高工 知業	本校	工業(機械)	40	40	0	40	40	0	40	35	-5
	"	"(電気)	40	34	-6	40	35	-5	40	36	-4
	"	"(情技)	40	34	-6	40	38	-2	40	39	-1
	"	"(工化)	40	40	0	40	40	0	40	39	-1
	"	"(土木)	40	40	0	40	40	0	40	40	0
	"	"(建築)	40	40	0	40	40	0	40	40	0
"	"(総デ)	40	37	-3	40	39	-1	40	39	-1	
高知 追手前	本校	普通	280	279	-1	280	252	-28	280	281	1
	吾北分校	普通	40	23	-17	40	19	-21	40	6	-34
高知 丸の内	本校	普通	150	148	-2	150	150	0	150	150	0
	"	音楽(音楽)	30	21	-9	30	13	-17	30	21	-9
高知 小津	本校	普通	240	241	1	240	240	0	240	240	0
	"	理数(理数)	40	29	-11	40	40	0	40	26	-14
高知西	本校	普通	240	240	0	240	240	0	240	240	0
	"	外国語(英語)	40	41	1	40	40	0	40	40	0
伊野 商業	本校	商業(キャリア)	160	139	-21	160	147	-13	160	120	-40
春野	本校	総合	160	148	-12	160	137	-23	160	122	-38
高岡	本校	普通	80	37	-43	80	40	-40	80	30	-50
高知海洋	本校	水産(海洋)	80	58	-22	80	39	-41	80	36	-44
須崎 工業 (注)	本校	工業(機械)	40	40	0	-	-	-	-	-	-
	"	"(造船)	40	17	-23	-	-	-	-	-	-
	"	"(電情)	40	19	-21	-	-	-	-	-	-
	"	"(エハ <sup>1</sup> コース)	40	15	-25	-	-	-	-	-	-
	"	工業(機械系)	-	-	-	40	25	-15	40	37	-3
	"	"(電情系)	-	-	-	40	19	-21	40	24	-16
"	"(シ工系)	-	-	-	40	20	-20	40	37	-3	
須崎 (注)	本校	総合	120	97	-23	-	-	-	-	-	-
	"	普通	-	-	-	120	92	-28	120	75	-45
佐川	本校	普通	80	47	-33	80	35	-45	80	38	-42
窪川	本校	普通	80	41	-39	80	26	-54	80	25	-55
構原	本校	普通	80	32	-48	80	43	-37	80	41	-39
四万十	本校	普通	40	13	-27	40	9	-31	40	15	-25
	"	普通(自環コース)	40	7	-33	40	4	-36	40	3	-37
大方	本校	普通	-	-	-	80	32	-48	80	25	-55

(注)須崎工業(須崎工業高等学校)と須崎(須崎高等学校)は、平成31年4月に須崎総合高等学校に統合されている。

(出典：県作成生徒数資料)

【全日制(つづき)】

校名	本・分校	設置学科	H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
幡多農	本校	農業(園シ)	40	38	-2	40	40	0	40	36	-4
	"	" (アグリ)	40	28	-12	40	30	-10	40	26	-14
	"	" (グリーン)	40	22	-18	40	17	-23	40	24	-16
	"	" (コーディネート)	40	34	-6	40	31	-9	40	40	0
中村	本校	普通	200	161	-39	200	200	0	200	158	-42
	西土佐分校	普通	40	11	-29	40	9	-31	40	10	-30
宿毛工	本校	工業(機械)	40	32	-8	40	35	-5	40	26	-14
	"	" (建設)	40	40	0	40	36	-4	40	40	0
	"	" (電気)	40	19	-21	40	16	-24	40	16	-24
	"	" (情技)	40	40	0	40	33	-7	40	39	-1
宿毛	本校	総合	160	89	-71	120	82	-38	120	81	-39
清水	本校	普通	80	47	-33	80	47	-33	80	34	-46
合計			5,130	3,999	-1,131	5,090	4,007	-1,083	5,050	3,802	-1,248

(出典：県作成生徒数資料)

【多部制単位制】

校名	本・分校	設置学科	H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
中芸	本校(昼)	普通	40	26	-14	40	11	-29	40	19	-21
	"(夜)	普通	40	6	-34	40	5	-35	40	6	-34
高知北	本校(昼)	普通	80	74	-6	80	80	0	80	79	-1
	"(夜)	普通	40	27	-13	40	16	-24	40	18	-22
	"(〃)	看護(衛生)	40	2	-38	40	0	-40	-	-	-
大方	本校(昼)	普通	80	32	-48	-	-	-	-	-	-
	"(夜)	普通	40	8	-32	-	-	-	-	-	-
合計			360	175	-185	240	112	-128	200	122	-78

(出典：県作成生徒数資料)

【定時制】

校名	本・分校	設置学科	H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
室戸	本校	普通	40	2	-38	40	7	-33	40	2	-38
山田	本校	普通	40	6	-34	40	5	-35	40	5	-35
高知東工業	本校	工業(機械)	40	12	-28	40	7	-33	40	5	-35
高知工業	本校	工業(機械)	40	3	-37	40	4	-36	40	2	-38
	"	"(電気)	40	0	-40	40	3	-37	40	1	-39
	"	"(土木)	40	5	-35	40	1	-39	40	1	-39
	"	"(建築)	40	3	-37	40	4	-36	40	2	-38
高岡	本校	普通	40	15	-25	40	11	-29	40	4	-36
須崎	本校	普通	40	4	-36	40	2	-38	40	4	-36
佐川	本校	普通	40	5	-35	40	7	-33	40	4	-36
大方	本校	普通	-	-	-	40	2	-38	40	3	-37
宿毛	本校	普通	40	4	-36	40	3	-37	40	4	-36
清水	本校	普通	40	7	-33	40	2	-38	40	1	-39
合計			480	66	-414	520	58	-462	520	38	-482

(出典：県作成生徒数資料)

【通信制】

校名	本・分校	設置学科	H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
高知北	本校	普通	200	65	-135	200	61	-139	200	43	-157
大方	本校	普通	100	13	-87	100	7	-93	100	13	-87
合計			300	78	-222	300	68	-232	300	56	-244

(出典：県作成生徒数資料)

【県立中学校】

校名	設置学科	H28年度			H29年度			H30年度		
		定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
安芸	普通	60	52	-8	60	35	-25	60	53	-7
高知南	普通	120	120	0	120	120	0	60	60	0
中村	普通	70	70	0	70	70	0	70	62	-8
高知国際	普通	-	-	-	-	-	-	60	60	0
合計		250	242	-8	250	225	-25	250	235	-15

(出典：県作成生徒数資料)

【特別支援学校 平成30年5月1日現在生徒数】

学校名	障害の種類	所在地	幼稚園						小学部						中学部						高等部						専攻科			合計
			3歳	4歳	5歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計					
盲学校	視覚障害	高知市	1			1		2	2	2	6	1	4	5	2	2	2	6	1	1	1	3	21							
高知ろう学校	聴覚障害	高知市	1	3	4	1	1	1	3	6	1	1	2	4	2	2	4						0	18						
計			1	1	3	5	1	1	2	3	0	5	12	2	5	2	9	4	2	4	10	1	1	1	3	39				
山田特別支援学校	本校	香美市				0	11	5	8	11	5	3	43	19	20	22	61	27	34	24	85			0	189					
山田特別支援学校	田野分校	田野町				0	3	1	2	1	1	1	9	5	1	6	12	2	7	2	11			0	32					
日高特別支援学校	本校	日高村				0	3	3	4	4	4	4	18	7	9	8	24	22	23	15	60			0	102					
日高特別支援学校	みかつき分校	高知市				0							0			0	16	16	11	43			0	43						
中村特別支援学校	知的障害	四万十市				0	2	3	4	3	1	13	12	4	10	26	20	18	10	48			0	87						
中村特別支援学校	肢体不自由	高知市				0	2	1	1	1	1	5	2	2	4	2	2	2	2	0			0	11						
高知若草特別支援学校	本校	高知市				0	4	4	3	2	1	2	16	3	6	9	18	7	10	11	28			0	62					
高知若草特別支援学校	希望分校	南国市				0	3	3				6	2	4	3	9	1	2	3	6			0	21						
高知若草特別支援学校	国立分校	高知市				0	3	2	2	2	2	9	1	1	1	2	3	3	3	9			0	20						
高知若草特別支援学校	子鹿分校	高知市				0	3	4	2	5	3	3	20	1	4	5	3	3	6	6			0	31						
高知江の口特別支援学校	本校	高知市				0			3	1	1	5	2	5	5	12	4	1	2	7			0	24						
高知江の口特別支援学校	医学分校	南国市				0						0	1		1					0			0	1						
計			0	0	0	0	29	21	25	33	19	17	144	53	51	70	174	105	119	81	305	0	0	0	623					
高知市立高知特別支援学校	知的障害	高知市				0	8	9	3	6	7	9	42	7	10	16	33	15	27	25	67			0	142					
合計			1	1	3	5	38	31	30	42	26	31	198	62	66	88	216	124	148	110	382	1	1	1	3	804				

(出典：県作成生徒数資料)

【特別支援学校 5月1日現在生徒数推移】

生徒数		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
盲学校		28	28	19	19	24	29	29	23	21	21
高知ろう学校		33	31	31	33	31	22	21	20	20	18
計		61	59	50	52	55	51	50	43	41	39
山田特別支援学校	本校	166	171	171	164	158	152	149	165	176	189
山田特別支援学校	田野分校	-	-	9	13	18	21	28	32	32	32
日高特別支援学校	本校	146	139	126	124	119	119	109	109	100	102
日高特別支援学校	みかつき分校	-	-	15	28	37	38	34	36	37	43
中村特別支援学校		75	77	81	84	86	92	100	101	98	98
高知若草特別支援学校	本校	73	80	86	82	72	70	71	68	68	62
高知若草特別支援学校	希望分校	24	27	31	28	25	23	20	20	19	21
高知若草特別支援学校	国立分校	15	20	17	19	18	15	18	15	18	20
高知若草特別支援学校	子鹿分校	5	9	7	17	22	24	27	26	28	31
高知江の口特別支援学校	本校	42	37	39	42	42	36	28	21	19	24
高知江の口特別支援学校	医学分校	4	4	4	6	6	2	3	2	1	1
計		550	564	586	607	603	592	587	595	596	623
高知市立高知特別支援学校		125	124	119	123	147	152	150	141	151	142
合計		736	747	755	782	805	795	787	779	788	804

寄宿生数		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
盲学校		13	13	8	12	13	9	8	4	6	5
高知ろう学校		13	14	14	15	15	11	12	7	6	2
計		26	27	22	27	28	20	20	11	12	7
山田特別支援学校	本校	75	78	80	77	76	61	56	53	53	61
日高特別支援学校	本校	83	76	67	73	67	63	61	61	52	49
中村特別支援学校		34	33	34	31	33	35	34	27	29	30
高知若草特別支援学校	本校	12	13	14	16	15	15	16	17	17	14
高知江の口特別支援学校	本校	13	10	9	8	8	6	3	2	3	2
計		217	210	204	205	199	180	170	160	154	156
合計		243	237	226	232	227	200	190	171	166	163

(出典：県作成生徒数資料)

**(3) 教職員数**

平成28年度から平成30年度までにおける各県立学校の5月1日現在の教職員数は以下のとおりである。

**【全日制】**

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
校長	33	33	32	31	31	31	31	31	32	32
副校長	3	4	5	5	4	5	6	6	6	7
教頭	46	43	41	43	44	42	42	41	43	40
教諭等	1,271	1,249	1,242	1,224	1,215	1,192	1,181	1,161	1,187	1,178
養護教諭	35	35	35	34	34	34	35	35	36	36
実習助手	98	97	97	97	98	97	92	87	90	89
事務職員	113	111	109	110	109	105	107	107	108	107
技術職員	15	16	17	17	16	17	17	16	16	16
技能職員	40	32	24	19	15	14	14	12	11	10
指主	28	26	26	27	25	26	27	27	27	24
補充職員	56	51	57	60	46	47	56	41	49	33
合計	1,738	1,697	1,685	1,667	1,637	1,610	1,608	1,564	1,605	1,572

(出典：県作成教職員数資料)

**【定時制】**

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
校長	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
副校長	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
教頭	17	17	17	17	16	16	16	16	15	15
教諭等	188	187	192	189	192	191	185	180	159	159
養護教諭	10	10	9	8	7	6	10	9	8	8
実習助手	7	6	5	7	6	6	6	6	4	4
事務職員	21	21	20	20	21	21	21	21	19	19
技能職員	10	8	8	6	6	5	3	1	0	0
指主	13	15	18	17	14	16	15	17	17	23
補充職員	12	9	8	6	6	4	3	1	5	4
合計	281	276	280	273	271	268	262	254	230	235

(出典：県作成教職員数資料)

**【通信制】**

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
校長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
副校長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教頭	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2
教諭等	30	30	29	29	29	28	22	29	29	28
事務職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
補充職員	2	3	1	0	1	1	3	0	1	0
合計	35	36	33	32	33	32	27	32	33	31

(出典：県作成教職員数資料)

**【特別支援学校】**

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
校長	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
副校長	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
教頭	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14
教諭等	417	435	455	475	480	478	486	485	489	490
養護教諭	10	10	10	10	10	11	12	12	12	12
実習助手	14	16	15	16	15	15	15	15	15	15
寄宿舎指導員	105	107	105	108	109	105	105	102	97	98
事務職員	31	34	37	38	38	37	37	36	36	37
学栄	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8
技能職員	5	4	4	1	1	1	1	1	1	1
指主	9	9	7	7	8	11	12	12	10	10
補充職員	22	25	25	27	29	27	33	32	23	22
合計	642	670	688	712	720	715	731	725	713	716

(出典：県作成教職員数資料)



## 第5. 包括外部監査の結果及び意見

### 1. 計画

#### (1) 第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）（基本計画）

##### 1) 基本計画の体系

基本計画は、2つの「基本理念」及び6つの「基本目標」を定め、これらを実現していくために、5つの「取組の方向性」及び7つの「施策の基本方向」を掲げている。そして、各「施策の基本方向」について複数の「対策」を掲げ、各「対策」について複数の「取組」を掲げたうえで、各「対策」及び「取組」について指標（KPI）を設定している。そして、これらの「取組」のKPIに至るまでPDCAサイクルによる点検・評価を行っている。

「基本理念」から各「取組」までの体系を図式化すると以下ようになる。

基本理念
○ 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
○ 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材
基本目標
1 小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
2 高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
3 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする
4 生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
5 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る
6 小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる



基本理念や基本目標を実現していくために、教育等に携わるすべての人々に日常的に意識して頂くための取組の方向性				
1	チーム学校の構築			
2	厳しい環境にある子どもたちへの支援			
3	地域との連携・協働			
4	就学前教育の充実			
5	生涯学び続ける環境づくり			
施策の基本方向	対策	KPI	取組	KPI
1	チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する《小・中学校》	≒ 15	≒ 69	それ
	チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する《高等学校・特別支援学校》	≒ 16	≒ 60	それ
2	厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する	≒ 14	≒ 37	の
3	就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる	≒ 5	≒ 11	取組
4	県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る	≒ 2	≒ 4	に
5	安全・安心で質の高い教育環境を実現する	≒ 5	≒ 15	1
6	生涯にわたって学び続ける環境をつくる	≒ 3	≒ 11	か
7	文化財の保存と活用を図る	≒ 3	≒ 8	から
				複
				数
				の
				K
				P
				I
合計		63	215	

(出典:平成30年度施策に関する点検・評価の結果 より、監査人が作成)  
 対策の数、取組の数については、施策の基本方向単位で重複しているものはカウントしていない。

2) 基本計画の進捗状況の報告と見直し

①基本計画の進捗状況に関する報告

平成30年度の基本計画に位置付けられた各施策について、「平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果」として、令和元年6月に取りまとめを行い、議会に提出するとともに公表されている。

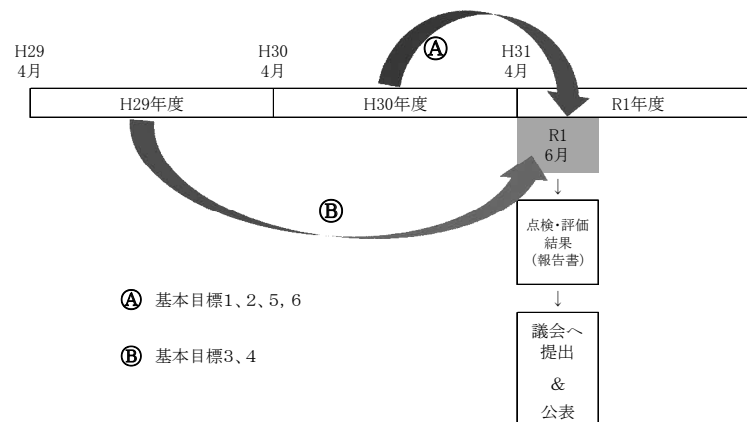
この中で、6つの基本目標について、指標を確認している年度はそれぞれ以下のとおりとなっている。

基本目標	指標の確認
1 小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる	平成30年度まで
2 高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる	平成30年度まで
3 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする	平成29年度まで
4 生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する	平成29年度まで
5 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る	平成30年度まで
6 小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる	平成30年度まで

基本目標のうち、『高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする』と『生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する』に関しては、KPIの指標が平成29年度までしか確認されていない。これらの理由は、『高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする』については、進学結果のデータの集計が7月末頃であり、『生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する』については、全国平均のデータが開示されるのが10月頃であり、報告書をまとめる6月までに間に合わないというものであった。

なお、最新のデータを把握できた時点で、高知県総合教育会議や県教育委員会において進捗状況の確認を行っているとのことである。

当該状況を図で示すと以下のとおりである。



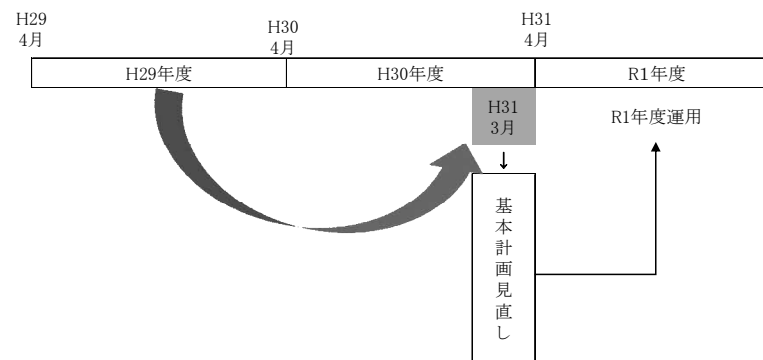
Ⓐ 基本目標1、2、5、6

Ⓑ 基本目標3、4

②基本計画の見直し

一方で、基本計画の見直しは、平成29年度の進捗状況について、平成31年3月に見直しを行い、令和元年度の計画に反映させている。

上記①に記載のとおり、基本目標の点検・評価については、一部の指標についてズレが生じているものの、計画の見直しについては、評価時点が一致している。当該状況を図で示すと以下のとおりである。



### 3) 基本目標に関する点検・評価

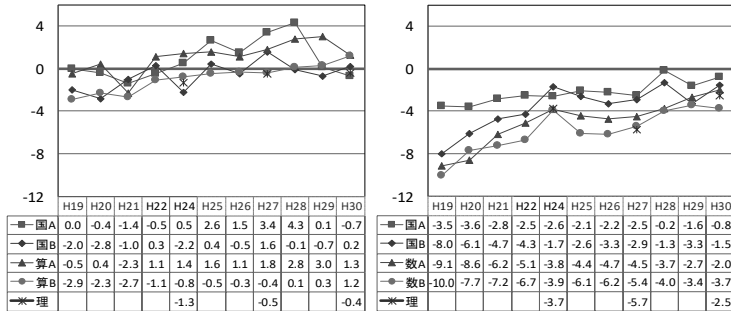
「平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価」における各基本目標に関する評価は、以下のとおりとなっている。

#### 基本目標

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す
- ・中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

(上記の基本目標に関する評価)

◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)



1. 小・中学生の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度からは改善傾向にある。
2. 平成30年度調査結果について、小学校は引き続き全国上位層に位置しているが、国語・算数ともにA問題で前回調査を下回る結果となった。中学校は、国語A・B、数学Aで全国平均との差が2ポイント以内となるなど、その差を着実に縮めてきているが、数学Bは3.7ポイント下回る状況にあり、更なる改善が求められる。
3. 理科について、平成30年度調査結果では小学校で0.4ポイント、中学校で2.5ポイント全国平均を下回る状況にあるが、小・中学校ともに前回は上回る結果となった。

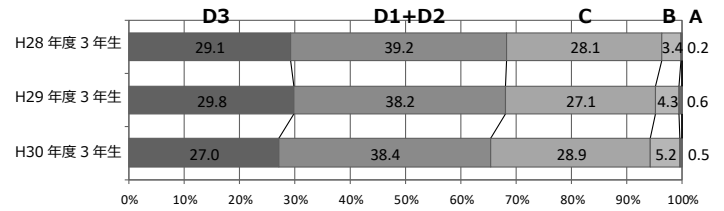
(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)

#### 基本目標

- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

(上記の基本目標に関する評価)

■学力定着把握検査結果(3年生4月の調査結果)



※数値は学力定着把握検査Ⅰ(30校)の結果

※その他6校で学力定着把握検査Ⅱを実施

※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

(なお、学力定着把握検査Ⅰにおける学習到達ゾーンの最高値はA2であり、A1～S1は存在しない)

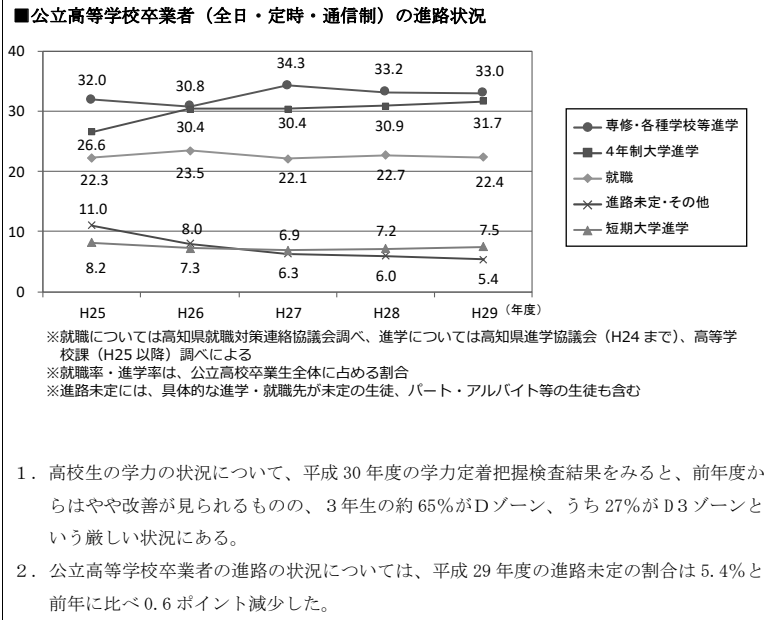
学習到達ゾーン(GTZ)	進路選択肢	
	進 学	就 職
<b>Sゾーン</b>	S1～S3 難関大学合格レベル(最難関大はS1)	
<b>Aゾーン</b>	A1～A3 国立大学合格レベル	
<b>Bゾーン</b>	B1 公立大学合格レベル(一般入試)	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
	B2・B3 国公立大の推薦入試に合格可能で、私立大の一般入試では、選択肢が広がるレベル	
<b>Cゾーン</b>	C1～C3 私立・短大・専門学校一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
<b>Dゾーン</b>	D1 上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦勞する学生が多い	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をすることで支障が出る学生が多い
	D2	筆記試験が課される企業では不合格になることが多い
	D3	

(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)

**基本目標**

- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

(上記の基本目標に関する評価)



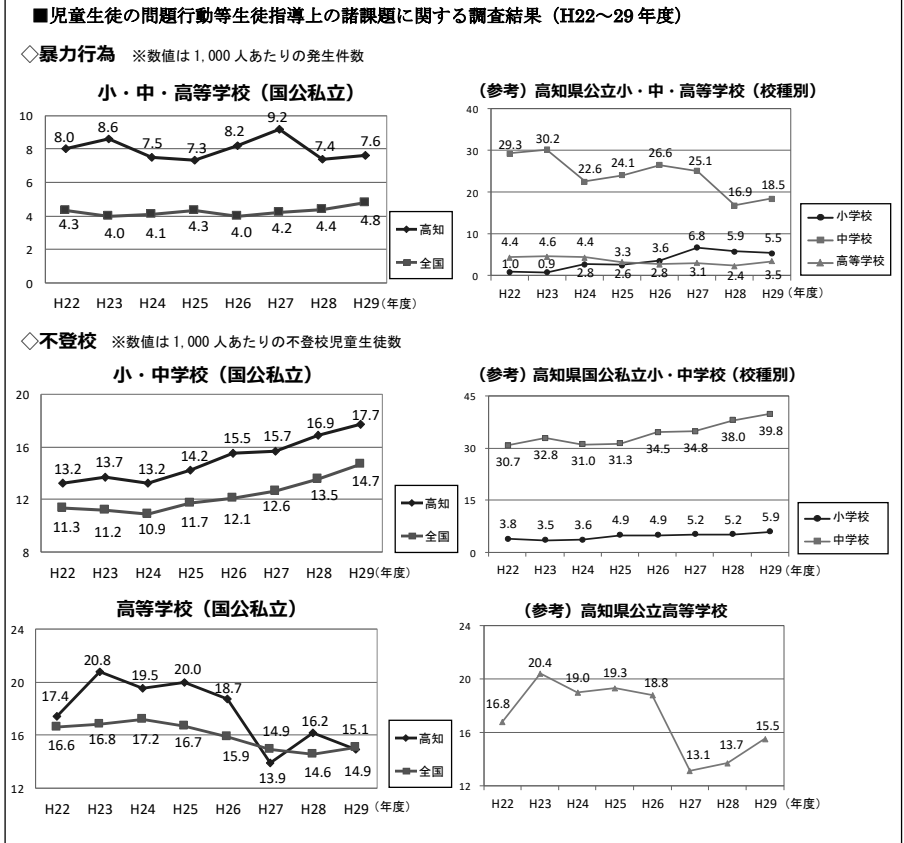
1. 高校生の学力の状況について、平成30年度の学力定着把握検査結果をみると、前年度からはやや改善が見られるものの、3年生の約65%がDゾーン、うち27%がD3ゾーンという厳しい状況にある。
2. 公立高等学校卒業者の進路の状況については、平成29年度の進路未定の割合は5.4%と前年に比べ0.6ポイント減少した。

(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)

**基本目標**

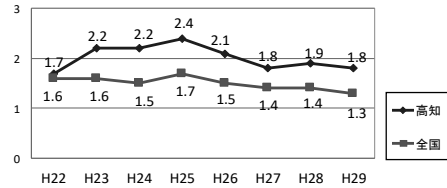
- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

(上記の基本目標に関する評価)

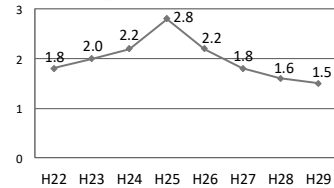


(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)

◇中途退学（国公立）



(参考) 高知県公立高等学校



1. 小・中・高等学校の1000人あたりの暴力行為発生件数は、全国平均を上回る状況が続いている。校種別にみると、小学校は平成27年度に大きく増加したが、その後は徐々にではあるが減少してきている。中・高等学校は減少傾向にあるが、平成29年度は前年度より増加した。
2. 1000人あたりの不登校児童生徒数は、小・中学校は平成25年度以降、高知県、全国ともに増加傾向にある。高等学校は、高知県は平成23年度をピークに減少傾向にあるが、公立高等学校では平成27年度を境に、再び増加に転じている。
3. 高校生の中途退学率は、近年減少傾向にあるが、依然として全国平均より高い状況が続いている。

(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)

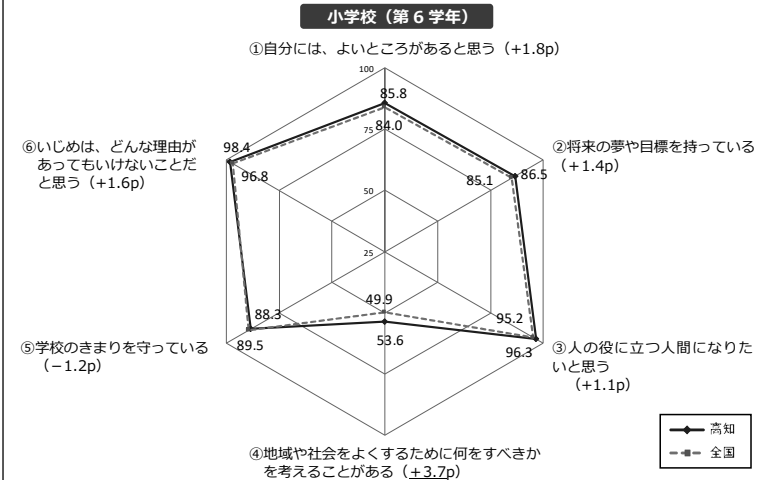
基本目標

- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

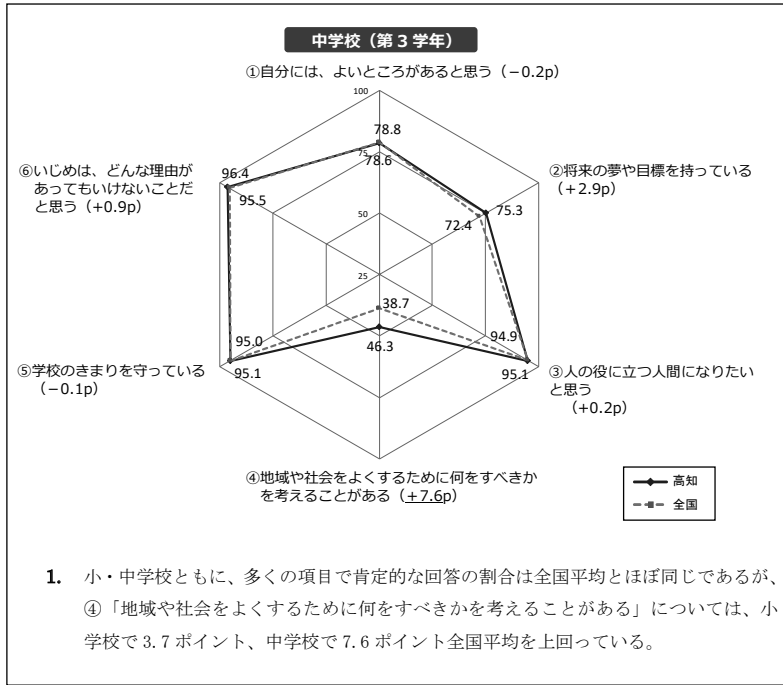
(上記の基本目標に関する評価)

■全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査結果抜粋 (H30年度調査結果)

※各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合(%)  
 ※質問項目横の( )内数値は全国平均との差(高知-全国)



(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)



(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)

### 基本目標

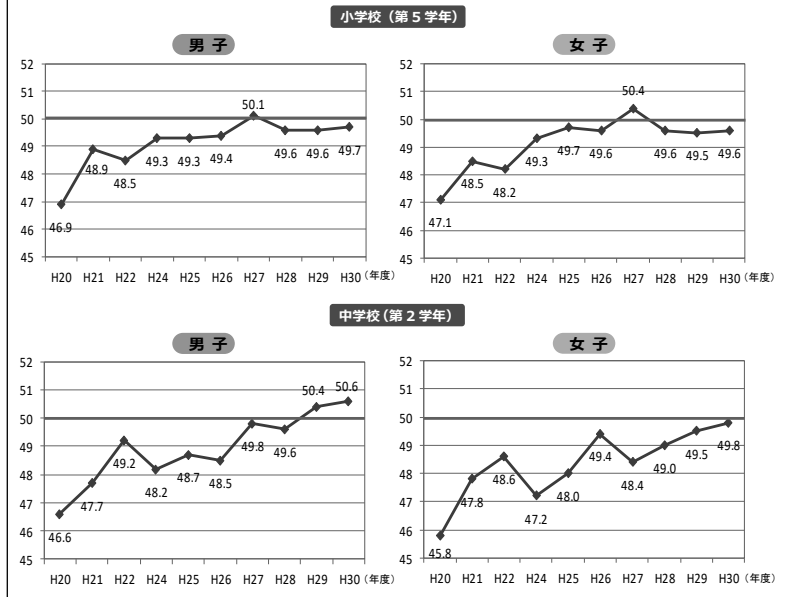
・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

(上記の基本目標に関する評価)

### ■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 (H20~30年度)

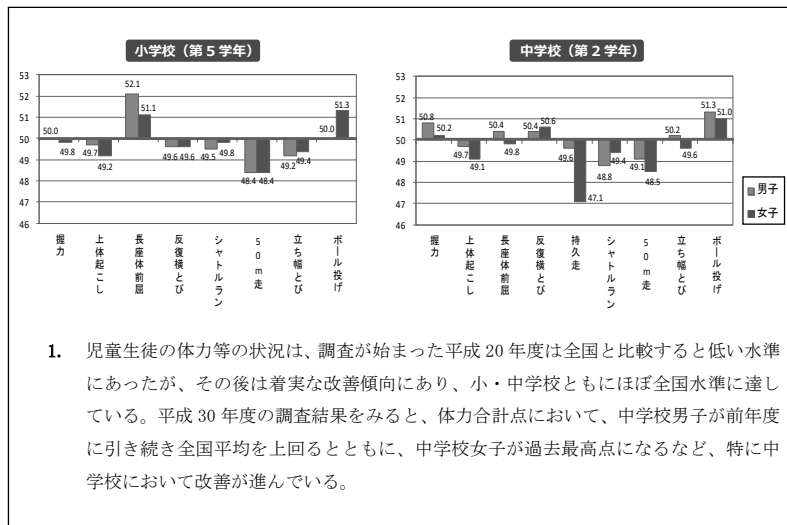
※平成23年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施  
※数値はT得点 (全国平均=50)

#### ◇体力合計点 (8種目の実技の総合点) の推移



(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)





1. 児童生徒の体力等の状況は、調査が始まった平成20年度は全国と比較すると低い水準にあったが、その後は着実な改善傾向にあり、小・中学校ともにほぼ全国水準に達している。平成30年度の調査結果をみると、体力合計点において、中学校男子が前年度に引き続き全国平均を上回るとともに、中学校女子が過去最高点になるなど、特に中学校において改善が進んでいる。

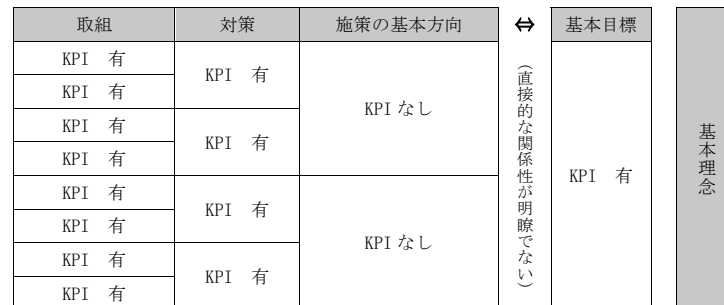
(出典：平成30年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価結果)

4) 監査の結果及び意見

①基本目標の評価について (結果)

基本目標については、各種指標 (KPI) の動向等を確認してその内容について検討されているものの、基本目標の達成状況についての詳細な分析と改善策が明示されていない。すなわち、基本目標について、PDCAのC (Check) 及びA (Action) が明確化されていない。大綱及び基本計画を達成していくために、每期PDCAサイクルによる進捗管理を徹底するとされているが、基本目標と施策の基本方向、その対策及び取組との直接的な関係性が明瞭でないことから、対策の点検・評価の内容から基本目標に関する今後の取組=A (Action) を明確に認識し難い状況となっている。当該内容をイメージ図で示すと以下のとおりである。

【現状の体系のイメージ図】



基本目標と直接的な関係性を有していないことから、これらの点検・評価の内容から基本目標に関する今後の取組=A (Action) までを認識できる状況にない。

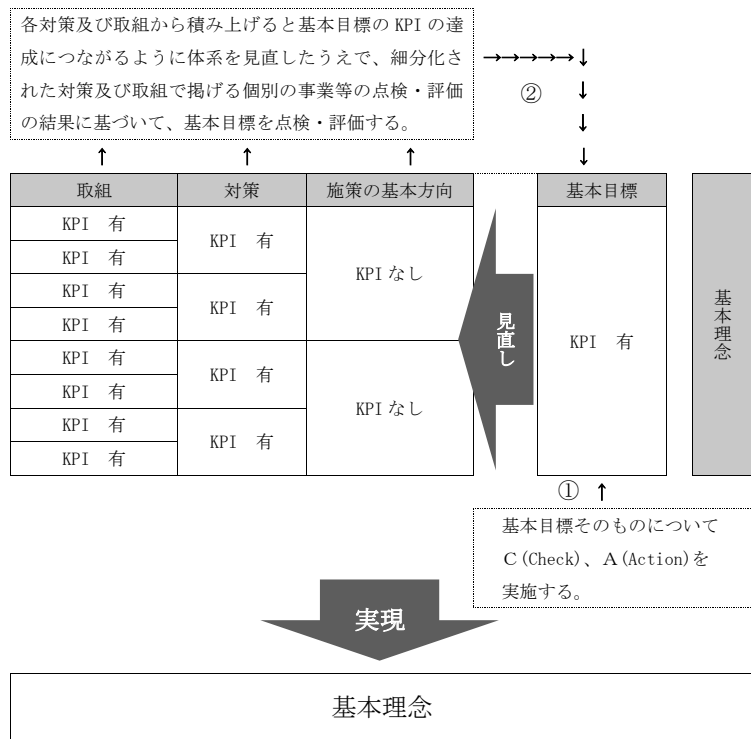
基本目標そのものについての点検・評価が行われていない。

上記のとおり、高知県教育振興基本計画において具体的な目標として最も上位に位置する基本目標について詳細な点検・評価が明示されていないことから、今後は、基本目標のKPIの点検・評価を分かりやすく示す必要がある。

ここで、基本目標のKPIの点検・評価結果を明示する方法として、以下の2つが考えられる。一つ目として、基本目標のKPIが未達となった場合に、その要因を詳細に分析したうえで具体的な改善策を明示する方法である。二つ目として、各基本目標をブレークダウンする形で各対策及び取組につながるように体系を見直したうえで、細分化された対策及び取組で掲げる個別の事業等の点検・評価の結果に基

づいて、基本目標の点検・評価を明示する方法である。

上記のように基本目標のKPIの点検・評価結果を明示することにより、基本目標を達成していくために必要な今後の取組=A (Action) がより明確になり、その内容に基づいて施策の基本方向、その対策及び取組の内容を見直すといった点検・評価サイクルが確立され、基本計画全体についてPDCAサイクルによる進捗管理が一層徹底されることになる。



## ②個別の対策に関する評価について

### ア) KPI の設定数の削減について (意見)

基本計画における基本理念及び基本目標を達成するために、施策の基本方向を7、対策を63、取組を215設定しており、それぞれの対策及び取組について1から複数のKPIを定めたうえでその達成度合いを確認するとともに、今後の取組(アクション)まで検討が行われている。この結果、施策に関する点検・評価が膨大なものとなっている。

具体的に7つの施策の基本方向のうち、施策の基本方向1《高等・特別支援学校》だけ見た場合であっても、60の取組に対して63のKPIが設定されている(下記参照)。

このうち多くの指標は各学校でデータの集計もしくは加工が必要なものである。したがって、これらのKPIの指標を出すことが各学校の教職員の勤務時間の増加につながっており、時間外勤務の増加につながっていると考えられる。

また、細かな点まで検討・評価する結果、取りまとめにも膨大な時間を要していると思われる。基本目標と対策・取組の直接的な関係が不明瞭であり、膨大な量のKPIのPDCAサイクルに係る管理コストを考慮すると、費用対効果の観点から見直しが必要であると考ええる。

基本理念や基本目標との関係等を重視することで現状のKPIの内容を精査し、項目数を減少させる方向で見直すことが望まれる。

<b>基本方向 1</b>	
チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する 《小・中学校》	
対 策	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築
	若年教員の資質・指導力の向上
	地域との連携・協働の推進
	外部・専門人材の活用の拡充
	障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
	学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築
	教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築
	児童生徒の学習の質・量の充実
	児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保
	規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進
	生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築
	学校指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築
	体育授業の改善
	健康教育の充実
運動部活動の充実と運営の適正化	
《高等学校・特別支援学校》	
対 策	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築
	若年教員の資質・指導力の向上
	大学や企業との連携・協働の推進
	外部・専門人材の活用の拡充
	義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実
	多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実
	思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進
	特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実《特支》
	規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進
	生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築
	生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築
	目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実
	社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特支》
	体育授業の改善
健康教育の充実	
運動部活動の充実と運営の適正化	

これらの対策に対して60の取組が設定されており、その60の取組に対して63のKPIが設定されている。

（当該63のKPIについては112頁、113頁参照）

<b>基本方向 2</b>	
厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する	
対 策	保護者に対する啓発の強化
	保護者の経済的負担の軽減
	高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化
	ネット問題に対する県民運動の推進
	放課後等における学習の場の充実
	厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない
	地域全体で子どもを見守る体制づくり
	専門人材、専門機関との連携強化
	運動・スポーツの機会の提供
	保護者に対する啓発の強化
	欠食がみられる子どもへの支援
	保護者の親育ち支援力の強化
保護者の子育て力向上のための支援の充実	
保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実	
<b>基本方向 3</b>	
就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる	
対 策	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立
	保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上にむけた組織マネジメント力の強化
	保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化
	保幼小の円滑な接続の推進
発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実	
<b>基本方向 4</b>	
県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る	
対 策	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進
	教育的風土の醸成に向けた取組の推進
<b>基本方向 5</b>	
安全・安心で質の高い教育環境を実現する	
対 策	南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進
	学校施設の長寿命化改修による整備の推進
	教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進
	校種間の連携・協働の推進
教育の情報化の推進	
<b>基本方向 6</b>	
生涯にわたって学び続ける環境をつくる	
対 策	生涯学習に推進体制の再構築
	新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実
	子どもも大人も学び合う地域づくり
<b>基本方向 7</b>	
文化財の保存と活用を図る	
対 策	高知城の保存管理と整備の推進
	文化財の保存と活用の推進
	埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進

基本方向1《高等・特別支援学校》における取組（60）に関する63のKPI

KPI	
1	「子ども」「ネット」以外の個別の人権課題について校内研修を実施した学校の割合：100%
2	「犯罪被害者等の人権」を除く9つ又は10の人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合：70%以上
3	「保健体育の授業が楽しくない・あまり楽しくない」と回答した生徒（高校2年生）の割合：昨年度を下回る
4	2年生4月の学力定着把握検査におけるD3層の割合を1年生4月時より10ポイント以上引き下げる
5	H30年度 主幹教諭配置校12校
6	H30年度のカウンセリングマインド向上研修の受講教員数：170名以上
7	ICT 支援員を派遣した特別支援学校で、ICT 機器を活用した授業を行っている教員の割合：80%以上
8	SC 配置：全公立高特支学校
9	SSW 配置：21県立学校
10	いじめに関する校内研修会を実施した学校の割合：100%
11	いじめ対策組織において、いじめ防止等の取組をPDCA サイクルで検証改善していると回答した学校の割合：60%以上
12	いじめ防止等の取組を学校経営計画に位置づけ実施している学校の割合：100%
13	オリンピック・パラリンピック教育に係る事業（研修会、授業協力校、講師派遣事業等）に参加した高等学校・特別支援学校数 10校以上
14	スクールヘルスリーダーの派遣を希望する学校への配置率：100% ※養護教諭等未配置校 なし
15	外部専門家を活用して授業改善等に取り組んだ小・中学校（特別支援学級）：30校以上
16	各特別支援学校における5 領域免許状未保有教員の取得計画作成率：100%（8月末時点）
17	学校経営計画における自校評価結果がB（ほぼ目標を達成）以上の学校の割合：100%
18	管理職研修後のアンケート項目「職務の遂行に役立つ」の回答（平均）：3.5 以上（4件法）
19	企業見学を実施した学校：36/36 校
20	居住地校交流の実施で、地域との交流が増えた幼児児童生徒の割合：70%
21	運動部活動強化校の実績（大会入賞数・部員数）：昨年度を上回る
22	健康教育副読本の活用率（高等学校（全日制・定時制・通信制・単位制））：100%
23	研修後のアンケート「職務の遂行に役立つ」の回答（平均）：3.50以上（4件法） 県オリジナルアンケート結果 「地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがある」 肯定的回答＊ 1年 50%以上、2年 60%以上、3年 70%以上 ＊「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した生徒の割合
25	県オリジナルアンケート結果「物事に取り組む際に具体的に決めて実行できる」肯定的回答の割合：50%以上
26	県オリジナルアンケート調査結果における肯定的回答の割合 ①「地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがある」：50%以上 ②「地域や社会をよりよくするために、地域貢献活用やボランティア活動など、実際に行動している」：35%以上
27	県外大学体験（オープンキャンパス）実施率：100%
28	県立学校での授業研究実施率：100%
29	県立特別支援学校において外部専門家から得た助言を個別の指導計画等の手立てに追加記載できている割合：80%
30	県立特別支援学校教員の当該校種免許状取得率：85%（H30年度末）
31	県立高等学校・特別支援学校への運動部活指導員の配置数：16名
32	校内支援会に専門人材を活用している学校の割合：100%
33	校内支援会を月一回以上開催している学校の割合：100%
34	高知県運動部活動ガイドラインに基づく「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、その活動方針に沿った運営をしている県立学校の割合：100%
35	高知工科大学連携教育事業（ブルーバード）の訪問教育実施校数：15校以上
36	産業系専門学科及び総合学科における検定・資格の取得率：65%以上
37	支援を必要とする児童生徒の一覧リストを作成している学校の割合：100%
38	児童会・生徒会が主体となって、いじめ防止等の取組を継続的に行っている学校の割合：100%

KPI	
39	時間外勤務が1月で100時間を超えた教員、又は2月連続して80時間を超えた教員：50人 ※H31年度到達目標：0人
40	実施計画書の作成進捗8項目の合計25%を目標とする。
41	若年教員における「高知県授業づくりBasic ガイドブック」の自主的な活用率：100%
42	初任者の公開授業チェックシートにおける学校長評価最終平均値：3.0 以上（14 項目、4段階評価）
43	小学部1年生の居住地域実施率：75%
44	新規採用者のオンデマンド教材活用率：80%以上
45	推進校（中学校）における3年生への個別の指導計画作成状況：必要と思われる生徒のうち、80%に作成済み
46	生徒による授業アンケート結果（4段階評価） 「学習の目標がよくわかった」：3.5 以上 「何ができるようになったか振り返る場面があった」：3.0 以上 「授業の内容が（あまり）理解できなかつた」：25%以下
47	生徒の平均視聴時間：5 時間/月
48	大学進学チャレンジセミナーの定員の充足：参加定員 野市会場 40 名・高吾会場 40 名・東部会場 40 名
49	地域協働学習実施校数：全36 校
50	中堅教諭へのアンケート「必要に応じた若年教員への指導・助言ができている」の回答（平均）：3.0 以上（4件法）
51	中堅教諭対象アンケートにおける「授業展開の工夫」に関する項目の回答（平均）：3.0 以上（4件法）
52	仲間づくりのための活動の実施率：100%
53	追加申請を含めて、年度予算執行率：9 割（9月末時点）
54	通級による指導実施対象生徒数に占める個別の指導計画を活用した指導が行われている生徒の割合：100%（H30年度末）
55	特別支援学校技能検定受検者数：50 名以上
56	配置を希望する学校への学習支援員の配置率：100%
57	配置を希望する学校への学習支援員の配置率：100%（5月末現在） 残余予算をもとに学習支援員の人員及び時間数の追加を行い、予算の9割を令達（9月末時点）
58	配置校指導員アンケート「配置校における活用の効果」に関する項目の回答（平均）：3.2 以上（4件法）
59	必携冊子の配置校研修活用率：100%
60	不登校生徒数に占める新規不登校生徒数の割合：高等学校30%以下
61	臨時的任用教員研修ステージⅠ受講者アンケートにおける「人権が尊重された学級経営・ホームルーム経営の実践」に関する項目の回答（平均）：3.0 以上（4件法）
62	臨時的任用教員研修ステージⅡ受講者アンケートにおける「学習指導要領に基づいた授業づくりの実践」に関する項目の回答（平均）：3.0 以上（4件法）
63	高知大学との高大連携交流授業の実施校数：23校以上

## イ) KPI の設定について

平成30年度のKPIの目標を達成できていなかった取組について、達成できなかった理由を確認したところ、共通する内容があったため、その内容について以下で言及する。

基本方向	対策	取組	取組のKPI	目標値	実績値
1	1-(1)	①②	学校経営計画における自校評価結果がB（ほぼ目標を達成）以上の学校の割合	100%	69.4%
1	1-(1)	⑤	時間外勤務が1月で100時間を超えた教員、又は2月連続して80時間を超えた教員	50人	187人
1	2-(1)	②	2年生4月の学力定着把握検査におけるD3層の割合を1年生4月時より引き下げる	10%	8.5%
1	2-(1) 2-(2)	⑤ ⑤	生徒がインターネット学習教材を視聴する月の平均時間	300分	36.7分
1	3-(2)	③	児童会・生徒会が主体となって、いじめ防止等の取組を継続的に行っている学校の割合	100%	高等学校 34.6%、 特別支援学校 28.6%
1	3-(3)	①	校内支援会を月一回以上開催している学校の割合	100%	64.9%
1	3-(3)	①	不登校生徒数に占める新規不登校生徒数の割合	30%以下	59.6%
1	4-(3)	②③	強化校の実績（大会入賞数・部員数）が昨年度を上回る	昨年度以上	不明

## (i) 目標値を大きく下回ったKPIについて（結果）

1-(1)⑤、2-(1)⑤、2-(2)⑤の目標について、実績値が大きく下回っていた。すなわち、1-(1)⑤の「時間外勤務が1月で100時間を超えた教員、又は2月連続して80時間を超えた教員」の目標が50人以下のところ、実績は3倍以上となる187人であった。また、2-(1)⑤、2-(2)⑤の「生徒がインターネット学習教材を視聴する月の平均時間」の目標が300分/月のところ、実績はその1割程度の36.7分/月であった。

これらの要因は(ii)及び(iii)で後述する内容と関係していると考えられるものの、特に計画時点の目標値の見込みが甘かったと考えられる。KPIの設定は実施事業の成果の目標であり、事業を実施するかの投資判断（予算の策定）においても重要であることから、目標値を大きく下回ったKPIについてはその理由を十分に検証し、予算策定の判断に誤りが生じることがないように検証することが必要である。

## (ii) 具体的かつ合理的な指標の選定について（結果）

4-(3)②③は「大会入賞数」について全国大会レベルのみが範囲なのか、地方大会等も含む全大会が範囲なのか分からない内容となっている。また、3-(3)①の「不登校生徒数に占める新規不登校生徒数の割合」の目標30%以下について、既存の不登校生徒のほとんどが登校するようになった一方で新規の不登校生徒が少数発生した場合当該指標は高くなるが、このような状況は必ずしも悪い状況ではないことから、指標の明確化もしくは再考する必要があるといえる。KPIの指標を設定する際には、具体的な内容になっているか、不合理な状況は発生しないか検証したうえで慎重に決定することが必要である。

なお、このような観点も勘案すると、109頁に記載したKPIの設定数を削減することの必要性は高いと考える。

(iii) 実現困難な目標について (意見)

1-(1)①②、1-(1)⑤、3-(2)③、3-(3)①の目標について、実現可能性の極めて低い目標の設定となっている。すなわち、1-(1)⑤は「2. 働き方改革について」で詳細を述べているが、時間外勤務時間の把握が正確にできているか疑わしい状況であるとともに、平成31年4月から令和元年7月までの4ヶ月間において延べ547名の教職員が1ヶ月に80時間を超えて時間外勤務を行っていることから、実現困難な目標であったといえる。また、3-(2)③についても「生徒会が主体となって、いじめ防止等の取組」を図るものとしているが、特別支援学校において生徒会が主体的に活動することが難しいと考えられる。さらに、3-(3)①で「校内支援会を月一回以上開催」としているところ、高等学校の場合は、教育相談部等のコーディネータが中心となり、ケース会を月一回以上行っているが、学校規模によっては、管理職、学年主任、養護教諭等が参加する校内支援会を、毎月開催できない学校もみられる。

目標値を実現可能な指標としない場合、達成できなかったとしても目標値が実現不可能な理想値であったことを理由として十分な分析がなされない結果、有意義なC (Check) 及びA (Action) の検討につながらない可能性がある。

このため、目標値を設定する際には現実的に達成できる指標を選定することが望まれる。

(2) 県立高等学校再編振興計画 (再編振興計画)

1) 計画の概要

再編振興計画は、平成26年度から令和5年度までの10年間の県立高等学校の在り方と方向性を示した「基本的な考え方」と、それに基づいて県立高等学校の再編振興を実現するための具体的な「前期実施計画」と「後期実施計画」で構成されている。

「基本的な考え方」では、県立高等学校の現状と課題を踏まえ、(1) キャリア教育の充実、(2) 生徒や保護者の期待に応える教育活動の推進、(3) 生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、(4) 南海トラフ地震への対策の推進、(5) 時代を担う人材を育てる教育環境の整備、という5つの視点を基本に再編振興の取組を推進することとしている。

①南海トラフ地震の影響

南海トラフ地震が発生した場合に津波で浸水する学校として以下のとおり把握されている。

No	市町村名	学校名	10mメッシュ 最大クラス(L2)の津波 堤防なしの場合 (H24.12.26南海地震対策配布データ)		校舎 階数	避難場所等					
			浸水域 (m)	30cm津波 到達時間(分)		精選・非木造 階数	避難場所	標高 (m)	広さ (㎡)	避難距離 (m)	避難時間 (分)
1	安芸市	安芸	5m	57分	4階建	北舎屋上	23.5	840	—	—	
2		安芸桜ヶ丘	5m	95分	4階建	安芸市総合運動場(補助?)?)?)	20	13,000	200	10	
3	香南市	城山	4m	39分	4階建	南舎屋上(地域住民は北舎屋上)	26	650	—	—	
4	高知市	高知東	2m	190分	4階建	校舎3・4階	9	1,290	—	—	
5		高知南	3m	36分	5階建	校舎4階及び屋上	12.5	2,320	—	—	
6		高知工業	3m	47分	4階建	校舎3・4階及び屋上	14	3,110	—	—	
7		高知追手前	2m	134分	4階建	高知城・新館4階等 状況に応じて※右 データは高知城	44.4	2,500	1,000	15	
8		高知丸の内	1m	191分	4階建	北舎2・3・4階	6.5	945	—	—	
9		高知小津	1m	243分	6階建	高知城・新館4階以 上の教室と6階の食 堂(本館東)	15.1	1,810	—	—	
10	土佐市	高知海洋	8m	25分	5階建	近くの高台	40	400	500	8	
11	須崎市	須崎	7m	28分	4階建	学校の裏山にある避 難道を上って、山頂 にある須崎市斎場	83	—	300	15	
12	宿毛市	宿毛	7m	35分	4階建	つつじ公園	70	1,000	1,000	15	
13	土佐清水市	清水	12m	11分	3階建	学校裏山または近く の高台※右データは 高台	43	50	125	10	

(注) 高知南、高知工業、高知追手前、高知丸ノ内、高知海洋、須崎、宿毛、清水は、長期浸水区域に該当する。

追手前高等学校については、新館4階にも避難可能であることを勘案すると、避難場所までの避難距離が500m以上の学校は、高知海洋高等学校と宿毛高等学校である。



## ②適正な学校規模としての基本的な考え方について

再編振興計画においては、高等学校としての教育の質を確保するための適正規模や最低規模について基本的な基準として以下のとおり示している。

本校の最低規模は、1学年2学級以上必要とし、また、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない学校については、特例として1学年1学級以上を最低規模とするとともに、少なくとも1学級20人以上が必要としている。

分校の最低規模は、少なくとも1学年1学級20人以上を必要とし、生徒数がこの規模を下回った際の募集停止の猶予期間として、平成27年度を起算年として、入学者が2年連続して20人に満たない状況になった場合としている。

定時制（夜間部）の最低規模としては、学校全体の生徒数を20人以上としている。

これらの最低規模の基準を下回り、将来的にも最低規模の生徒数を確保できる見込みがない場合は、学校の統廃合を検討するとしている。

## ③後期実施計画（令和元年度から令和5年度まで）の方針について

基本的な考え方及び前期実施計画期間の結果を踏まえた、後期実施計画における対応は以下である。

本校については、窪川高等学校及び四万十高等学校が条件付きで継続とされ、令和3年度及び令和4年度において、入学者が2年連続して20人に満たない状況になった場合は、両校の統合を行うとされている。

分校については、高知追手前高等学校吾北分校及び中村高等学校西土佐分校ともに、平成27年度を起算年として、入学者が2年連続して20人に満たない状況であったため、将来的にも最低規模の生徒数を確保できる見込みがない場合は、学校の統廃合を検討する対応が必要となる。後期実施計画では、両校が将来的に最低規模の生徒数を確保できる見込みについて言及されていないが、分校は小規模ということが前提になっていることから、本校との連携、分校としての活性化策、地域からの支援などを含め、「後期実施計画」の実施期間（令和元年度から令和5年度まで）中は、その取組を検証しながら、基本的に継続するとしている。

定時制（夜間部）についても、各校とも最低規模に満たない年度があり、将来的に最低規模の生徒数を確保できる見込みがない場合は、学校の統廃合を検討する対応が必要となる。後期実施計画では、各校が将来的に最低規模の生徒数を確保できる見込みについて言及されていないが、定時制については、基本的に「本校」や「分校」と最低規模についての考え方が違っており、規模よりも、働きながら学ぶことや学び直しなど、様々な学習歴の生徒にとって学びのセーフティネットとしての側面を重視する必要があることから、「学校全体の生徒数が20人以上」にこだわることなく、地域にとって必要な定時制は維持すべきとし、「後期実施計画」の実施期間中は、基本的に継続するとしている。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①南海トラフ地震への対応について（意見）

県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」（平成30年12月）において、高知海洋高等学校及び宿毛高等学校については、南海トラフ地震による津波への対応の取組が計画されているため、これらの取組の進捗状況について、県教育委員会事務局へ質問により確認を行った。

高知海洋高等学校の現在の校地は、最大クラスの津波による想定浸水深が8m、30cmの津波到達時間が25分とされているが、学科の特性から、教育活動を実践するためには海沿いに校舎を構える必要があるとしている。しかし、一部の学校施設等の適地への移転の可能性を否定しているものではなく、今後も継続して将来の学校の在り方を検討していくこととされている。また、宿毛高等学校についても、現在の校地は最大クラスの津波による想定浸水深が7m、30cmの津波到達時間が35分とされていることから、一部の学校施設等の適地への移転の可能性も否定することなく、今後も継続して将来の学校の在り方を検討していくとされている。

両校とも、防災教育は年間3時間以上、避難訓練は年間3回以上を実施しており、学校単位の学校再開計画<sup>1</sup>の策定や避難場所の確保、避難路の安全確保等も行われているが、学校としての安全対策をさらに進めるため、複数の防災の専門家による現地検証やその検証を元にした避難場所の確保、避難場所へ向かう避難路の安全確保など、不断の見直しを行うこととされている。なお、専門家による現地検証は、令和元年度から実施することとされており、その結果も踏まえ、学校関係者、地元自治体及び地域の方々と適地への移転も含めた様々な可能性について協議する会を開催し、必要となる対応や移転する場合の範囲（海洋高等学校：実習場所、学科・コースの一部移転等、宿毛高等学校：グラウンドや体育館を除く校舎の移転等）、移転の方法、移転場所の候補地について協議するとしている。

政府の地震調査研究推進本部が公表している南海トラフ地震におけるマグニチュード8から9の巨大地震の発生確率は、「今後30年以内に70%から80%」とされており、その対応は喫緊の課題と考えられることから、早期に専門家の現地検証を実施したうえで協議する会を開催し、学校関係者、地元自治体、地域の方々の協力を得ながら、具体的な対応を決め、実行していくことが望まれる。南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、学校の業務継続、早期再開を果たすための方針、体制、手順等をあらかじめ定めた計画

<sup>1</sup> 南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、学校の業務継続、早期再開を果たすための方針、体制、手順等をあらかじめ定めた計画

## ②適正な学校規模の維持について（意見）

前期実施計画期間中、「1）計画の概要 ②適正な学校規模としての基本的な考え方について」の基準に満たない年度があった学校は以下のとおりである。

本校である嶺北高等学校は平成30年度において、四万十高等学校は平成29年度及び平成30年度において、入学者数が20人以下であったことから、1学年20人以上という基準を下回っていた。

分校である高知追手前高等学校吾北分校の入学者数は平成29年度及び平成30年度に20人を下回り、中村高等学校西土佐分校の入学者数は平成28年度から平成30年度にかけて20人を下回っていたため、平成27年度を起算年として入学者が2年連続して20人に満たない状況にあてはまる。

定時制（夜間部）がある室戸・中芸・須崎・佐川・大方・清水の各高等学校は、平成28年度から平成30年度にかけて、学校全体の生徒数20人以上という基準を下回っている年度があった。

当該状況を受けた後期実施計画において、窪川高等学校及び四万十高等学校は、令和3年度及び令和4年度において、入学者が2年連続して20人に満たない状況になった場合は両校の統合を行うとされている。また、生徒数の少ない分校や定時制高等学校について、後期実施計画期間中は基本的に継続としている。

適正な学校規模の基本的な考え方（以下、この項において「基本的な水準」という。）は、高等学校における生徒の発達段階を考慮した教育の質を維持していくために最低限必要な水準として設定されたものである。学校を存続させることは中山間地域の発展に寄与する面もあるが、中山間地域の発展は他の施策により達成することも可能であることから、高等学校としての教育の質を維持するという趣旨を勘案すると、ICTを活用した遠隔教育に取り組むなど教育環境の向上に努めているものの、長期にわたって基本的な水準を下回っている状態は必ずしも望ましいものではない。令和6年度以降の次期計画においては、各県立学校の入学者数推移を前提としうえて、将来的に最低規模の生徒数が確保できるかを改めて検討し、高等学校としての教育の質を維持するという観点をより重視することが望ましいと考える。

## 【県立高等学校の入学者数及び学校全体生徒数（抜粋）】

（単位：人）

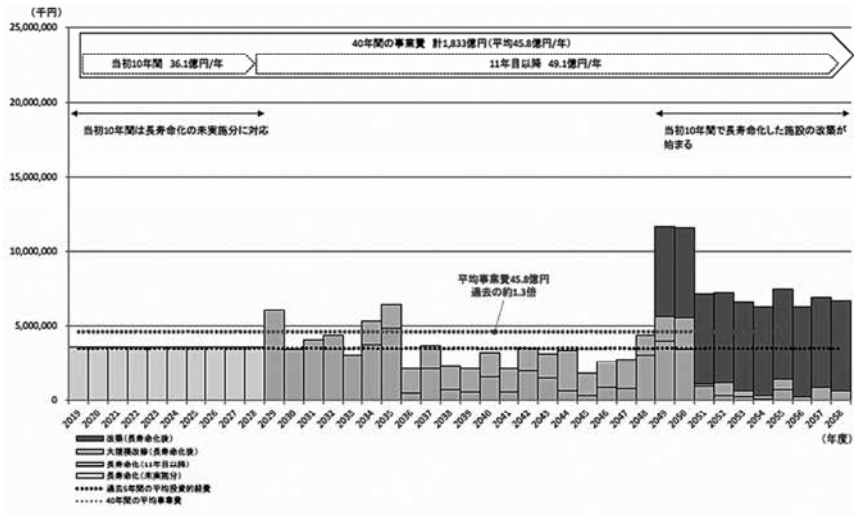
学校名		H28年度	H29年度	H30年度
全日制 入学者数	嶺北高等学校	23	31	17
	四万十高等学校	20	13	18
	高知追手前高等学校 吾北分校	23	19	6
	中村高等学校 西土佐分校	11	9	11
定時制 学校全体生徒数	室戸高等学校	11	17	17
	中芸高等学校	17	17	17
	須崎高等学校	23	17	21
	佐川高等学校	21	22	19
	大方高等学校	26	21	14
	清水高等学校	21	21	15

(3) 高知県立学校施設長寿命化計画 (長寿命化計画)

1) 計画の概要

県立学校施設は、県有建築物全体の延床面積のうち、約4割を占めている。これらの施設について、老朽化の対策として従来のような建て替えを中心とするなら県の財政に過大な負担が生じることから、予防保全の改修に基づく長寿命化という考え方を取り入れ、施設あたりのライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減と平準化を図っていくことが必要とされている。

県立学校施設 393 棟のうち、築 40 年を超過している施設は 109 棟存在している (平成 29 年度現在)。築 40 年を超過している施設については、早急に長寿命化改修を実施していく必要があるが、施設数が多いことから、平成 29 年度現在築 40 年を超過している施設については、築 50 年までを目途に速やかに長寿命化改修を実施する、としている。この結果、平成 29 年度現在築 40 年以上経過している施設について、令和元年度からの 10 年間で平準化して長寿命化改修を行い、11 年目以降はその他の施設について築 50 年目までを目途に長寿命化改修していくことでコストの平準化・削減を図ることとしている。当該考え方に基づいて、以下のような長寿命化改修の整備コストを見込んでいる。



(出典：高知県立学校施設長寿命化計画)

2) 監査の結果及び意見

①長寿命化改修の早期実施について (意見)

監査時点における長寿命化改修の進捗状況は以下のとおりであり、令和元年度 (2019 年度) から年間 36.1 億円の長寿命化改修を実施するとされていた計画に遅れが生じている。

平成 30 年度 (2018 年度)	4 棟の調査
令和元年度 (2019 年度)	2 棟の実施設計 長寿命化改修実績なし
令和 2 年度 (2020 年度)	10 棟の調査、10 棟の実施設計、5 棟の工事の予算要求

進捗が遅れている点についてその理由を確認した結果、主として以下の 2 点が挙げられる。

- ・長寿命化改修は、改修する施設について、授業等で使用しながら進めることとしており、教室等の割り振りをして施工時期をずらしながら、数ヶ月から 1 年程度をかけて実施する必要がある。こうしたことから施工に関して検討すべき課題が多数存在するが、実際の長寿命化改修を実施した経験がないことから、施工方法等の検討に時間を要していること。
- ・令和 2 年度まで県立学校体育館非構造部材等耐震化事業が実施されることから、令和 2 年度までは、長寿命化改修に関する予算を確保することが財政的に厳しい状況と見込まれること。

「1) 計画の概要」に記載のとおり、本来なら早期に長寿命化改修を実施すべき築 40 年を超過した施設は平成 29 年度時点で 109 棟あるが、コスト平準化の観点より令和元年度より 10 年間でこれらの長寿命化改修を実施するとされていることから、計画とおりの実施が強く望まれる。しかし、上記のとおり、長寿命化改修を実施した経験がないことから、施工方法等の検討に時間を要している状況にあるとともに、令和 2 年度においても長寿命化改修の予算を十分に確保できないことが見込まれている。令和 3 年度からの 8 年間でこれらの施設について長寿命化改修を実施すると、今後学校の再編統合により減少する可能性はあるものの、年間 13 棟から 14 棟もの施設の長寿命化改修が必要となり、計画の実行性は極めて低いものと考えられる。遅れが生じている長寿命化改修を当初の計画に近づけて実施するためには、令和 2 年度において長寿命化改修に着手することが必要である。それにより、授業で教室を使用しながら長寿命化改修を実施するための問題点を具体的に洗い出すことができ、計画の遅れを取り戻すことにつながると考える。

## 2. 働き方改革

### (1) 働き方改革の必要性について

#### 1) 働き方改革

国は、一億総活躍社会の実現に向けて働き方改革を推進している。すなわち、「働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じる。」、としている。

長時間労働の是正は、長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすること等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指すこと、及び働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための新たな制度をつくることを目標としている。

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保は、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇の差をなくすことを目標としている。

### 2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を背景とした教職員の意識

昭和46年5月に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）は、「教育が特に教員の自発性・創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと、及び夏休み等の長期の学校休業期間があること等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職員と同様な勤務時間制度は教員にはなじまない」とされ、「時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務（いわゆる「超勤4項目」）に従事する場合であって、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限る」とされている。ここで、超勤4項目とは以下のものである。

- ・ 生徒の実習に関する業務
- ・ 学校行事に関する業務
- ・ 教職員会議に関する業務
- ・ 非常災害等のやむを得ない場合の業務

生徒の実習に関する業務や学校行事に関する業務等を実施したとしても、一般的には、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときと認められるケースはほとんどなく、実態として時間外勤務手当が支給されることはない。また、同様の理由で深夜手当が支給されることもない。

なお、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額として給料月額の4%を支給するとされている。

上記の給特法は昭和46年に制定されており、50年近い年月が経過している。この間、生徒を多様な能力で評価しようとする考え方が一般的になってきたことから、部活動の取組状況や部活動の成績が進学や就職に影響するようになってきており、部活動はますます盛んになってきている。当該環境の変化を受けて、部活動の重要性は増しており、教職員の考える部活動の重要性も高まっている。このような状況であることから、教職員が部活動に費やす時間は多くなっており、時間外勤務の増加の大きな要因となっている。

以上のような現実を受けて、一部の教職員においては、『残業は、自己の責任感に基づいて自主的に実施しているものである。』、『残業は自身が無給であることを了承して行っているものであり、誰に迷惑をかけている訳でもない。』などの意識が芽生えていると考えられる。そして、このような環境で長年勤務されている教職員の一部においては、そのような考え方が“当たり前”となっていると考えられる。当該状況を勘案すると、学校現場における働き方改革の推進は非常に困難なものであると考える。

### 3) 給特法改正法

令和元年12月11日に、「変形労働時間制」の導入を盛り込んだ給特法改正法（以下、「改正法」という。）が公布された。改正法の概要は、①我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻であること、②持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務であること、③このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、給特法の一部を改正する、というものである。

上記③における『以下の措置』とは、下記の内容となっている。

#### (i) 一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）【第5条関係】

一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4（地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外）について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項（対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等）については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

#### (ii) 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

上記の内容は根本的な解決といえるものではなく、教職員の職場環境の改善を図り、働き方改革を推進するうえでは必ずしも十分なものではないと考える。したがって、このような不十分な国の方針を前提として、県及び県教育委員会は教職員の労働時間の削減を図っていく必要があることから、対応は困難といえ、県教育委員会の英知を結集した一丸となった対応が必要であるといえる。

### 4) 教職員の大量退職について

大綱9頁によると、平成29年5月現在、県内の公立学校の教職員数は6,585人となっており、そのうち、50歳以上の占める割合は約50%で、40歳未満は約25%という偏った年齢構成になっている。小・中学校は平成27年度から退職者が大幅に増加し、平成29年度から令和6年度まで毎年200人以上が退職する見込みとなっており、高等学校・特別支援学校においては、令和3年度から令和7年度まで毎年100人前後が退職する見込みとのことである。このように、県は教職員の大量退職・大量採用時代を迎えているとともに、大量採用によって急増していく若手教職員の資質・指導力の向上が急務となっている。

一方で、令和元年6月から11月における高知県の有効求人倍率は、1.27から1.33倍で推移しており、人手不足の状況はますます厳しいものとなっている。また、現在の出生率の低迷や児童・子供数から判断すると、当面の間高知県の生産年齢人口は減少することが見込まれている。

教職員の働き方改革は、将来の教職員の労働環境の改善につながるものである。これらの状況を勘案すると、教職員の働き方改革は重要性の高いものと考えられ、不転の決意で実施すべきものとする。



## （2）監査の結果及び意見

県教育委員会では、国が進めている教員の働き方改革と同様に、教員の勤務時間の削減を進めている。県における教員の働き方改革事業において、平成30年度のKPIを「時間外勤務が1月で100時間を超えた教員、又は2月連続して80時間を超えた教員を50人以下」としており、令和元年度においては「時間外勤務が1月で80時間を超えた教員を0人」と目標を定めている。

現在の状況を勘案すると、上記の目標を達成するには非常に困難な状況にあるといえ、以下に述べる改善すべき課題があるといえる。

まず、教員の勤務時間を正確に把握するためには勤怠入力システムの整備・運用を図る必要がある。この点、県は県立学校の教員の勤務時間を把握するために、平成30年10月15日より在校時間管理システムを導入していることから、一定の成果は見受けられるものの、下記「1）教員の勤務状況の把握について」に記載のとおり、2点の課題が認識された。

次に、月80時間以上の超過勤務者により報告された主な要因の内容や、平成30年11月の勤務状況を確認した内容から、時間外勤務として部活動業務となっている教員が多く見受けられた。下記「2）働き方に関する教職員の意識改革等について」に記載のとおり、教員の働き方に対する考え方に課題がある。

さらに、月80時間以上の超過勤務者により報告された改善策について、具体的な記載はほとんど見受けられない。下記「3）時間外勤務時間削減のための真剣な検討について」に記載のとおり、時間外勤務時間削減に向けた真剣な取組が望まれる。

これらについて、次頁以降において詳細を記載する。

## 1）教員の勤務状況の把握について

### ①在校時間管理システムの入力状況のモニタリングについて（結果）

「4. 県立学校事務」に記載のとおり、平成30年11月における在校時間管理システムへの入力に関して入力すべき項目について入力のなかった延べ回数は以下のとおりであり、教員のシステムへの入力について不十分な対応状況が見受けられた。

（単位：回）

学校名	出勤時刻 なし	退勤時刻 なし	主な業務内容選択 なし(注)
高知農業高等学校	10	48	140
岡豊高等学校	12	87	168
高知南高等学校・中学校	0	270	152
高知海洋高等学校	1	40	5
須崎総合高等学校	4	115	114
日高特別支援学校	1	15	1
合計	28	575	580

(注) 終業時刻後の在校時間が30分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数

在校時間管理システムの運用は平成30年9月からテスト運用されたのちに、同年10月15日から正式運用されていることから、監査の対象とした平成30年11月は正式運用されて間がない時期であるものの、当該状況を確認したのは令和元年9月であり、入力から10ヶ月経過した時点である。

10ヶ月間ずさんな状況が放置されているため、教員の間で、入力をしなくても問題にされないという認識が生じたとしてもおかしくはない。実際に、令和元年9月から10月までに学校に往査して直近の入力状況を確認した結果、一部の教員については、なお未入力の箇所が認識された。運用開始直後から厳しい対応を取っていなかったことから、10ヶ月後においても同様の状況が発生していたといえる。

125頁に記載のとおり、一般の行政職員と比較して、一部の教員について超過勤務時間の削減を行うことは難しい状況にあるといえるが、必要性を説いたうえで理解してもらおう努力を行いつつ、出退勤の確実な入力を促進していく必要があった。上記のとおり、一定時間以上の時間外勤務者をゼロとすることを目標としていることから、時間外勤務の把握は大前提である。

在校時間管理システムの導入には多額の資金と労力がかけられている。入力の必要性について全教職員に周知させるとともに、各学校の管理職員及び県教育委員会が教職員の入力状況をモニタリングすることで、全教職員が勤務状況を正確に入力するよう改善を行う必要がある。

## ②教員の業務内容を正確に把握するための施策について（意見）

在校時間管理システムにおいて、教員は出勤時刻と退勤時刻を入力し、時間外勤務については始業前勤務時間と終業後勤務時間の主な業務を「教科業務」「分掌業務」「担任業務」「部活動」「その他」「業務外」の6パターンから選択することになる。

【在校時間管理システムの入力例】

日	曜日	学校名	勤務日	出勤時刻			正統の 始業時刻			退勤時刻			正統の 終業時刻			時間外勤務時間 （分）	時間外勤務時間 （分）
				時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒		
総務部合計				08:25			20:24			03:05			02:05			90:29	
1	木			07:15	08:25	01:10	08:45	16:55	20:00	03:05	08:45	16:55	20:00	03:05	12:45	04:15	
2	金			07:17	08:25	01:08	08:45	16:55	20:00	03:05	08:45	16:55	20:00	03:05	12:43	04:13	
3	土			07:00					16:00				09:00	09:00	09:00		
4	日			07:00					16:00				09:00	09:00	09:00		
5	月			07:59	08:25	00:26	08:45	16:55	12:10				04:11	04:26			
6	火			07:09	08:25	01:16	08:45	16:55	20:00	03:05	08:45	16:55	20:00	03:05	12:51	04:21	
7	水			07:15	08:25	01:10	08:45	16:55	19:00	02:05	08:45	16:55	19:00	02:05	11:45	03:15	

現状の当該システムの入力内容からだけでは、教員の勤務内容を正確に把握することができない。例えば正規の終業時刻が17時で退勤時刻が21時の場合、4時間の終業後勤務時間が発生する。この4時間の内訳として、「教科業務」に1時間、「担任業務」に1時間、「部活動」に2時間の業務を行った場合であっても、システム上は一番割合の多かった業務を選択することとなるため、終業時刻後勤務時間の4時間は「部活動」となり、実際の勤務内容と異なる結果となる。

また、正規の勤務時間内でどのような業務を行っているかシステム上把握できないため、教員別の勤務内容の分析ができる状況にない。例えば、正規の勤務時間内に本来は「教科業務」をすべきところ、「部活動」の準備を行い、終業時刻後に「教科業務」を行っている教員がいた場合、当該教員の終業時刻後の業務を集計すると「教科業務」の割合が高いといった分析結果となる。しかし、実際は「部活動」のために時間を多く割いている結果、終業時刻後勤務の時間数が多くなっているのであり、システムの入力内容からは正しく認識できない。

県はシステム導入時においてできる限り教員の入力事務の負担を軽減させるために入力項目の簡素化を図ったことから、このような状況が生じている。簡素化を図った結果、教員の業務内容を全て把握できないシステムとなっていることから、「教職員の在校時間とそれに伴う主な業務内容を管理職員が適切に把握し、具体的な対策を講じる」といったシステム導入の目的からすると必ずしも十分な状況とはいえない。

教員の業務内容を全て把握するために、終業時刻後時間のみならず正規の勤務時間内も含めた業務内容を正しく把握する方法を検討することが望まれる。そのためには、システムの改修を含めて検討することも必要と考えるが、まずは管理職員が当然に各職員の勤務時間内の業務内容を把握すべきものであることから、管理職員が教員の日々の業務量や業務内容を直接確認したうえで集計するといった工夫が必要である。

## 2)働き方に関する教職員の意識改革等について（結果）

長時間勤務者数の削減について、第2期高知県教育振興基本計画の重要施策として、令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことが目標として掲げられている。

一方で、長時間勤務者を把握するとともに時間外勤務削減に向けた改善策を検討するために、4ヶ月ごとに、「長時間勤務者の状況及び面接実施報告」を学校ごとに取りまとめて、県教育委員会に提出している。当該報告書には、1ヶ月80時間以上の時間外勤務を行った教職員名と当該教職員の各月の時間外勤務時間数を記載したうえで、その主な要因と時間外勤務削減に向けた改善策を記載することになっている。

平成31年4月から令和元年7月までの4ヶ月間を対象として提出された当該報告書を集計した結果、教職員の時間外勤務の状況は下記のとおりであった。当該人数は、1ヶ月の時間外勤務時間数が80時間を超過していた月数を記載したものである。例えば、あるAという教員が4ヶ月の間に2ヶ月80時間を超過して時間外勤務を実施していた場合、2と記載している。この結果、平成31年4月から令和元年7月までの4ヶ月間において、延べ547名の教職員が1ヶ月に80時間を超過して時間外勤務を行っている。1ヶ月平均136.8人となる。令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことが重要目標として掲げられているが、その8ヶ月前でこのような状況にあり、目標達成が困難と思われる状況である。

時間外勤務の発生要因として、部活動の顧問業務にやり甲斐を感じ終業時刻後であっても時間を惜しまず部活動業務を行う教員がいるとのことである。実際に、平成30年11月の勤務状況を確認した限りにおいても休日の大部分が部活動業務となっている教員が多く見受けられた。自発的に部活動業務に多くの時間を割く教員は生徒及び学校のためを思っていることと考えられるが、自覚していない疲労が蓄積している可能性がある。また一方で、義務感から部活動業務に携わっている結果、ストレスと感じている教員も存在していると思われる。



また、部活動業務が多い教員について、(部活動)指導員を採用しても任せきりにできず、指導員と協働する形で部活動業務を実施している教員もいるとのことである。働き方改革を進めることは将来の教職員の安定的な確保にもつながることから、非常に重要な改革である。したがって、まずは部活動業務が多い教員については部活動も含めた時間外勤務時間の削減を行う必要があることを明確に認識して頂くとともに、指導員に任せる等意識を変えて頂くことが必要である。そのうえで、他の教職員の協力や指導員の増員により部活動の時間の削減を行う等、複数の対応を実施することが必要と考える。

**3) 時間外勤務時間削減のための真剣な検討について (結果)**

「長時間勤務者の状況及び面接実施報告」において、時間外勤務の要因の確認と改善策の検討がされているが、その記載内容について、下表「平成31年4月～令和元年7月 月80時間以上の超過勤務者により報告された主な要因と改善策」のとおり具体的な記載はほとんどなく、真剣な検討が行われているとは見受けられない。令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことを重要目標として掲げ、本気でそれを達成しようとしているか強い疑問を起こさせる状況である。

重要目標として掲げている項目であることから、その達成は必須であると考え。そのためにも、時間外勤務を削減するために必要な対策は何か、各教職員が真剣な検討をしていくことが必要である。

平成31年4月～令和元年7月(4か月間) 月80時間以上超過勤務者数

学校名	人数	計	月平均	学校名	人数	計	月平均	学校名	人数	計	月平均	学校名	人数	計	月平均
室戸高等学校	2			高知南高等学校	2			高知丸の内高等学校	1			春野高等学校	1		
	3				3				1				1		
	1	6	1.5		1				3				1		
安芸高等学校	1				2				1				3		
	4				3				1				1		
	2				4				1				1		
	1				2				4				1		
	3				2				1				2		
	1				4				2				3		
	4	16	4.0		2				2				4		
安芸中学校	1				1				2				2		
	2	3	0.8		2				1				2	22	5.5
安芸桜ヶ丘高等学校	4	4	1.0		4				3	24	6.0		4	4	1.0
山田高等学校	1				4				1			高知小津高等学校	3		
	2				1				3				3		
	2				2				1				2		
	2				1				4				1		
	1				4				1				4		
	1	7	1.8		1	41	10.3		1				3		
高知農業高等学校	1			高知南中学校	2				4				1	16	4.0
	2				3				1				2	2	0.5
	2				3				2				1		
	1				4				1				1		
	2				1				2				1		
	1				3				4				3		
	1				1				1				3		
	3	18	4.5		1	19	4.8		2				1	9	2.3
	1				4				4				4		
高知東工業高等学校	3			高知工業高等学校	1				3				1	6	1.5
	1				2				1				2		
	1				4				4				1		
	2				2				2				1		
	1				3				4				1		
	1				4				2				4		
	3	8	2.0		1				3				6	1.5	
岡豊高等学校	4				2				1				1		
	3				4				4				2		
	4				2				1				2		
	1				4				2				1		
	2				3				3				1		
	1				4				4				1		
	3				1				2				3		
	3				4				2				2	13	3.3
	2				2				1				4		
	2				4				1				3	7	1.8
	2				2				1				3		
	1				4				3				1		
	4				4				2				1		
	1				2				1				2		
	2				1				1				1		
	2				3				1				1		
	2				4				2				1		
	1				1				1				1		
	3				2				3				2	23	5.8
	3	50	12.5		1	77	19.3		2				2		
	2				3				1				1		
	1				2				1				2		
	2				2				1				1	5	1.3
	2				2				1				1		
	4				2				2				2		
	1	19	4.8		3				1				1	6	1.5
					1				2				1	1	0.3
					4				4	18	4.5		1		
					1								3		
					1								1	5	1.3
					1								1		
					1								3		
					4	30	7.5						1	5	1.3
													合計	547	
													月平均	136.8	



### 3. 業務の効率化

#### (1) 業務効率化の必要性

##### 1) 業務効率化の必要性の背景

上記2. 働き方改革に記載のとおり、部活動を含む業務が多い一方で、時間外勤務を削減する意識は低い状況が生じている。当該状況は国の施策により生み出されたものであり、現在その解消を図るべく対応が取られているが、根本的な解決にはほど遠い状況にある。したがって、県・県教育委員会・学校現場において、教職員の意識を変えていくこと等により、時間外勤務の削減を図っていく必要がある。当該取組を実施しているものの、長年しみついた意識を変えることは難しく、上記「2. 働き方改革」に記載のとおり、いくつかの問題点が発生している。

当該状況を勘案すると、教職員の働き方改革を進め、人手不足の環境のもと優秀な人材を確保することで教育の質を維持していくためには、教職員の業務の効率化を図ることは極めて重要であると考えます。

##### 2) 業務量の増加

近年、社会環境の変化を受けて、教職員を取り巻く状況に以下の変化が生じてきている。これらはいずれも教職員の仕事量の増加につながっていることから、業務効率化の必要性はより高まっているといえる。

- ・ 教育基本計画策定とその評価のための各種指標（データ）の抽出・各種作成業務の増加
- ・ 学力テストへの対応、及びその順位を上げることへの対策
- ・ 進学及び就職に部活動への取組及び実績が評価されるようになったことに伴う部活動の重要性の高まり
- ・ 理不尽な要求を行う保護者の増加
- ・ PTA 会費の徴収・管理等、教育活動とは関係の低い業務の増加

#### (2) 監査の結果及び意見

##### 1) 教職員の業務そのものの見直し（意見）

教職員の業務の効率化を図るにあたって、まず、教員の業務内容の把握を行うことにより、教員が本来担うべき業務と、それ以外の業務を正確に把握する必要がある。例えば、教員は担当教科の授業を行うほか、担任業務や生徒指導等も当然に行っているが、これに加えて部活動の顧問業務や私費会計の管理、保護者とのコミュニケーション、修学旅行の引率業務など、教員の業務内容は多岐に渡っている。この多岐に渡る業務内容を学校別教員別に正確かつ網羅的に把握したうえで、整理することが必要である。その際、同じ業務であってもどのような方法によっているかを把握し、そのうえで、不必要な業務はないか検討する必要がある。例えば、従来は各個人で作成・管理していた情報について、現在はシステム等により学校全体で作成・管理できていることからそもそも当該資料を各個人が作成する必要がなくなった等、環境の変化により不必要な業務が発生している可能性がある。

次に、複数の教職員がバラバラに行っている業務をまとめることで業務の効率化を図ることはできないか検討する必要がある。当該検討にあたっては他校の取組状況も確認しながら、知恵を出し合うことが望まれる。

さらに、教職員ごとに業務内容を比較し、目的が同じでもそのやり方が異なる結果、非効率な方法になっていないか、もしくは不必要な作業が含まれていないか検証し、改善の余地のある教職員に対しては、他の教職員の効率的な方法を伝え改善していくことが望まれる。

## 2) 業務そのものを他者へ任せることについて（意見）

上記のとおり、業務そのものの見直しを行ってもなお教職員の業務が多く、削減が必要な場合、業務そのものを外部の専門家に委託するか専門の職員を雇用することが考えられる。

まず、ホーム会費、各教科に関する会費及び生徒会費等の私費会計の管理については、ほとんどの学校において、現金預金の管理と記帳の両方を担任（もしくは副担任）の教員が行っているが、教員が行う必要性は低いものとする。確かに、私費会計の管理を教員が行うことにより、業務内容の把握を行うことができる等のメリットはあるものの、必ずしも必要性は高くはない。本来このような経理に慣れていない教員の場合、教員の事務負担はより大きく、教員の時間外勤務の増加につながっている。したがって、私費会計の業務について、専門の職員を雇用するか外部に管理を委託することが考えられる。なお、このような対応を行う際に留意すべき点は、財務（金銭）の管理は記帳担当者とは別の者が実施する必要があるということである。一般的に、財務（金銭）と経理（記帳）を同一の担当者が実施すると、横領等の不正につながる可能性があることから、これらの業務は明確に分離することが必要といわれている。また、これらを明確に分離することは、担当者を守ることもなることから、当該視点は非常に重要である。

次に、一定期間未収が継続する債権については、支払いが困難な保護者であるか支払う意思のない保護者であるケースが多い。このような保護者に対して、定期的に支払いの督促を行うことは、教職員の業務時間を消費することになるとともに、精神的にも負担が大きくなるケースが多い。教職員の業務時間を確保し精神的負担を軽減することで、教職員が本来の業務に集中することができるよう、一定期間経過した未収債権については専任者が担当する等、教職員の負担軽減を図ることが考えられる。

さらに、部活動や校外での演習（高知農業高等学校等）について時間外の業務が発生していることから、外部の専任講師等による対応を促進し、任せることが望まれる。この点について、部活動についてはすでに指導員を活用しているものの、制度化されて間もないこともあり、人数が十分なものではなく、また完全に任せていないこともあり教員の負担軽減は十分なものとはなっていない。また、校外での演習についても、担当教員の増加を図る等を検討することが望まれる。

## 3) 部活動の大会等での県内外出張について（意見）

部活動の大会等での県内外出張（以下、「大会引率」という。）について、部活動の活発な高等学校は年間における件数が増えている。教員が研修で県内外に出張する場合には、県が委託している旅費事務センターが飛行機のチケットやホテルの手配を行っており、これらの手配に関して教員の事務負担はないが、大会引率で県内外に生徒を引率する場合、生徒の分も含めて教員がチケット等の手配を行っている。これらのケースにおいては、ホテルから大会会場や練習場から大会会場への移動の手段・経路についても検討して請求する必要がある。これらの調査・請求の手間が膨大なものとなっており、教員の勤務時間の増加につながっている。

また、複数の生徒を含めた団体としての移動手段・経路を判断する必要があるが、これを請求する場合は教員のみのものであることから、請求内容から判断すると経済的・合理的な手段・経路になっていないケースがある。この結果、これらの請求内容について、後日旅費事務センターからの問い合わせが発生しており、その対応にも時間を要している。なお、請求の際に必要なとされている書類に不備があることも、旅費事務センターとのやり取りが多くなっている要因となっている。

超過勤務が恒常になっている教職員の勤務実態を勘案すると、負担の大きい業務で外部に委託できるものがあれば委託することも含めて、大会引率に関する業務手順等の見直しを検討していくことが必要であると考えられる。

#### 4) 預金口座の繰り越しについて（意見）

上記「1）教職員の業務そのものの見直し」のとおり、私費会計については、現金預金の管理と記帳の両方を一人でやっていることから、不正につながる可能性があるとともに、間違いのリスクが高くなる。当該不正・ミス防止の観点からと思われるが、私費会計については、毎年通帳の解約と新規作成を行うという、非常に手間のかかる業務が実施されている。

例えば、高知農業高等学校では、1年生から3年生までの間、各ホームのクラス替えがないため、年度末にホーム費の残額を各生徒へ返金せず次年度へ繰越している。しかし、ホームごとに開設している預金口座名義はホーム名及び担当教員名であり、銀行印も担当教員の私印であるため、預金口座は年度末に全て解約し、年度初めに新ホーム名及び担任教員名で新たに開設をしている。また、口座解約から開設までの間、繰越金を事務長名義の預金口座へ一時的に預け入れるという手間もかかっている。

近年、「振り込め詐欺」など銀行の預金口座が犯罪に利用される事例が発生し大きな社会問題となっているため、銀行窓口での預金口座開設にあたっては、審査等のためかなりの手間を要しており、教職員の大きな負担になっている。教職員の負担を軽減するため、毎年、各ホームの預金口座の解約、開設を繰り返す従来の方法ではなく、預金口座を解約せず次年度以降も引き続き利用できるよう検討することが望まれる。

例えば、教員名義（「〇〇学校 △△（教員名）」等）で口座を開設し、教員が学校に在籍する間は当該口座を利用し続ける方法が考えられる。この場合、教員の受け持つホームが替わっても、教員名義でホーム費を回収できるため、口座の解約、開設を繰り返す必要がなくなるものと考えられる。なお、教員名義で口座を開設する際には、口座名義に学校名を加えることで、私的な銀行口座と明確に区別することが必要である。

また、銀行届出印は個人の印鑑とするのではなく専用の印鑑を設けたうえで、口座名義のみを変更する方法が考えられる。一般的な事業会社においても、銀行口座は個人名を要求されることから社長名義にしているものの、社長が交代したときは口座名義を変更するのみで、わざわざ銀行口座の解約・新規開設などは行っていない。

## 4. 県立学校事務

### (1) 全般

#### 1) 監査対象とした県立学校

県教育委員会が所管する学校 52 校のうち、生徒数等をはじめとした規模の重要性、及び、様々な課程・学科・単位制が設置されていることから、監査対象として出来る限り多くのバリエーションの県立学校を選定するという方針のもと、以下の高等学校 5 校、中学校 1 校、特別支援学校 1 校を選定し、現場視察を行った。

No	学校名	補足
(1)	高知農業高等学校	
(2)	岡豊高等学校	
(3)	高知南高等学校・中学校	併設型中高一貫教育校
(4)	高知海洋高等学校	
(5)	須崎総合高等学校	全日制、定時制を含む
(6)	日高特別支援学校	

現場視察を行った学校の概要、監査の結果及び意見については後述するものの、学校が個別で対応できない事項や県立学校全般において同様の問題が生じている可能性の高いものについてはこの項（(1) 全般）において述べることとする。

なお、県立学校全般において同様の問題が生じている可能性の高いものであって、計画・働き方改革・業務の効率化に関連する内容については、「1. 計画」から「3. 業務の効率化」の各項において記載している。



## 2) 監査の結果及び意見

### ①不要な資産の活用・処分について（結果）

各学校を往査して資産の管理状況を確認した結果、複数の学校において、不要な資産が活用も処分もされないうまま、埃を被った状態で放置されていた。不要な資産については、他の学校や施設で利用できないか調査・検討したうえで、利用が見込めない資産については、早急に処分することが必要である。

不要な資産が処分されずにいつまでも放置されていると、その周辺は埃が溜まった状態となるか掃除に手間がかかるとともに、貴重な学校のスペースが不要な資産に占有された状態が続くことになる。

また、学校教育という観点からも容認される状態ではないと考える。整理整頓の習慣は、社会に出てから非常に有効なものとなるが、しっかりと教育されないとなかなか習慣として身につかないものである。生徒が整理整頓の習慣を身につけ、社会に順応していくためにも、整理整頓の習慣を教えることは極めて重要である。当該観点からも、教育現場である学校においては、不要な資産を処分した整理整頓の行き届いた環境を維持することが重要と考える。

### ②公費及び学校徴収金の支出の区分について（結果）

高知海洋高等学校において、通知表の郵送代を、一部は公費で支出しており、一部は学校徴収金のホーム費（私費）で支出している事例が見受けられた。

上記について、会計担当者の判断で執行し、出納責任者及び管理者が監督しているものの、出納責任者及び管理者は事後的に執行状況を確認することが多いため、実質的には会計担当者の判断による執行が多くなる。

この点、「学校徴収金等会計事務取扱要綱」（以下、「要綱」という。）において、公費及び学校徴収金についてその範囲が明確となっていないことから、会計担当者の判断によることになるため、対応が異なっているものと考えられる。

今後、要綱において、これらの範囲について明確に区分し、会計担当者の判断が誤らないように検討する必要がある。

### ③産業医との面談について（意見）

一定以上の時間外勤務がある教職員において、産業医との面談は任意（希望する場合）となっている。一定以上の時間外勤務が発生している教職員については、本人が気づいていない肉体的・精神的な疲労があることも考えられることから、これらの教職員については、本人からの申し出がなくとも産業医との面談の対象とすることが望まれる。また、産業医からの指導・助言をもらうことで、時間外勤務時間数の削減につなげていくきっかけを作ることでもできると考える。

なお、現在の時間外勤務の状況を前提とすると、本人からの申し出がなくとも産業医との面談の対象とすると、産業医に対する報酬が大きくなり財政を圧迫するか、産業医の業務量増加による負担感から産業医の引き受け手がいなくなることが懸念される。しかし今後は、1ヶ月80時間はおろか45時間を超過する時間外勤務者もゼロとしていく方針であることから、そのような状況が発生することはないと考えられ、教職員の健康管理を重視した対策を取ることが望ましいと考える。

(2) 高知農業高等学校

1) 概要

1. 名称	高知県立高知農業高等学校						
2. 所在地	高知県南国市東崎957-1						
3. 校訓	校是 誠実・勤労・剛健・協調 高農三訓 時間厳守 気持ちの良い挨拶 整理整頓						
4. 学科 (定員)	農業総合科 (120名) ・ 畜産総合科 (120名) ・ 森林総合科 (120名) ・ 環境土木科 (120名) ・ 食品ビジネス科 (120名) ・ 生活総合科 (120名)						
5. 学科 (生徒数)	農業総合科 (120名) ・ 畜産総合科 (106名) ・ 森林総合科 (57名) ・ 環境土木科 (87名) ・ 食品ビジネス科 (102名) ・ 生活総合科 (113名)						
校名	本・分校	設置学科	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
			定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異
高知農業	本校	農業(農総)	40 40 0	40 35 -5	40 38 -2	40 38 -2	40 34 -6
	"	" (畜総)	40 40 0	40 32 -8	40 32 -8	40 31 -9	40 31 -9
	"	" (森総)	40 25 -15	40 19 -21	40 18 -22	40 15 -25	40 21 -19
	"	" (環土)	40 18 -22	40 22 -18	40 12 -28	40 25 -15	40 25 -15
	"	" (食ビ)	40 38 -2	40 35 -5	40 34 -6	40 36 -4	40 32 -8
	"	" (生総)	40 38 -2	40 35 -5	40 37 -3	40 33 -7	40 34 -6
校名	本・分校	設置学科	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
			定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異
高知農業	本校	農業(農総)	40 34 -6	40 40 0	40 41 1	40 40 0	40 40 0
	"	" (畜総)	40 27 -13	40 32 -8	40 28 -12	40 36 -4	40 37 -3
	"	" (森総)	40 18 -22	40 22 -18	40 24 -16	40 21 -19	40 17 -23
	"	" (環土)	40 14 -26	40 27 -13	40 31 -9	40 35 -5	40 29 -11
	"	" (食ビ)	40 33 -7	40 35 -5	40 37 -3	40 33 -7	40 40 0
	"	" (生総)	40 30 -10	40 40 0	40 32 -8	40 40 0	40 40 0
6. 教職員数	教員 (期講及び時講含) 63名 ・ 実習助手 (期付含) 14名 ・ 事務職員等 6名						
7. 教育方針等	「農」を学び、「農」で学び、心豊かな人間性を育むとともに、						

	高い志をもって未来を切り開くことができる、たくましい郷土の担い手を育成する。
8. 沿革	明治 23 年 高知県農学校として開校 大正 12 年 新校舎、長岡郡長岡村 (現在地) に移転 昭和 23 年 新制度による高知県立高知農業高等学校となる 平成 17 年 学科改編により、農業総合科、畜産総合科、森林総合科、環境土木科、食品ビジネス科、生活総合科を新設する 平成 22 年 創立 120 周年記念式典並びに記念行事
9. 進路状況	大学 20.7%、短大 4.2%、専修等 36.2% 県内就職 28.7%、県外就職 8.0%、公務員 2.1% その他 0%
10. 部活動	体育系 18 部、文化系 12 部、農業系専門部 6 部
11. 学校の特徴	(1) 農業の基礎学科である 6 学科全てが設置されている。 (2) 教育重点目標である、①学力の向上及び進路保障、②「農」を学び、「農」で学ぶ、③新たな農業を学ぶ、④関係機関や地域との連携、⑤部活動及び農業クラブ等の積極的な取り組み、への達成に向け学校全体で取り組んでいる。 (3) 実験室、温室、コンピュータ室、バイオテクノロジー施設など、学科ごとに最新の農業や農業技術を学習・習得できる施設・設備が整っている。(令和元年度中に環境制御型の新温室が完成予定) (4) JGAP 認証取得(農業総合科で水稻の認証)や HACCP 教育推進(畜産総合科)に向け関連機構との連携を進めている。 (5) 遠隔地生徒のために寄宿舎(舟入寮:定員 92 名)が整備されている。



## 2) 監査の結果及び意見

### ①物品管理について

#### ア) 物品の管理規定

県は物品の管理について、「高知県会計規則」（以下、「会計規則」という。）及び「高知県財産規則」（以下、「財産規則」という。）において規定されている。このうち、監査の結果及び意見に係る条文は以下のとおりである。

#### 【高知県会計規則】

(出先機関の出納員の備えるべき帳簿)

第96条 出先機関の出納員は、次に掲げる帳簿を備えて出納を整理しなければならない。

- (1) 税外収入個別表(別記第58号様式)
- (2) 支出個別表(別記第59号様式)
- (3) 歳入歳出外現金個別表(別記第60号様式)
- (4) 現金出納簿(別記第64号様式)
- (5) 保管有価証券出納簿(別記第70号様式)
- (6) 物品出納・管理簿(別記第71号様式から別記第71号様式の3まで)
- (7) 郵便切手類等出納簿(別記第72号様式)
- (8) 占有動産出納簿(別記第73号様式)

2 出先機関の出納員は、重要物品台帳を備えて重要物品の記録管理をしなければならない。

3 前項の重要物品台帳は、財産規則第99条第2項の重要物品台帳の副本を兼ねて使用するものとする。

(物品の報告)

第108条 出先機関の出納員は、知事が別に定める物品について、毎年3月31日現在をもって、物品及び帳簿を対照検査の上、別記第84号様式による物品現在高報告書を作成し、当該年の7月15日までに会計管理者に提出しなければならない。この場合において、出先機関の出納員は、財産規則第106条に規定する重要物品増減及び現在高報告書をもって物品現在高報告書に代えることができる。

#### 【高知県財産規則】

(価格の評定)

第49条 公有財産の評定価格は、適正な時価でなければならない。

(台帳価格)

第54条 公有財産を新たに公有財産台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入に係るものは、購入価格
- (2) 交換に係るものは、交換当時における評定価格
- (3) 収用に係るものは、補償金額
- (4) 代物弁済に係るものは、当該物件により弁済を受けた債権の額
- (5) 前各号に掲げる以外の方法により取得したものについては、次に掲げる価格

ア 土地については、類地の時価を考慮して算定した金額

イ 建物、工作物、船舶その他の動産については、建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることの困難なものは、見積価格

ウ 立木については、その材積に単価を乗じて算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積価格

エ 法第238条第1項第4号又は第5号に掲げる権利については、取得価格。ただし、取得価格によることが困難なものは、見積価格

オ 法第238条第1項第6号に掲げる財産のうち株式については発行価額(発行価額がない場合にあつては、当該株式会社の資本金の額及び資本準備金の額の合計額を発行済株式の総数で除して得た額に株数を乗じて算出した金額)、その他のものについては額面金額

カ 出資による権利については、出資金額

(物品の事務の分掌)

第67条 課の長は、その所属する物品について当該部局の長の事務を分掌するものとする。

2 出先機関の長は、その所属する物品について当該課の長の事務を分掌するものとする。

(備品の表示)

第89条 備品には、課名又は出先機関名等を表示し、台帳番号又は備品管理番号を付して、これを保管しなければならない。ただし、品質形態上これによることができないものは、この限りでない。

## (譲与又は減額譲渡)

第 91 条 第 45 条の規定は、物品の譲与又は減額譲渡についてこれを準用する。ただし、普通物品については、適宜軽易な方法によって、部局の長(条例第 7 条第 1 号に該当するものにあつては、課の長)において処理することができる。

## (重要物品台帳)

第 99 条 会計管理局長は、重要物品について、別記第 11 号様式から別記第 11 号様式の 4 までによる重要物品台帳を備えなければならない。

2 部局の長は、その所属する重要物品について、課又は出先機関ごとに重要物品台帳の副本を備えるとともに、年 1 回現物との照合を行わなければならない。

## (台帳価格)

第 101 条 第 54 条及び第 56 条の規定は、重要物品台帳に登録すべき価格について準用する。

## (物品出納・管理簿等)

第 103 条 部局の長は、その所属する普通物品について、物品の整理区分ごとに別記第 12 号様式から別記第 12 号様式の 3 までによる物品出納・管理簿を備えるとともに、適宜現物との照合を行い、その管理状況を明らかにしなければならない。

## (重要物品増減及び現在高報告書)

第 106 条 部局の長及び教育委員会は、その所属する重要物品につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在高について、別記第 15 号様式による重要物品増減及び現在高報告書により、翌年度 5 月 31 日までに会計管理局長に報告しなければならない。

## イ) 現物実査について

学校が保有する物品が重要物品台帳又は物品出納・管理簿に記載されているかどうかを確かめるため、重要物品台帳から任意に 5 件、物品出納・管理簿から任意に 10 件を抽出し、現品との照合を行った。

また、簿外の物品がないかどうかを確かめるため、現地で 5 件の物品を抽出し、重要物品台帳又は物品出納・管理簿と照合した。

現場視察の際に実査した重要物品及び普通物品の一覧は以下のとおりである。

## 【重要物品台帳 (令和元年 8 月 29 日付)】

台帳番号	品 名	購入年月日	購入価格(円)
H08-002148	小型集材機	S48. 1. 23	407, 400
H08-002151	殺菌機	S55. 3. 31	1, 698, 000
H08-002156	乾燥装置	S56. 3. 30	2, 985, 600
H08-001666	トヨタ (高 11 寸 5293)	S62. 12. 23	2, 700, 000
H08-003354	コマツ小型ブルドーザー	S47. 12. 1	271, 000

## 【物品出納・管理簿 (令和元年 8 月 28 日付)】

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H12-008364	プリンター	キヤノン LBP-740E	コンピュータ準備室	2 号館 2 階
H10-003896	デスク型パソコン	PC-VE30H/57C	資料室	2 号館 2 階
H10-005062	ノート型パソコン	PC-LW23D/53C	サーバー室	2 号館 2 階
H08-019856	ビデオカメラ	ソニー TR900 キットケース付	スタジオ	2 号館 2 階 農業クラブ
H11-006799	ビデオプロジェクト	ソニー VPL-PX20	サーバー室	2 号館 2 階
H16-005337	運搬車	ヤマハ TG140B	農業機械実習室	農場
H29-001760	商工機器類(その他)	携帯端末(タブレット)		
H08-031296	ピアノ	ヤマハグランドピアノ C2	音楽室	1 号館 2 階
H08-093072	ピアノ	グランドピアノ KG-2N	体育館ステージ	仁淀高等学校→高知農業高等学校
H11-006768	レコード演奏装置	DVD プレーヤー DV-S6D	音楽室	1 号館 2 階

### ウ) 帳簿外の備品について（結果）

現地で現物を5件指定しチェックをした結果、以下の製麺機は重要物品台帳又は物品出納・管理簿に記載がなかった。また、保守点検は行われておらず、すぐに使用できる状態ではなかった。

#### 【製麺機】



重要物品については、年に1回現物との照合を行わなければならないと規定され、また、普通物品については、物品出納・管理簿を備えるとともに、適宜現物との照合を行うこととなっているが、簿外の物品が存在するということは、現物と台帳の照合が行われていないと言わざるを得ない。

帳簿と現物を照合するにあたっては、帳簿に記載されている物品が実在しているかのみならず、現物が網羅的に帳簿に記載されているかの観点をもって実施する必要がある。また、帳簿に記載されていない物品が確認された場合、今後の使用見込みを検討し、今後使用する見込みがあれば台帳に記載したうえで管理する必要がある。なお、今後使用する見込みがないのであれば、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。

### エ) 備品の管理と処分について（結果）

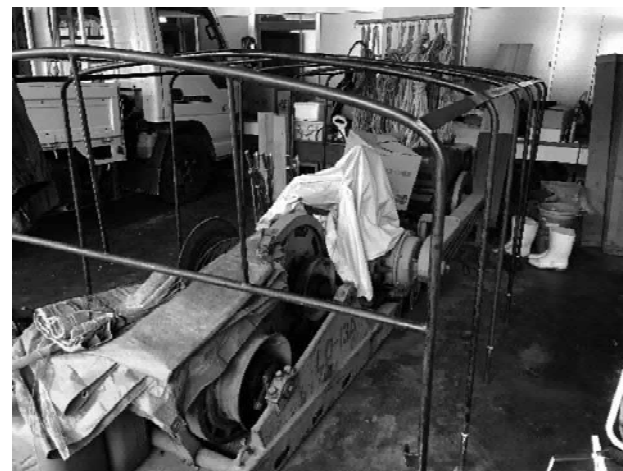
重要物品台帳（令和元年8月29日現在）から任意に5件抽出して現物の実在性をチェックしたところ、以下の2件について、現在は全く利用されておらず、処分の検討もなされていなかった。また、保守もなされていないため、作動するのかわからないことであった。

台帳番号	品名	購入年月日	購入価格
H08-002148	小型集材機（注1）	S48.1.23	407,400
H08-002156	乾燥装置（注2）	S56.3.30	2,985,600

（注1）小型集材機は山の斜面に設置して集材する林業機械である。現任教員は実際に利用したことはなく、過去のいつごろまで利用されていたのかわからない。

（注2）乾燥装置は木の乾燥に利用する農業機械である。現任教員によると、隣に設置されている新しい乾燥装置が稼働しており、作付面積も減少しているため、当該乾燥装置の今後の利用見込みはないとの説明であった。

#### 【H08-002148 小型集材機】



【H08-002156 乾燥装置】



また、物品出納・管理簿（令和元年8月29日現在）から任意に10件抽出して現物の実在性をチェックしたところ、以下のノート型パソコンは、画面を開くこともできない状態であり、使用不可と考えられた。

品名	規格	備品管理番号	設置場所	備考
11103 ノート型パソコン	PC-LW23D /53C	H10-005062	サーバー室	2号館2階

【H10-005062 ノート型パソコン】



上記ノート型パソコンの他、その周辺には使用していないと思われるノート型パソコンが複数台見受けられた。

【使用していないと思われるノート型パソコン】



会計規則、財産規則には、重要物品及び普通物品に係る帳簿と現物の照合や管理についての定めがあるが、その実施にあたっては、現物の実在性（重要物品台帳に記載の現物が存在するか）や網羅性（現物が漏れなく重要物品台帳や物品出納・管理簿に記載されているか）の確認のみならず、状態（故障等の有無）、利用状況（遊休状態ではないか）をチェックし、必要に応じ修理、所属替え、分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売払い、譲与・減額譲渡の判断を行う必要があると考える。また、明らかに修理して利用しないものや将来的にも利用しないと考えられるものについては、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。

**オ) 普通物品に係る帳簿と現物の照合について（結果）**

財産規則第 67 条及び第 103 条によると、出先機関の長は、その所属する普通物品について、物品出納・管理簿を備えるとともに、適宜現物との照合を行い、その管理状況を明らかにしなければならないとされている。質問及び書類の閲覧の結果、高知農業高等学校においては、物品出納・管理簿と現物との照合について、適時実施していることを確認できなかった。

重要物品については、会計規則第 108 条及び財産規則第 106 条に基づき、物品と帳簿の対照検査が行われ、毎会計年度末の現在高が会計管理局長に報告されているところであるが、普通物品についても高等学校内で適切に計画をたて、物品出納・管理簿と現物の照合を行う必要がある。

**カ) 設置場所の入力漏れについて（結果）**

物品出納・管理簿（令和元年 8 月 29 日現在）に記載の携帯端末（タブレット型 PC）（備品管理番号：H29-001760）について、設置場所が空欄となっていた。

この物品は、本庁主管課（高等学校課）から出先機関（高等学校）へ分属替えをしたものであり、出先機関において設置場所を入力する必要があったものである。

現物を確認できたことから実在性に問題はなかったものの、適切な管理のため、設置場所を物品出納・管理簿に入力したうえで管理する必要がある。

**②私費会計について****ア) 私費会計の管理規定**

県は「高知県立学校の管理運営に関する規則」第 22 条に基づき、県立学校で管理する公費以外の会計である私費会計（学校徴収金会計及び団体費会計）について、事務処理の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、その取扱いについて必要な事項を要綱に定めている。このうち、監査の結果及び意見に関係する条文は以下のとおりである。

**【学校徴収金等会計事務取扱要綱】**

（事務処理体制の整備）

第 5 条 校長は、学校徴収金会計を執行するために、組織的な事務処理体制を整備しなければならない。

- 2 学校徴収金会計の各会計は、それぞれ独立して経理を行うものとする。
- 3 校長は、すべての学校徴収金会計について、出納責任者、会計担当者及び監査員を定めるものとする。この場合において、監査員は可能な限り保護者など教職員以外の外部の者に委嘱するよう努めるものとする。
- 4 出納責任者は、会計書類を毎年 2 回以上点検し、その結果を校長に報告するものとする。
- 5 会計担当者は、収入支出等の会計処理を行い、会計書類の整理保管を行うものとする。
- 6 監査員は、学校徴収金会計について監査を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 7 ATM 利用のための磁気カードは、作成しないものとする。ただし、金融機関の有人店舗が遠距離にある学校については、この限りでない。

（保護者等負担の軽減及び説明）

第 6 条 校長は、学校徴収金の徴収に当たっては、教育効果を十分に勘案し、必要最小限の額とするとともに、会計の適正かつ効率的な執行に努めるものとする。

- 2 校長は、保護者等に対し、学校徴収金の目的、内容、金額、徴収方法等について事前に文書により通知するものとする。

（予算編成等）

第 7 条 学校徴収金会計の各会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 学校徴収金会計については、必要となる経費及び収入の見積を適正に行い、会計年

度当初までに予算編成を行うものとする。

(会計書類)

第8条 校長は、学校徴収金会計を処理するため、予算書、決算書、出納簿、預貯金通帳及び引継書を備え付けるものとする。

2 学校徴収金会計の会計書類の保存年限は、当該会計年度の終了後、5年間とする。

(会計処理)

第9条 会計担当者は、学校徴収金を収納したときは、預貯金口座に入金し、出納簿に記載するものとする。

2 会計担当者は、学校徴収金会計の支出を行ったときは、速やかに出納簿に記載するとともに、会計書類を整理し、保管しなければならない。

(決算及び監査)

第10条 会計担当者は、会計年度が終了したときは、速やかに決算書を作成し、監査を受けるものとする。

2 校長は、監査を受けた学校徴収金会計の決算書を、校長名により保護者等に報告しなければならない。

(制限事項)

第13条 学校徴収金会計においては、金融機関、個人及びその他団体から借入れを行ってはならない。

2 学校徴収金会計に係る金銭は、貸付けに使用してはならない。

3 学校徴収金の各会計間の流用は、行ってはならない。

4 学校徴収金会計の一会計年度の支出は、当該年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(団体費会計の受任)

第14条 校長は、学校教育活動と密接な関係を有する団体で、学校経営を行うに当たって必要と認められる団体からの委任に基づき、会計事務を担当することができる。

2 団体費会計の会計事務の受任に当たっては、次の各号に掲げる事項を条件とする。

(1) 書面により委任を受けるものであること。

(2) 当該団体の長又は当該団体の長が定める会員が最終決裁者となること。

(3) 当該団体は、自らの責任において監査を行うものであること。

(4) 当該団体の事務処理が、説明責任の果たせる処理方法により行われるものである

こと。

(5) 保護者等から会費等を徴収する必要があるときは、事前に当該団体会費等の徴収の目的及び方法を文書により説明すること。

#### イ) 監査を受けた決算書について（意見）

学校徴収金会計は、監査員が決算書自体に署名、押印をしているため、監査した決算書であることが明確になっている。他方、団体費会計は決算書が複数存在することもあり、監査報告書が決算書とは別葉で作成されているが、双方に係る割印がないため、監査済決算書の差替えが可能な状態となっている。

監査済みの決算書であることを明確にするために、決算書自体に監査員が署名、押印をするか、決算書と監査報告書に割印をする又は袋綴じをすることが望まれる。



③労務管理について

ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）

平成30年11月の全教員の在校時間管理システムの入力状況を確認したところ、出勤の時間が入力されていない、主な業務が適切に選択されていないなど、不十分な対応状況が以下のとおり見受けられた。

（単位：回）

学校名	出勤時刻	退勤時刻	主な業務内容選択
	なし	なし	なし(注)
高知農業高等学校	10	48	140

（注）終業時刻後の在校時間が30分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数


在校時間管理システムは平成30年9月1日からテスト運用期間を約1ヶ月程度設けているため、入力の不備等についてはテスト期間中に改善しておく必要があったが、これが十分になされていなかった。

在校時間管理システムは、教職員の働き方改革の一環として教職員の在校時間を管理職員が正確に把握し、適切な対策を講じることで教職員の業務負担の軽減につなげるとともに、教職員のセルフマネジメントや健康管理のための面接指導などにも活用することを目的として導入されているにもかかわらず、教員が正確に在校時間等を入力していないため、システム導入の目的が十分に果たされていない。

今後、教職員への入力の徹底を指導するとともに、入力が不適切な教職員に対しては管理職員が適宜適切に指導する必要がある。

(3) 岡豊高等学校

1) 概要

1. 名称	高知県立岡豊高等学校													
2. 所在地	高知県南国市岡豊町中島 511-1													
3. 校訓	校是 学力・人柄・健康													
4. 学科（定員）	普通科（960名）													
5. 学科（生徒数）	普通科（870名）													
校名	本・分校	設置学科	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度			
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
岡豊	本校	普通	240	238	-2	240	222	-18	240	235	-5	240	240	0
	"	普通（芸術コース）	40	41	1	40	36	-4	40	33	-7	40	37	-3
	"	普通（体育コース）	40	41	1	40	41	1	40	38	-2	40	40	0
校名	本・分校	設置学科	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度			
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
岡豊	本校	普通	240	231	-9	240	240	0	240	240	0	240	240	0
	"	普通（芸術コース）	40	27	-13	40	23	-17	40	24	-16	40	24	-16
	"	普通（体育コース）	40	39	-1	40	33	-7	40	40	0	40	40	0
6. 教職員数	教員（期講及び時講含）86名・実習助手3名・事務職員等7名													
7. 教育方針等	教育目標 「自らの可能性を信じ、あらゆることにチャレンジできる生徒の育成」 教育方針 「国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な人間を育成する。」 教育重点目標 1 礼節を重んじる精神の育成 2 学力の向上 3 意欲の育成 4 部活動の充実													
8. 沿革	昭和58年 高知県立岡豊高等学校として開設 昭和59年 第一期生入学 平成8年 普通科体育コース設置（全県学区） 平成15年 普通科芸術コース全県学区に変更 平成23年 普通科全県学区に変更													
9. 進路状況	大学 33.0%、短大 10.9%、専修等 44.9% 県内就職 7.8%、県外就職 1.0%（内公務員 2.0%） その他 2.4%													



10. 部活動	体育系 16 部、文化系 18 部
11. 学校の特色	<p>ゆとりと特色のある施設・設備に恵まれ、「生徒一人一人を大切にし、能力を最大限に伸ばして、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かなたくましい人づくり」を目指し、徹底した学習指導、厳しい中にも温かみのある生徒指導、充実した特別活動、適切な進路指導の4つを指導の柱として教育活動に取り組んでいる。これらの目標を実現するために、教育の内容を学力伸長型・個性特技重視型・技能習得型を3つの柱とし、「国公立文系」・「私立文系」・「理系」・「ビジネス系」・「生活文化系」・「体育」・「音楽」・「美術」・「書道」の9つの類型・コースを設け、学習意欲の喚起・自己の適性の再発見・豊かな心情の育成を目標とし、1年次には自己理解と、2年次には自己啓発と進路目標の設定、3年次では進路実現と将来設計をテーマに『生きる力』をもった生徒の育成に取り組んでいる。「あいさつ・マナー・礼儀」を校風とし、部活動においても自主的・積極的な活動を奨励しており、充実した施設と良き指導者のもとでこれまでに39回の「日本一」に輝くなど、体育系・文化系ともに素晴らしい成果をあげている。</p>

## 2) 監査の結果及び意見

### ①物品管理について

#### ア) 物品の管理規定

監査の結果及び意見に関係する会計規則及び財産規則の条文は「(2) 高知農業高等学校 2) ① ア)」参照

#### イ) 現物実査について

学校が保有する物品が重要物品台帳又は物品出納・管理簿に記載されているかどうかを確かめるため、重要物品台帳から任意に5件、物品出納・管理簿から任意に7件を抽出し、現品との照合を行った。

また、簿外の物品がないかどうかを確かめるため、現地で物品を抽出し、重要物品台帳又は物品出納・管理簿と照合した。

現場視察の際に実査した重要物品及び普通物品の一覧は以下のとおりである。

#### 【重要物品台帳(令和元年8月29日付)】

台帳番号	品名	購入年月日	購入価格(円)
H08-002522	マリンバ(吹奏楽器)	H7.7.26	1,025,880
H10-001540	グランドピアノ	H10.8.24	1,195,950
H12-002915	緞帳	S59.3.30	2,995,000
H12-002923	ステージ幕一式	S60.3.29	2,370,000
H12-002129	ホンダ ACTY VAN 高知41え6643	H12.9.4	810,000

#### 【物品出納・管理簿(令和元年8月28日付)】

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H09-004268	クラリネット	セルマー 10G B♭	第一音楽室	
H09-004267	クラリネット	ビュッフェカランホン社 C13-B♭	第一音楽室	
H09-004347	ピアノ	ヤマハ グランド G3E	体育館	
H09-004352	ピアノ	ヤマハ グランド G3E	学年集会室	
H09-004353	ピアノ	ヤマハ グランド G5E	音楽室	
H27-001911	和船	YAMAHA W-14CH	艇庫	
H29-001020	小型船舶類(その他)	勝ホフ N-265SⅢ・ヤマハ2馬力船外機セット	艇庫	

**ウ) 資産の有効な活用について（結果）**

教育センター分館の取り壊し（平成31年3月）に伴って、スピーカーを移設受領したが、設置場所が決まっていないことから、事務室の机の下に保管されていた。資産の有効な活用の観点より、できるだけ早く設置場所を確定することが必要である。

**②情報機器の管理について****ア) 外部記憶媒体の使用について（意見）**

「個人情報等を含む公文書及び電子データの適正な管理について（通知）」（25高学第962号、平成25年10月24日付、高等学校課長及び特別支援教育課長）に規定されているUSBメモリ管理台帳を閲覧したところ、外部記憶媒体としてUSBメモリ11本の他、外付HDD3台が使用されていた。

上記通知の3の（2）、「県立学校における外部記録媒体へのハードウェア自動暗号化機能の設定及びボリュームライセンスプロダクトキーについて（通知）」（25高教政第706号、平成26年2月3日付、教育政策課長）、「USBメモリ関係Q&Aの送付について」（事務連絡、平成26年3月3日付、高等学校課長及び特別支援教育課長）によれば、真にやむを得ずUSBメモリを使用する場合は、個人情報等の記録の有無にかかわらず、すべてにおいて、ハードウェア自動暗号化機能が付いた製品または同等の安全性を有するものを使用することとされているが、外付HDDの使用についても規定することが望まれる。

**③私費会計について****ア) 私費会計の管理規定**

監査の結果及び意見に係る要綱の条文は「（2）高知農業高等学校 2）②ア）」参照

**イ) 会計書類の整理と保管について（意見）**

私費会計（学校徴収金会計及び団体費会計）の事務処理のため、要綱が定められているが、平成30年度の監査済会計書類ファイル原本を閲覧したところ、年度末に監査員が監査（要綱第10条1項）を行うにあたり必要と考えられる書類、監査後に校長名で決算書を保護者等に報告した書類（要綱10条2項）が保管されていないケースが見受けられた。

監査を受けるにあたり必要な書類として、例えば以下のようなものが考えられるが、一覧をチェックリスト形式で作成し、それを消し込む形で整備を行うことが望まれる。

- ①校長から保護者等に対する、学校徴収金の目的、内容、金額、徴収方法等についての事前通知文書（要綱6条2項）
- ②出納責任者が会計書類を年2回以上点検した際の校長あて点検報告書（要綱5条4項）
- ③生徒個別管理表（学校徴収金会計におけるホーム費は、原則として年度初めに保護者等から年間の必要額を集金し、年度末に残金を生徒へ返金するため、生徒ごとの集金額、支出額を記帳し、年度末の返金額を計算するシート）
- ④年度末に生徒へ返金した際の返金受領サイン一覧
- ⑤通帳を解約した場合は通帳原本、解約せず次年度に繰越す会計は通帳コピー
- ⑥監査済の決算書及び監査報告書
- ⑦監査済の決算書について校長名による保護者等への報告書案（要綱10条2項）

**ウ) 監査を受けた決算書について（意見）**

学校徴収金会計は、監査員が決算書自体に署名、押印をしているため、監査した決算書であることが明確になっている。他方、団体費会計は、監査報告書が決算書とは別葉で作成されているが、双方に係る割印がないため、監査済決算書の差替えも可能な状態となっている。

監査済みの決算書であることを明確にするためには、決算書自体に監査員が署名、押印をするか、決算書と監査報告書に割印を押印する又は袋綴じをすることが望まれる。

**エ) 預貯金通帳と印鑑の保管について（意見）**

学校徴収金会計のホーム費会計では、各ホームの担当教員名義かつ私印により預貯金口座を開設しており、通帳及び印鑑を同一の教職員が保管しているケースがあるとのことである。

第2期高知県教育振興基本計画【第3次改訂版】では、教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進が掲げられている。また、「学校会計の適正化について（通知）」（18高教職第601号、平成18年9月11日付、高知県教育長通知）では、「公金に準ずる、生徒会費、教材費、PTA会計等に関する通帳、印鑑の保管、管理を徹底し、執行の際には、管理職員が常にチェックすること。」とされているが、同一の教職員が通帳及び印鑑を保管していると複数人によるチェックが実行されないおそれがある。

不正やミスを未然に防ぐため、通帳及び印鑑は別の教職員が管理するのが望ましい。

**④労務管理について****ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）**

平成30年11月の全教員の在校時間管理システムの入力状況を確認したところ、出退勤の時間が入力されていない、主な業務が適切に選択されていないなど、不十分な対応状況が以下のとおり見受けられた。

（単位：回）

学校名	出勤時刻 なし	退勤時刻 なし	主な業務内容選択 なし(注)
岡豊高等学校	12	87	168

（注）終業時刻後の在校時間が30分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数


在校時間管理システムは平成30年9月1日からテスト運用期間を約1ヶ月程度設けているため、入力の不備等についてはテスト期間中に改善しておく必要があったが、これが十分にできていなかった。

在校時間管理システムは、教職員の働き方改革の一環として教職員の在校時間を管理職員が正確に把握し、適切な対策を講じることで教職員の業務負担の軽減につなげるとともに、教職員のセルフマネジメントや健康管理のための面接指導などにも活用することを目的として導入されているにもかかわらず、教員が正確に在校時間等を入力していないため、システム導入の目的が十分に果たされていない。

今後、教職員への入力の徹底を指導するとともに、入力が不適切な教職員に対しては管理職員が適宜適切に指導する必要がある。

(4) 高知南高等学校・中学校

1) 概要 (高知南高等学校)

1. 名称	高知県立高知南高等学校	
2. 所在地	高知県高知市棧橋通6丁目2番1号	
3. 校訓	校訓 「進取」 「進取」とは、「自ら進んで新しい事を為す」という意味をもつ。	

4. 学科 (定員) 普通科 (600名)、国際科 (120名)

5. 学科 (生徒数) 普通科 (562名)、国際科 (100名)

校名	本・分校	設置学科	H21年度			H22年度			H23年度			H24年度			H25年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
高知南	本校	普通	160	152	-8	160	151	-9	200	182	-18	200	178	-22	200	188	-12
	"	国際 (国教)	40	37	-3	40	40	0			0			0			0
	"	国際 (国科)	40	40	0	40	24	-16			0			0			0
	"	国際 (国際)			0			0	40	33	-7	40	34	-6	40	30	-10

校名	本・分校	設置学科	H26年度			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
高知南	本校	普通	200	177	-23	200	169	-31	200	194	-6	200	200	0	200	184	-16
	"	国際 (国際)	40	32	-8	40	28	-12	40	35	-5	40	36	-4	40	29	-11

6. 教職員数 教員 (期講及び時講含) 63名・実習助手3名・事務職員等11名

7. 教育方針等 教育方針 一たくましく生きぬく人間の育成ー

- ・確かな学力と豊かな人間性を育み、進路を保障する。
- ・伝統と文化を育み、地域社会から信頼される学校風土をつくる。

教育目標 一知・徳・体の調和のとれた発達と集団形成力の育成ー

- 1 自学の力を身に付け、生涯にわたって学びに向かう姿勢を養う。
- 2 美と配慮の精神を尊重し、人としての価値観に根ざした豊かな心を養う。
- 3 心身の健康を充実し、根気強く自己実現を目指す力を養う。
- 4 団結と奉仕の心を大切にし、集団の一員として社会に貢献できる態度を養う。

8. 沿革 昭和61年 高知県立高知南高等学校として開設  
昭和62年 第一期生入学

	平成 6年 国際教養科設置 平成 13年 国際科学科設置、高知県立高知南中学校開設 平成 14年 高知南中学校第一期生入学 平成 23年 国際教養科及び国際科学科を募集停止し、普通科及び国際科に改編
9. 進路状況	大学 36.2%、短大 9.4%、専修等 37.9% 県内就職 6.7%、県外就職 1.8% その他 7.6%
10. 部活動	体育系 17部、文化系 14部
11. 学校の特色	高知県のグローバル教育推進校として、「気づく、考える、表現する」ことをすべての教育活動の基本として、グローバル人材の育成を目指しています。 これからのグローバル社会を生き抜くため、英語教育を推進していくための英語教育プログラムの開発、体験型学習が生きるキャリア教育の実施 (サザンプロジェクト)、主体的な学習者を育てる探究型学習プログラム、確かな学力の定着を図る大学進学メゾット、生徒一人一人を大切にする学びサポートプランの5つを軸に取り組んでいます。 「人に役立つこと」に喜びをおぼえ、「人に喜ばれること」に価値を見出す人間を育てていくことを校是として勉学にもスポーツにも全力で取り組みます。

## 2) 監査の結果及び意見

## ①物品管理について

## ア) 物品の管理規定

監査の結果及び意見に係る会計規則及び財産規則の条文は(2)高知農業高等学校 2) ① ア)」参照

## イ) 現物実査について

学校が保有する物品が重要物品台帳又は物品出納・管理簿に記載されているかどうかを確かめるため、重要物品台帳から任意に4件、物品出納・管理簿から任意に21件を抽出し、現品との照合を行った。

また、簿外の物品がないかどうかを確かめるため、現地で5件の物品を抽出し、重要物品台帳又は物品出納・管理簿と照合した。

現場視察の際に実査した重要物品及び普通物品の一覧は以下のとおりである。

## 【重要物品台帳 高等学校(令和元年8月29日付)】

台帳番号	品名	購入年月日	購入価格(円)
H12-002925	緞帳	S62.3.31	2,987,000
H13-001108	レスリングマット(固定式キャンパス付き)	H13.8.10	2,919,000
H14-005566	大型ディスプレイ(電子黒板)	H14.12.18	1,034,625

## 【物品出納・管理簿 高等学校(令和元年8月28日付)】

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H08-086986	ビデオカメラ	ビクター GR-LT5	人権教育指導室	同和・ビクター GR-LT5
H08-093009	テレビ	ソニー KV-27F1	生物教室	生物1. KV-27F1 ソニー
H08-101571	ビデオデッキ	ビクター SR	進路室	進学.ビクター
H08-084251	一般機器・機械器具 (その他)	8ミリビデオ.ソニー	視聴覚	視聴.8ミリビデオ. ソニー
H08-075865	プリンター	NEC PC-PR2000NW.増設部1段	地学準備室	地学準備室
H08-092482	ハンドボールゴール	西岡体機3-10	体育館	体育.西岡体機
H08-092483	ハンドボールゴール	西岡体機3-10	体育館	体育.西岡体機

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H08-076365	トロンボーン	ヤマハ YSL-882UG	吹奏楽部室	吹奏楽
H08-076333	トロンボーン	YSL6430	吹奏楽部室	吹奏楽
H08-076334	トロンボーン	YSL6430	吹奏楽部室	吹奏楽
H20-000742	トロンボーン	ヤマハ YSL8820	吹奏楽部室	吹奏楽部
H08-091647	ピアノ	ヤマハ. G3A グランド	音楽室	音楽
H08-091648	ピアノ	ヤマハ. G3A グランド	音楽室	音楽
H08-091573	ピアノ	ヤマハ C3A. グランド	音楽室	音楽
H08-091644	ピアノ	ヤマハ U-30BL. アップライト	音楽室	音楽
H08-091645	ピアノ	ヤマハ U-30BL. アップライト	音楽室	音楽
H08-091646	ピアノ	ヤマハ U-30BL. アップライト	音楽室	音楽
H28-000513	ノート型パソコン	別紙仕様書のとおり		
H28-000554	ノート型パソコン	〃		

## 【重要物品台帳 中学校(令和元年8月29日付)】

台帳番号	品名	購入年月日	購入価格(円)
H14-005565	大型ディスプレイ(電子黒板)	H14.12.18	1,034,625

## 【物品出納・管理簿 中学校(令和元年8月28日付)】

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H14-004459	デスク型パソコン	日立製作所 FLORA310W PC8DA1-HL64P1K00 マウスパッド(サンワサプライ)MPD-S01 LANケーブル(サンワサプライ)、KB-10T5-5SET	5階倉庫	
H14-010913	ビデオソフト	5分間ビデオシリーズ 世界の人々の生活と産業 20巻セット	社会科教材室	社会科

**ウ) 物品の処分手続漏れについて（結果）**

高知南高等学校の物品調書に記載されている普通物品のうち、17件を現物照合の対象として抽出したところ、1件はすでに廃棄済みであったが、物品調書に処分した事実を反映できていなかった。

財産規則第103条によると、教育長は、その所属する普通物品について、物品の整理区分ごとに物品出納・管理簿（物品調書）を備えるとともに、適宜現物との照合を行い、その管理状況を明らかにしなければならないとされている。このため、普通物品を処分した際には物品調書においてもその事実を反映させる必要がある。

この点、普通物品の処分手続の際に物品調書への反映が漏れた要因は、普通物品に貼付しているはずの備品シールがはがれてしまった結果、物品ではなく消耗品と判断したためとのことである。また、重要物品については同規則第99条第2項に基づく年に1回の現物照合を求められるが、普通物品については同規則103条にあるとおり、適宜現物照合を行えば良いことから、定期的な現物照合が行われていない。

今後、同様の事例が生じないように、普通物品についても定期的な現物照合が行えるような計画を策定し、実行する必要がある。そのうえで、備品シールの貼付漏れ等を発見した際には再発行の上、貼付する等の措置を適宜実施することが必要である。特に、高知南高等学校は令和5年度に高知西高等学校と統合する計画となっていることから、それまでに物品調書と現物との一致の確認を計画的に進めることが重要である。

**エ) 不要物品の活用・処分の検討について（結果）**

現物照合の際に、使用可能であるが今後の使用頻度が極めて低いと思われる物品が以下のとおり見受けられた。

**【CDプレーヤー】****【スピーカー】**

【VHSテープ20巻】



上記のうち、CDプレーヤーはその上に設置されているDVDプレーヤーを購入した結果、使用しなくなったものであり、他のオーディオ機器との接続もされておらず、「故障ではないが使用不可」と記載されたシールを貼付している。スピーカーについても他のオーディオ機器と接続されておらず、廃棄をすることを前提として放置されていた。VHSテープについては再生機器も無いことから今後の使用することは無いものと想定される。

使用可能な状態にある不要物品は、校内及び高知県庁内の他の所管課等において転用できないかの調査を行い、他の有効活用の方法を模索することが必要である。そのうえで、他に転用見込みのない不要物品については、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。

#### オ) 物品調書の記載漏れについて（結果）

物品調書を閲覧したところ、ノート型パソコン42台について設置場所に何も記載されていなかった。

普通物品の現物照合の際に設置場所を確認したところ、視聴覚準備室に移動用のカートとともに保管されていることが確認できたため実在性に問題はなかったものの、物品調書に掲載されている物品の保管場所がわからなくなった場合、処分した際の系統漏れと誤認識等の要因になる恐れがある。

今後、物品の適切な管理のためには設置場所を記載する必要がある。

#### カ) 一式取得の物品の管理について（意見）

物品の現物を確認したところ、複数の機器の接続に伴い、物品調書に記載されている物品の範囲が現物の機器のどの部分までが含まれるのかについて不明確な事例が見受けられた。特に、重要物品として登録されている電子黒板については高知南高等学校と高知南中学校で同時に同じ商品を購入しているにもかかわらず、付属する機器等の違いからどこまでを一式として判断するのが客観的にわからなかった。

【高知南高等学校の電子黒板】



【高知南中学校の電子黒板】



上記の写真のとおり、高知南中学校の電子黒板にはDVDプレーヤーが接続されており、画面を覆うケースも付随しているが、高知南高等学校の電子黒板にはこれらが付随されていない。いずれの電子黒板が購入時の一式であるのかわからないが、備品シールはディスプレイの裏面に1枚だけ貼付されている状況であった。そのため、高知南高等学校のDVDプレーヤーだけが無くなっていたとしても現状の管理方法では把握できないこととなる。

今後、複数の機器等が一式となっている物品を購入した際には、物理的に分離でき



るものすべてに枝番を付した備品シールを添付し、その旨を物品調書の備考欄に記載する等の方法により、購入した物品の一式を客観的に把握できるように工夫することが望まれる。

## ②情報機器の管理について

### ア) USBメモリの貸与について（意見）

USBメモリの貸与に関して、貸し出し時点で使用期間が明確になっておらず、ほぼ年間を通じて貸し出ししているものも見受けられた。当該事例について、「教務・入試業務のため」、「教科・分掌業務のため」等の理由で貸与されているが、当該理由により年間を通して貸し出しを行う理由とは判断することはできなかった。USBメモリの貸与にあたっては、貸し出し理由の明確化と当該理由に応じた貸出期間を予め申請して貸し出しを行うことが必要と考える。

また、USBメモリの貸与について、情報の漏洩防止の観点から各種規程が作成されている。学校教育現場においては、生徒や保護者等の膨大な個人情報を扱うことから、情報漏洩の観点は極めて重要である。しかし、ウイルス感染防止を目的として運用を徹底しないと、ウイルス感染の結果情報が外部に漏洩する恐れがある。したがって、USBメモリ等の取扱いについて等において、ウイルス感染防止の目的を明確にし、USBメモリを貸与されているPC以外に接続しない等、使用上の管理方法を明確にすることが望まれる。

## ③私費会計について

### ア) 私費会計の管理規定

監査の結果及び意見に関係する要綱の条文は「(2)高知農業高等学校 2) ② ア)」参照

### イ) 予算の策定について（意見）

学校徴収金について、要綱第6条第1項に必要最小限の金額を徴収すべき旨が記載されているにもかかわらず、徴収額に対して返還額の金額が多い事例が散見された。各クラスの学校徴収金の徴収額、返還額及び返還割合は以下のとおりである。

(単位：円)

クラス	1年						3学年 合計	
	1ホーム	2ホーム	3ホーム	4ホーム	5ホーム	6ホーム		
徴収額	826,182	816,917	836,000	836,000	896,000	832,000		
返還額	170,004	178,118	173,938	186,664	149,168	323,148		
返還割合	20.6%	21.8%	20.8%	22.3%	16.6%	38.8%		
クラス	2年							
	1ホーム	2ホーム	3ホーム	4ホーム	5ホーム	6ホーム		
徴収額	615,000	615,000	600,000	610,566	962,000	617,204		
返還額	276,196	297,425	163,366	165,143	102,547	179,671		
返還割合	44.9%	48.4%	27.2%	27.0%	10.7%	29.1%		
クラス	3年							
	1ホーム	2ホーム	3ホーム	4ホーム	5ホーム	6ホーム		
徴収額	624,000	640,000	648,000	648,000	640,000	561,000	12,823,869	
返還額	128,013	143,784	105,554	113,588	122,484	91,456	3,070,267	
返還割合	20.5%	22.5%	16.3%	17.5%	19.1%	16.3%	23.9%	

全体的に23.9%の返還割合であり、特に2年1ホーム及び2年2ホームについては学校徴収金の約半額を返還している。要綱第7条第2項において、「学校徴収金会計については、必要となる経費及び収入の見積りを適正に行い、会計年度当初までに予算編成を行うものとする。」とあるが、十分に考慮して予算が策定されたか疑問が生じる状況である。

この理由として考えられるのは、策定した予算とその実績である決算との対比、分析をしていない点が挙げられる。予算と決算を分析することにより、不必要な予算の積み上げがあった場合には、翌年度からその予算を控除する等のPDCAサイクルが必要であるが、予実分析をした結果が見受けられず、十分な検討ができていないまま前年度と同額を徴収しているものと見受けられる。

具体的な事例として、1年6ホームのホーム費の徴収額は生徒1人あたり29,000円でこのうちイングリッシュキャンプ費として5,000円徴収している。実際にかかった費用は1人あたり3,560円であるが、イングリッシュキャンプの際にホーム費とは別に生徒から1人あたり2,000円を徴収しており、PTA会計から1人あたり1,780円の補助もあったため、合計3,780円を確保した結果、ホーム費を使わなくてもイングリッシュキャンプ費用を賄っている状況である。そうすると、当初のホーム費として徴収する必要はなかったといえる。

学校徴収金は生徒及び保護者から教材費等の学校教育活動を行う上で必要な実費であり、これを学校が管理及び執行することになることから、要綱第6条第1項に記載のとおり、必要な金額となるように十分に検討を行った予算に基づき徴収することが望まれる。なお、学校徴収金を必要以上に徴収した場合、不必要な出費につながる可能性があるとともに、不正や事故のリスクが高くなることから、必要となる金額を徴収することは重要である。

#### ウ) 学校徴収金の繰越について（意見）

学校徴収金のうち、生徒会の名目で徴収した会計の未使用残高について、翌年度に繰り越している事例が以下のとおり見受けられた。

（単位：円）

項目	中学校	高等学校	合計
前年度繰越金	189,857	1,388,299	1,578,156
収入	893,309	2,023,565	2,916,874
支出	993,377	2,494,820	3,488,197
次年度繰越金	89,789	917,044	1,006,833

要綱第7条第1項において、「学校徴収金会計の各会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。」、要綱第13条第4項において、「学校徴収金会計の一会計年度の支出は、当該年度の収入をもってこれに充てなければならない。」と定められている。学校徴収金は在校生徒が学校教育活動を行ううえで必要な実費を事前に徴収しているにすぎないことから、支出は収入の範囲内で行い、過度に徴収した場合は未使用の学校徴収金を返還することが原則的な対応となる。

しかし、生徒会費について、年間の一人当たり未使用金額を考慮すると全生徒に対して公平な金額を返還する事務作業は極めて煩雑であり現実的ではないことから、過年度の累計として高等学校において約100万円の繰越金が発生している。また、平成30年度は、支出額のうち6割以上が部活動への支出であるとともに、収入を超えて支出することで繰越金が減少している状況となっている。

要綱には次年度繰越金の取扱いについては規定がされていないことから、今後は、生徒会費等の一定の学校徴収金については、クラブ活動の特別な支出に備えるため積立てを行うことができる旨、及び支出が収入を上回る場合には繰越金を補填することができる旨、等を規定することが望まれる。なお、積立てを行う場合には、どのような目的かを明確にしておく必要があると考える。

**エ) 会計別の通帳管理について（意見）**

PTA 団体から会計事務の委任を受けている団体費会計の PTA 会計について、学校は①基金、②運営費、③教育振興費、④生徒活動費、⑤充実費の5つに区分したうえで会計を整理しており、それぞれについて決算書や出納簿等の会計書類を作成しているものの、①基金と⑤充実費に関する預金口座は同一の口座を利用していた。

①基金と⑤充実費に関する PTA 会計について、収支がほとんどないため、同一の口座を利用しているとのことである。

しかし、平成30年度末において、①基金は8百万円、⑤充実費は1百万円の繰越残高が生じていることから、支出が多く発生する年度も今後生じる可能性があるといえる。

今後、各会計の出納業務が多く生じるようであれば、会計別に口座を開設することによって、出納管理の正確性を担保することが望まれる。

**オ) 団体費会計の効率的運営について（意見）**

団体費会計のうち、PTA 進取会について以下のとおり、収支の変動がほとんどない状況である。

項目		金額	備考
収入	前年度繰越金	929,165	
	雑収入	6,005	預金利息、総会余剰金
支出	通信費	24,048	総会案内（切手）
差引計		911,123	次年度へ繰り越し

PTA 進取会は卒業生の保護者が結成した団体であるが、平成24年度総会において新会員の募集を停止したため、入会金等の定期的な収入はなく、収支についても平成30年度においては総会案内を発送したのみとなっている。

PTA 進取会会計を他の団体費会計と区別している結果、支出を伴う活動がなかった場合においても決算報告のためだけに費用が生じ、また当該会計について学校が管理することによる事務コストも生じる結果となり、非効率な運営となっている。

当該会計を他の団体費会計と統合することを PTA 進取会に依頼する等により、できる限り効率的な運営を図ることが望まれる。

**④労務管理について**

**ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）**

平成30年11月の全教員の在校時間管理システムの入力状況を確認したところ、出退勤の時間が入力されていない、主な業務が適切に選択されていないなど、不十分な対応状況が以下のとおり見受けられた。

（単位：回）

学校名	出勤時刻 なし	退勤時刻 なし	主な業務内容選択 なし(注)
高知南高等学校・中学校	0	270	152

（注）終業時刻後の在校時間が30分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数


在校時間管理システムは平成30年9月1日からテスト運用期間を約1ヶ月程度設けているため、入力の不備等についてはテスト期間中に改善しておく必要があったが、これが十分にできていなかった。

在校時間管理システムは、教職員の働き方改革の一環として教職員の在校時間を管理職員が正確に把握し、適切な対策を講じることで教職員の業務負担の軽減につなげるとともに、教職員のセルフマネジメントや健康管理のための面接指導などにも活用することを目的として導入されているにもかかわらず、教員が正確に在校時間等を入力していないため、システム導入の目的が十分に果たされていない。

今後、教職員への入力の徹底を指導するとともに、入力が不適切な教職員に対しては管理職員が適宜適切に指導する必要がある。

(5) 高知海洋高等学校

1) 概要

1. 名称	高知県立高知海洋高等学校																
2. 所在地	高知県土佐市宇佐町福島1番地																
3. 校訓	校訓 「天空海闊」 理想は天空の如く高く気高く、 心は大海の如く広く豊かであれ																
4. 学科（定員）	海洋学科（240名）、航海専攻科（20名）、機関専攻科（20名）																
5. 学科（生徒数）	海洋学科（104名）、航海専攻科（8名）、機関専攻科（7名）																
校名	本・分校	設置学科	H21年度			H22年度			H23年度			H24年度			H25年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
高知海洋	本校	水産（海洋）	80	49	-31	80	70	-10	80	53	-27	80	60	-20	80	66	-14
校名	本・分校	設置学科	H26年度			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
高知海洋	本校	水産（海洋）	80	46	-34	80	51	-29	80	58	-22	80	39	-41	80	36	-44
6. 教職員数	教員（期講及び時講含）38名・実習助手3名・事務職員等28名（船員含）																
7. 教育方針等	海洋高等学校ならではの恵まれた施設や環境を活用し、知識、技術習得の教育実践とおして、豊かな人間性を育て、生徒自らが社会に貢献したいと思うような人材育成を目指す。																
8. 沿革	平成8年 高知県立高知海洋高等学校として開校 平成9年 第一期生入学、航海専攻科、機関専攻科、情報通信専攻科の設置決定 平成18年 海洋学科設置 平成23年 第5代土佐海援丸竣工 平成29年 高知県地場産業大賞次世代賞受賞 平成30年 高等学校産業教育生徒研究発表会 高知工科大学長賞受賞 平成31年 高知県地場産業大賞次世代賞受賞																
9. 進路状況	専修学校 20.8%、専攻科 13.2% 県内就職 37.7%、県外就職 20.8% その他 7.5%																
10. 部活動	体育系7部、文化系5部																

11. 学校の特徴

- 県内唯一の水産・海洋系専門高等学校として、船・海・魚のスペシャリストの育成を目指す。
- 大型船舶運航に必要な海技免状（航海・機関）の国家資格取得を目指した、5年一貫の「船舶職員養成課程」と高等学校卒業後に入学可能な専攻科（航海・機関）を設置している。
- 食品の製造・加工が可能な全国有数の設備を生かして、「地域」「安全」「有効利用」「災害備蓄」などをキーワードとした食品の開発に取り組んでいる。
- 実習船土佐海援丸をはじめ、航海や機関に関する豊富な施設等の活用や小型実習船を使用し、海を多面的に捉えた実習を多く取り入れている。
- フィッシング、カヌー、マリンドイビング、食品科学など、水産・海洋系高等学校ならではの部活動やマリンスポーツデーなど特色ある学校行事を恵まれた環境を活用し行っている。
- 海技士、小型船舶操縦士、潜水士、海上特殊無線技士、食品技能検定などの各種資格取得が可能である。
- 寮施設も併設。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①物品管理について

#### ア) 物品の管理規定

監査の結果及び意見に係る会計規則及び財産規則の条文は（2）高知農業高等学校 2）① ア）」参照

#### イ) 現物実査について

学校が保有する物品が重要物品台帳又は物品出納・管理簿に記載されているかどうかを確かめるため、重要物品台帳から任意に5件、物品出納・管理簿から任意に9件を抽出し、現品との照合を行った。

また、簿外の物品がないかどうかを確かめるため、現地で5件の物品を抽出し、重要物品台帳又は物品出納・管理簿と照合した。

現場視察の際に実査した重要物品及び普通物品の一覧は以下のとおりである。

#### 【重要物品台帳（令和元年8月29日付）】

台帳番号	品名	購入年月日	購入価格(円)
H08-002074	海洋観測機器(自記塩分・水温水深計(STD))	H7. 2. 28	1, 545, 000
H08-002508	オメガ受信機	S55. 3. 31	246, 400
H08-002529	レーダシュミレータ	H8. 3. 29	68, 000, 000
H08-002791	無線実習装置	H9. 3. 31	1, 431, 700
H09-010046	エアージャワー装置	H9. 12. 3	1, 564, 500

#### 【物品出納・管理簿（令和元年8月28日付）】

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H16-002984	ノート型パソコン	DELL Inspiron5150 2. 80GHz	男子更衣室	
H28-001722	一般機器・保管庫(その他)			
H09-022927	ビデオデッキ	ビクター SR-S365	マルチメディア実習室	マルチメディア
H08-082785	農林水産機器・水産機器類 (その他)	電子上皿天秤 島津 EB-430H	食品化学実習室	産振 電子上皿 天秤 食化
H08-081013	農林水産機器・水産機器類 (その他)	顕微鏡カメラテレビ装置 ココン KPC251	栽培棟(バイオ実習室)	産振 顕微鏡カ メラテレビ設置バイオ

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H28-001665	デスク型パソコン	生徒用・教員用		
H28-001706	デスク型パソコン	生徒用・教員用		
H28-001712	商工機器類(その他)	携帯端末(タブレット)		
H28-001721	商工機器類(その他)	携帯端末(タブレット)		

#### ウ) 物品管理システムの備品払出入力漏れについて（結果）

重要物品台帳（令和元年8月29日現在）より5件、物品出納・管理簿（令和元年8月28日現在）より5件を抽出し、現物の実在性をチェックしたところ、以下の普通物品2件について、既に物品不用・廃棄決定（令和元年6月20日、校長決裁）及び産業廃棄物処理事業者への引渡し（令和元年7月3日）がなされており、現物は実在していないことが判明した。

品名	規格	備品管理番号	設置場所	備考
ノート型パソコン	DELL Inspiron5150 2. 80GHz	H16-002984	男子更衣室	
ビデオデッキ	ビクター SR-S365	H09-022927	マルチメディア実習室	マルチメディア

会計規則第96条によれば、出先機関の出納員は、物品出納・管理簿を備えて出納を整理しなければならないとされているが、これら2件の普通物品については物品管理システムの備品払出の入力を失念していたとのことである。

物品出納・管理簿に記録されている普通物品が実在していないという現状は、管理が適切に行われているといい難い。現物を廃棄した際には、物品管理システムの備品払出の入力が漏れなく実施されるよう事務手順を明確にする必要がある。例えば、物品管理システムの備品払出を入力した職員が「物品不用・廃棄決定書」の余白に、入力日やサイン・押印等を残すことにより、一連の事務手順が完結したことを示す等が考えられる。

**エ) 備品の表示（シール貼付）漏れについて（結果）**

上記ア) で物品出納・管理簿から抽出した普通物品のうち、以下の2件については、学校名や備品管理番号等の表示がなかった。また、校内で任意に現物を指定し、それが重要物品台帳又は物品出納・管理簿に漏れなく記録されているか、網羅性のチェックを行ったところ、栽培棟のバイオ実験室に設置されていた純水製造装置（備品管理番号:H10-013736）に備品の表示（シール貼付）がなかったため、帳簿上のいずれの物品であるのか特定するため時間を要した。

品名	規格	備品管理番号	設置場所	備考
農林水産機器・水産機器類(その他)	電子上皿天秤 島津 EB-430H	H08-082785	食品化学実習室	産振 電子上皿天秤 食化
農林水産機器・水産機器類(その他)	顕微鏡カメラテレビ装置 ニコン KPC251	H08-081013	栽培棟(バイオ実験室)	産振 顕微鏡カメラテレビ装置 バイオ

財産規則第89条によれば、備品には、課名又は出先機関名等を表示し、台帳番号又は備品管理番号を付して、これを保管しなければならないとされている。(ただし、品質形態上これによることができないものは、この限りでない。)

備品の表示は、重要物品台帳又は物品出納・管理簿の記録と現物が同一物であることを認定するために重要であるため、備品を取得した際は、必要な事項を表示したシール等を漏れなく貼付する必要がある。

**オ) 備品の管理と処分について（結果）**

校内での現物確認の過程において、外見上からも故障していると考えられる物品（VHSビデオデッキ）が栽培棟のバイオ実験室で見受けられた。また、同実験室内に設置されている顕微鏡カメラテレビ装置（備品管理番号：H08-081013）や重要物品の超軟X線装置（台帳番号：H10-007223）は、栽培コースが廃止となったため、現在は利用されていないとのことであった。

会計規則、財産規則には、重要物品及び普通物品に係る帳簿と現物の照合や管理についての定めがあるが、その実施にあたっては、現物の実在性（重要物品台帳に記載の現物が存在するか）や網羅性（現物が漏れなく重要物品台帳や物品出納・管理簿に記載されているか）の確認のみならず、状態（故障等の有無）、利用状況（遊休状態ではないか）をチェックし、必要に応じ修理、所属替え、分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売払い、譲与・減額譲渡の判断を行う必要があると考える。また、明らかに修理して利用しないものや将来的にも利用しないと考えられるものについては、処分の手続きを行う必要がある。

**カ) 普通物品に係る帳簿と現物の照合について（結果）**

高知海洋高等学校の物品出納・管理簿と現物との照合の実施状況について質問したところ、少なくとも過去3年間は照合を実施しておらず、それ以前の照合記録も確認ができないとのことであった。

財産規則第67条及び第103条によると、出先機関の長は、その所属する普通物品について、物品出納・管理簿を備えるとともに、適宜現物との照合を行い、その管理状況を明らかにしなければならないとされている。物品出納・管理簿と現物を照合することは、上記ア) の備品払出入力漏れ、上記イ) の備品の表示漏れを検出することが可能となる。また、現物の状態（故障等の有無）や利用状況（遊休状態ではないか）をチェックし、修理の必要性、所属替えや分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売払い、譲与・減額譲渡の検討が可能となる。

重要物品については、会計規則第108条及び財産規則第106条に基づき、物品と帳簿の対照検査が行われ、毎会計年度末の現在高が会計管理局長に報告されているが、普通物品についても高等学校内で適切に計画をたて、帳簿と現物の照合を行う必要がある。

**キ) 設置場所の入力漏れについて（結果）**

物品出納・管理簿（令和元年8月28日現在）に記載のデスク型パソコン42台及び携帯端末（タブレット型PC）10台について設置場所及び備考欄に何も入力されていなかった。

これら物品は、本庁主管課（高等学校課）から出先機関（高等学校）へ分属替えをしたものであり、出先機関において設置場所を入力する必要があったものである。

現物を確認できたことから実在性に問題はなかったものの、適切な管理のため、設置場所を物品出納・管理簿に入力したうえで管理する必要がある。



**ク) 毒物及び劇物の管理簿について (結果)**

毒物及び劇物等の保管・管理のため、「実験・実習用等薬品類の保管・管理の徹底について（26 高学第 518 号、平成 26 年 6 月 25 日付、高等学校課長及び特別支援教育課長通知）が発出されており、理科室では、実験・実習用等薬品管理簿を平成 26 年 9 月に整備している。当該管理簿を閲覧したところ、平成 28 年 2 月に一部の薬品を廃棄した記載があったが、高知海洋高等学校往訪日（令和元年 10 月 8 日）までの約 5 年間、管理簿には実験等での使用記録はなく、定期的な在庫量確認記録もなかった。また、管理簿には使用者の記入欄がなかった。

上記の高等学校課長及び特別支援教育課長通知では、定期に保管している毒物及び劇物の数量を使用簿等と照合して確認すること、長期間保管されている毒物及び劇物等で今後も使用の見込みがないものについては、速やかに廃棄すること等が求められている。また、「医薬用外毒物劇物の管理について」（平成 27 年 10 月 30 日付、高等学校課長及び特別支援教育課長から各県立学校長あて事務連絡）において、毒物劇物の管理簿は、毒物劇物ごとに使用日、使用者、使用量、残量などがわかるものとする、定期的に在庫量を確認することなどが求められている。

平成 25 年 8 月や平成 28 年 8 月に在庫量の確認を実施したことが推定されるエクセルシート（管理簿とは別の資料）があったが、その作成者の情報や管理簿との関係は不明である。また、エクセルシートには、作成者や責任者の押印等もなかった。

実際には定期的に在庫量の確認は実施していたとのことであるが、その事実を管理簿へ記録する必要がある。また、管理簿には使用者欄を設けるべきである。

**ケ) 複数の装置が 1 セットで機能する備品の表示について (意見)**

上記イ) で抽出した重要物品のうち、無線実習装置（台帳番号：H08-002791）は 2 つの装置が 1 セットで機能する備品であるが、備品の表示は、1 つの装置のみシールが貼付されていた。また、重要物品台帳にも、何個の装置で構成される物品かの情報はない。重要物品と帳簿の対照検査にあたって、シールが貼付されている 1 つの装置が実在すれば、問題なしと報告されるおそれもある。

複数の装置が 1 セットとなっている備品を取得した際には、物理的に分離できるものすべてに枝番を付した備品シールを添付し、その旨を物品調書の備考欄に記載する等の方法により、購入した備品の一式を客観的に把握できるように工夫することが望まれる。

**②私費会計について****ア) 私費会計の管理規定**

監査の結果及び意見に係る要綱の条文は「(2) 高知農業高等学校 2) ② ア)」参照

**イ) 通帳の解約について (結果)**

学校徴収金のうち 3-E ホーム費会計について、令和元年度に新たに通帳を作成しているにもかかわらず、平成 30 年度の通帳が解約されないまま保管されていた。

要綱第 8 条第 1 項において、学校徴収金会計を処理するため、預貯金通帳を備え付ける必要があると規定されている。しかし、学校徴収金会計の目的が終了した際には当然に口座を解約する必要がある。

なお、通帳に最終記帳されている平成 31 年 2 月 14 日時点において残高がゼロであることを確認できたため、経済的な問題はないものの、早急に口座を解約することが必要である。

**ウ) 不足金の取扱いについて (意見)**

家庭科総合実習会計について、16 円の不足金が生じていたが、教員が個人負担している事例が見受けられた。

学校徴収金会計について、予算策定時に適切に見積もった場合であっても、執行時点の状況により支出額が予算額を超えることも考えられるため、このような場合の取扱いを定める必要があるが、要綱において、学校徴収金会計の不足金が生じた場合の取扱いが明確になっていない。今後、少額であっても教員が個人負担することとならないように、要綱等においてその取扱いを定めることが望まれる。



## エ) 学校徴収金の繰越について (意見)

学校徴収金のうち、以下の名目で徴収した会計の未使用残高について、生徒及び保護者に返還せずに、翌年度に繰り越している事例が見受けられた。

(単位：円)

項目	生徒会	水産クラブ 一般会計	水産クラブ 積立金会計	バドミントン 部
前年度繰越金	196,576	1,157,160	1,435,263	26,506
収入	467,501	240,010	12	98,500
支出	487,118	366,068	0	103,560
次年度繰越金	176,959	1,031,102	1,435,275	21,446

要綱第7条第1項において、「学校徴収金会計の各会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。」、要綱第13条第4項において、「学校徴収金会計の一会計年度の支出は、当該年度の収入をもってこれに充てなければならない。」と定められている。学校徴収金は在校生徒が学校教育活動を行ううえで必要な実費を事前に徴収しているにすぎないことから、支出は収入の範囲内で行い、過度に徴収した場合は未使用の学校徴収金を返還することが原則的な取り扱いとなる。

しかし、水産クラブにおいては、将来の資産の取得に充てる等のため、過年度の累計として100万円を超える繰越金が発生している。また、平成30年度は、収入を超えて支出することで繰越金が減少している状況となっている。

要綱には次年度繰越金の取扱いについては規定がされていないことから、今後は、特定のクラブや生徒会費等については、将来の資産の取得に備えるため積立てを行うことができる旨、及び支出が収入を上回る場合には繰越金を補填することができる旨、等を規定することが望まれる。なお、積立てを行う場合には、どのような目的かを明確にしておく必要があると考える。

## オ) 予算の策定について (意見)

学校徴収金について、要綱第6条第1項に必要最小限の金額を徴収すべき旨が記載されているにもかかわらず、徴収額に対して返還額の金額が多い事例が散見された。各クラスの学校徴収金の徴収額、返還額及び返還割合は以下のとおりである。

(単位：円)

クラス	1-A	1-B	1-C	2-N	2-E
徴収額	168,000	178,000	188,000	156,000	120,000
返還額	110,784	115,580	127,342	19,104	10,710
返還割合	65.9%	64.9%	67.7%	12.2%	8.9%
クラス	2-F	3-N	3-E	3-F	3学年合計
徴収額	168,000	380,326	359,956	412,431	2,130,713
返還額	0	107,150	123,508	260,322	874,500
返還割合	0.0%	28.1%	34.3%	63.1%	41.0%

全体的に41.0%の返還割合であり、1年A組、1年B組、1年C組及び3年F組については60%以上の学校徴収金の返還を行っている。要綱第7条第2項において、「学校徴収金会計については、必要となる経費及び収入の見積りを適正に行い、会計年度当初までに予算編成を行うものとする。」とあるが、十分に考慮して予算が策定されたか疑問が生じる状況である。

この理由として考えられるのは、策定した予算とその実績である決算との対比、分析をしていない点が挙げられる。予算と決算を分析することにより、不必要な予算の積み上げがあった場合には、翌年度からその予算を控除する等のPDCAサイクルが必要であるが、予実分析をした結果が見受けられず、十分な検討ができていないまま前年度と同額を徴収しているものと見受けられる。

特に、高知海洋高等学校は2学年から3学年に進級した際にクラス替えがないことから、2学年時の学校徴収金をそのまま3学年に繰り越しているため、2学年時の返還額が少額となっており、3学年時に返還額が高額となる傾向にあるが、この傾向を考慮して予算を策定しているとは言えない。

学校徴収金は生徒及び保護者から教材費等の学校教育活動を行う上で必要な実費であり、これを学校が管理及び執行することになることから、要綱第6条第1項に記載のとおり、必要最小限の金額となるように十分に検討を行った予算に基づき徴収することが望まれる。

なお、学校徴収金を必要以上に徴収した場合、不必要な出費につながる可能性があるとともに、不正や事故のリスクが高くなることから、最低限の金額を徴収することは重要である。

### カ) 団体費会計の使用方法的明確化について（意見）

団体費会計のうち、PTA 特別会計において、高知海洋高等学校の30周年記念事業のために毎年70万円をPTA 一般会計から積み立てているものの、この具体的な使用方法について定めていなかった。

要綱第14条第2項において、「保護者等から会費等を徴収する必要があるときは、事前に当該団体会費等の徴収の目的及び方法を文書により説明する」と規定されている。この点、平成28年度に実施した20周年記念事業の際にはPTA 一般会計からPTA 特別会計に積み立てた資金により8,298千円支出しているものの、PTA 一般会計で会費を徴収する際に20周年記念事業に使用する目的で徴収できていたかは疑問が生じる。

20周年記念事業の際の支出内容は以下のとおりであり、設備充実等事業として寄宿舎のエアコンの設置1,849千円は公費で賄うことも考えられる。

（単位：円）

支出項目	金額	内容
広報費	223,084	新聞広告、宇佐花火協賛費
旅費	6,000	実行委員会出席者旅費
需用費	41,364	事務用品
役務費	73,838	案内状、記念誌雄飛郵送料
式典費	517,262	式典用消耗品、看板、パンフレット作成、式典余興
記念誌記念品費	903,156	記念誌「雄飛」、記念品費
事業費	6,533,687	部活動活性化、学力向上推進、設備充実等事業
合計	8,298,391	

具体的な使用目的がないまま会費を徴収した場合、使用することが目的となる結果、無駄な支出につながる恐れがある。したがって、団体費会計の会費等について、事前に徴収目的及び使用方法を文書で説明したうえで、そのとおりの使用となっているか確認することが望まれる。また、使用目的が曖昧な場合は寄付金を募る等により、全生徒から一定額を徴収する現状のやり方を見直すことが望まれる。

### ③労務管理について

#### ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）

平成30年11月の全教員の在校時間管理システムの入力状況を確認したところ、出退勤の時間が入力されていない、主な業務が適切に選択されていないなど、不十分な対応状況が以下のとおり見受けられた。

（単位：回）

学校名	出勤時刻 なし	退勤時刻 なし	主な業務内容選択 なし(注)
高知海洋高等学校	1	40	5

(注) 終業時刻後の在校時間が30分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数

在校時間管理システムは平成30年9月1日からテスト運用期間を約1ヶ月程度設けているため、入力の不備等についてはテスト期間中に改善しておく必要があったが、これが十分になされていなかった。


在校時間管理システムは、教職員の働き方改革の一環として教職員の在校時間を管理職員が正確に把握し、適切な対策を講じることで教職員の業務負担の軽減につなげるとともに、教職員のセルフマネジメントや健康管理のための面接指導などにも活用することを目的として導入されているにもかかわらず、教員が正確に在校時間等を入力していないため、システム導入の目的が十分に果たされていない。

今後、教職員への入力の徹底を指導するとともに、入力が不適切な教職員に対しては管理職員が適宜適切に指導する必要がある。

(6) 須崎総合高等学校

1) 概要

①全日制

1. 名称	高知県立須崎総合高等学校						
2. 所在地	高知県須崎市多ノ郷甲 4167-3						
3. 校訓	校訓 「友愛・協働・貢献」 教育目標 1 寛容と友愛の精神を育みます 2 志をもって勉学に励み、幅広い教養や専門知識・技能を育みます 3 未来の社会を担おうという気概と創造力・行動力を育みます						
4. 学科(定員)	普通科(360名)、機械系学科(120名)、電気情報系学科(120名)、システム工学系学科(120名)						
5. 学科(生徒数)	普通科(239名)、機械系学科(100名)、電気情報系学科(72名)、システム工学系学科(77名)						
校名	本・分校	設置学科	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
			定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異	定員 入学 差異
須崎工業	本校	工業(機械)	40 36 -4	40 26 -14	40 24 -16	40 33 -7	40 38 -2
	"	"(造船)	40 20 -20	40 28 -12	40 27 -13	40 15 -25	40 21 -19
	"	"(電情)	40 34 -6	40 25 -15	40 30 -10	40 27 -13	40 29 -11
	"	"(エレクトロ)	40 13 -27	40 30 -10	40 21 -19	40 18 -22	40 20 -20
須崎	本校	総合	160 112 -48	160 136 -24	160 87 -73	160 105 -55	160 109 -51

校名	本・分校	設置学科	H26年度			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度		
			定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異	定員	入学	差異
須崎工業	本校	工業(機械)	40	33	-7	40	31	-9	40	40	0			0			0
	"	"(造船)	40	22	-18	40	25	-15	40	17	-23			0			0
	"	"(電情)	40	27	-13	40	22	-18	40	19	-21			0			0
	"	"(エレクトロ)	40	27	-13	40	18	-22	40	15	-25			0			0
	"	工業(機械系)			0			0			0	40	25	-15	40	37	-3
	"	"(電情系)			0			0			0	40	19	-21	40	24	-16
須崎	本校	総合	120	103	-17	120	64	-56	120	97	-23			0			0
	"	普通			0			0			0	120	92	-28	120	75	-45
6. 教職員数	教員(期講及び時講含)74名・実習助手(期付含)4名・事務職員等7名																
7. 教育方針等	「人を思い 人とつながり 人に役立つ」人材の育成を目指す																
8. 沿革	平成29年 須崎高等学校 普通科に改編 須崎工業高等学校 機械系学科・電気情報系学科・システム工学系学科に改編 須崎総合高等学校卒業1期生入学 平成30年 須崎総合高等学校卒業2期生入学 平成31年 須崎総合高等学校 開校 須崎総合高等学校卒業3期生入学																
9. 進路状況	大学12.5%、短大5.4%、専修等30.4% 県内就職22.8%、県外就職25.0% その他3.8%																
10. 部活動	体育系13部、文化系18部、同好会1部																
11. 学校の特徴	平成31年4月に旧須崎高等学校と旧須崎工業高等学校両校の歴史と伝統を継承した県内初の普通科と工業科を設置した学校である。 普通科では文理コースと教養コースに分かれて学習し、文理コースは国立大学を中心に進学を希望する生徒に補習や模擬試験等を充実させ、自ら学ぶ態度と必要な学力を養う。教養コースは生徒の多様な進路希望を実現するために、幅広い選択科目を設けている。 工業科では新しい実習設備の導入により、各系学科で充実した専門知識、技術、技能を学習している。各種資格試験の受験が可能で、一人二資格取得を目指している。また、卒業後の進路については、高知県内外の大手企業をはじめ、各方面における就職が可能で就職決定率100%、大学・短大・専門学校の進学決定率も100%となっている。																

## ②定時制

1. 名称	高知県立須総合高等学校							
2. 所在地	高知県須崎市多ノ郷甲 4167-3							
3. 校訓	校訓 「友愛・協働・貢献」 教育目標 1 寛容と友愛の精神を育みます 2 志をもって勉学に励み、幅広い教養や専門知識・技能を育みます 3 未来の社会を担おうという気概と創造力・行動力を育みます							
4. 学科（定員）	普通科（160名）							
5. 学科（生徒数）	普通科（18名）							
校名	本・分校	設置学科	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
			定員	入学	差異	定員	入学	差異
須崎	本校	普通	40	7	-33	40	10	-30
			40	7	-33	40	6	-34
			40	6	-34	40	6	-34
校名	本・分校	設置学科	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
			定員	入学	差異	定員	入学	差異
須崎	本校	普通	40	4	-36	40	10	-30
			40	4	-36	40	2	-38
			40	4	-36	40	4	-36
6. 教職員数	教員（期講及び時講含）9名・事務職員等1名							
7. 教育方針等	「人を思い 人とつながり 人に役立つ」人材の育成を目指す」							
8. 沿革	前身の高知県立須崎高等学校定時制は、昭和24年に設置された。平成31年4月に統合されるまでに約900名の卒業生を送り出し、高吾地域の定時制教育の一翼を担ってきた。 平成31年4月10日に第1回入学式を挙行了た。							
9. 進路状況	専修等 14.3% 県内就職 57.1%、県外就職 28.6% その他 0%							
10. 部活動	県定通体育大会には、バドミントン・卓球の2種目で参加。							
11. 学校の特徴	○本校は単位制で、74単位以上習得すれば（必修科目を含む）高等学校卒業資格が取得できる。 ○学校は1週間に5日間（月曜日から金曜日）、1日に4時間 ○授業は午後6時から始まり午後9時10分に終わる。 ○授業は、基礎的な内容を学習する。少人数の家庭的な雰囲気の中で学習する。 ○過去に高等学校に在学していた生徒は、その時の学習成果（習得単位）を認定するので、3年以内で卒業することも可能							

## 2) 監査の結果及び意見

## ①物品管理について

## ア) 物品の管理規定

監査の結果及び意見に関係する会計規則及び財産規則の条文は「(2) 高知農業高等学校 2) ① ア)」参照

## イ) 現物実査について

学校が保有する物品が重要物品台帳又は物品出納・管理簿に記載されているかどうかを確かめるため、重要物品台帳から任意に5件、物品出納・管理簿から任意に9件を抽出し、現品との照合を行った。

また、簿外の物品がないかどうかを確かめるため、現地で5件の物品を抽出し、重要物品台帳又は物品出納・管理簿と照合した。

現場視察の際に実査した重要物品及び普通物品の一覧は以下のとおりである。

## 【重要物品台帳（令和元年8月29日付）】

台帳番号	品名	購入年月日	購入価格(円)
H08-002449	万能工具研削盤	S42.3.28	247,500
H08-002460	高温金属顕微鏡装置	S48.12.24	361,600
H08-002466	横フライス盤	S49.12.20	1,056,000
H08-002456	精密旋盤	S48.3.12	389,940
H09-016458	三菱 高知41あ4735	H10.2.25	509,000

## 【物品出納・管理簿（令和元年8月28日付）】

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H17-000793	コンピューター	サーバー (DELL PoweEdge 600SC)	サーバー室	サーバー室
H27-001878	冷暖房機器類 (その他)	東芝 RUXA08011JM パッケージエアコン リオン天井パネ含む	UD 総合実習室	UD 総合実習室 H27 年度南舎 耐震補強その他設備工事
H11-006035	全自動製氷機	IM-35L	体育管理室	体育管理室
H09-013325	ビデオカメラ	ソニー DCR-TRV7 デジタール	(定振) 定時制職員室	(定振) 定時制職員室
H08-069344	テレビ	ビクター AV-29A1	会議室	会議室

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H08-073513	コンピュータソフト	NCホストプロセッサカスタマイズ	データ処理実習①	データ処理実習① 南舎1階機械科CAD
H18-001609	プリンター	エプソンPX-9500S 外一式	コンピュータデザイン室	コンピュータデザイン室 南舎3階 UD
H08-048036	ピアノ	ヤマハG2E グランド	レッスン室	レッスン室
H08-048023	ピアノ	ヤマハUX アップライト	レッスン室	レッスン室

### ウ) 過去に寄附を受けた物品について（結果）

物品について寄附を受けた場合、財産規則第49条及び第54条に基づき、適正な時価により物品調書に登録しなければならないが、過去に寄附を受けた物品について、物品調書に登録されていない事例が見受けられた。

【定盤作業台】



現時点において、須崎総合高等学校では寄附を受けた物品についても適正な時価により物品調書に登録しているが、過去の取得分については依然として適正な時価により物品調書に登録されていないものが存在する。

過去に寄附を受けた物品について、漏れなく現品調書に登録することが必要である。なお、寄附を受けた時点での適正な時価を現時点において見積もることは事務的に煩雑となることを考慮し、台帳価格の算定は現在の類似品の購入価格を参考にすることなどの簡便的な方法によることも考えられる。

### エ) 物品の処分手続漏れについて（結果）

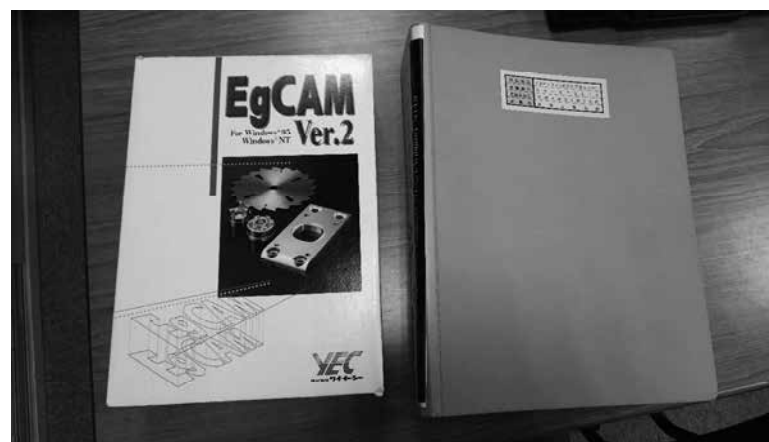
須崎総合高等学校の物品調書に搭載されている普通物品のうち、9件を現物照合の対象として抽出したところ、1件はすでに廃棄済みであったが、物品調書に処分した事実を反映できていなかった。

財産規則第103条によると、教育長は、その所属する普通物品について、物品の整理区分ごとに物品出納・管理簿（物品調書）を備えるとともに、適宜現物との照合を行い、その管理状況を明らかにしなければならないとされている。このため、普通物品を処分した際には物品調書においてもその事実を反映させる必要がある。

### オ) 不要物品の処分の検討について（結果）

現物照合の際に、使用見込みがない物品が以下のとおり見受けられた。

【ソフトウェア】



上記のソフトウェアは約20年前のものであり、現在のOSソフトに対応していないため、今後使用することは無いものと想定される。

使用可能な状態にある不要物品は、校内及び高知県庁内の他の所管課等において転用できないかの調査を行い、他の有効活用の方法を模索することが望まれる。そのうえで、他に転用見込みのない不要物品について売却、廃棄等の処分手続を行うことが必要である。

**カ) 物品調書の設置場所について (意見)**

須崎総合高等学校は平成31年4月に旧須崎高等学校と旧須崎工業高等学校が統合し、新しい校舎も設置された影響で、教室等の名称が統合前と変更されているが、物品調書の設置場所は統合前の教室等の名称となっている。

普通物品の現物照合の際に設置場所を確認したところ、抽出した物品の現物を確認できたため実在性に問題はなかったものの、物品調書に掲載されている物品の保管場所がわからなくなった場合、処分した際の手続漏れと誤認識等の要因になる恐れがある。

統合に係る物品移動が両校分、多量にあるため今年度中を目処に整理するようになっているとの説明があったが、物品の適切な管理のためには設置場所の記載はその都度必要と考えられる。

**②私費会計について****ア) 私費会計の管理規定**

監査の結果及び意見に係る要綱の条文は「(2)高知農業高等学校 2) ② ア)」参照

**イ) 出納責任者による会計書類の点検について (結果)**

学校徴収金会計の出納責任者は、会計書類を毎年2回以上点検し、その結果を校長に報告することとされている(要綱第5条4項)。

平成30年度の須崎高等学校の会計書類を閲覧したところ、その点検記録がなかったため、出納責任者へ実施の有無を質問した結果、実際に点検は実施していたが、書類上に記録として残していなかったとのことであった。

出納責任者による点検は毎年2回以上実施したうえで、書類上に記録を残す必要がある。なお、令和元年度以降においては旧須崎工業高等学校で使用していた点検記録表を残すこととしているため、改善が図られている。

**ウ) PTA からホームへの運営費補助金について (結果)**

平成30年度の須崎高等学校のホーム費会計書類を閲覧したところ、ホーム費会計に係る出納簿とは別にPTA会計から受領した運営費補助金の出納簿が作成されていた。当該運営費補助金の収入支出はホーム費会計に係る預貯金口座や出納簿には記帳されておらず、決算書の収入支出にも含まれていない。

学校徴収金を収納したときは、預貯金口座に入金し、出納簿に記載する必要がある(要綱第9条1項)。その結果、決算書の収入支出にも漏れなく計上され、監査員の監査を受けることになる。

PTAからホームへの運営費補助金についても、ホーム費会計のために開設している預貯金口座へ入金したうえで出納簿へ記帳し、決算書に反映させる必要がある。なお、令和元年度においては運営費補助を行っておらず、今後このような事務処理が行われる予定はないとのことである。



**エ) 出納簿の記帳について（結果）**

ホーム費会計の預貯金口座は毎年度新たに開設し、年度末に解約して、残金は生徒や保護者に返し精算しているが、出納簿を閲覧したところ、3月末の残高がゼロとなっていないものがあった。例えば、平成30年度須崎高等学校1-2Hの出納簿の年度末残高は9円、1-3Hの出納簿の年度末残高は52,509円となっていた。

実際には9円はPTA会計へ支出、52,509円は各生徒へ返金されているが、支出内容は網羅的に出納簿へ記帳すること、また、預貯金通帳の収入支出と整合させる必要がある。

**オ) 会計書類の整理と保管について（意見）**

平成30年度の監査済会計書類ファイル原本を閲覧したところ、年度末に監査員が監査（要綱第10条1項）を行うにあたり必要と考えられる書類、監査後に校長名で決算書を保護者等に報告した書類（要綱10条2項）が保管されていないケースが見受けられた。

監査を受けるにあたり必要な書類として、例えば以下のようなものが考えられるが、一覧をチェックリスト形式で作成し、それを消し込む形で整備を行うことが望まれる。

- ①校長から保護者等に対する、学校徴収金の目的、内容、金額、徴収方法等についての事前通知文書（要綱6条2項）
- ②出納責任者が会計書類を年2回以上点検した際の校長あて点検報告書（要綱5条4項）
- ③生徒個別管理表（学校徴収金会計におけるホーム費は、原則として年度初めに保護者等から年間の必要額を集金し、年度末に残金を生徒へ返金するため、生徒ごとの集金額、支出額を記帳し、年度末の返金額を計算するシート）
- ④年度末に生徒へ返金した際の返金受領サイン一覧
- ⑤通帳を解約した場合は通帳原本、解約せず次年度に繰越す会計は通帳コピー
- ⑥監査済の決算書及び監査報告書
- ⑦監査済の決算書について校長名による保護者等への報告書案（要綱10条2項）

**カ) 監査を受けた決算書について（意見）**

平成30年度の須崎工業高等学校のPTA一般会計など、監査報告書と決算書とが別様で作成されている会計があるが、双方に係る割印がないため、監査済決算書の差替えなども容易に可能な状態となっている。

監査済みの決算書であることを明確にするためには、決算書自体に監査員が署名、押印をするか、決算書と監査報告書に割印を押印する又は袋綴じをすることが望まれる。

**キ) 不足金の取扱いについて（意見）**

平成30年度の須崎高等学校1-3HのPTAからホームへ運営費補助金収入6,900円に対し支出が7,068円となり、168円不足したことから、担任教員が自費で負担している事例があった。

学校徴収金会計について、予算策定時に適切に見積もった場合であっても、執行時点の状況により支出額が予算額を超過することも考えられるため、このような場合の取扱いを定める必要があるが、要綱において、学校徴収金会計の不足金が生じた場合の取扱いが明確になっていない。今後、少額であっても教員が個人負担することとならないように、要綱等においてその取扱いを定めることが望まれる。

なお、上記ウ)に記載したとおり、PTAからホームへの運営費補助金をホーム費会計に入金処理していれば、担当教員が自費で負担することにはならなかったと思われる。

**ク) 決算書の様式について（意見）**

平成30年度の須崎高等学校のホーム費会計の監査を受けた決算報告には、年間収入計、支出計、返金額計及び残額が記載されているのみであり、収入及び支出の科目内訳が全く記載されていない。

学校徴収金等会計に係る決算書様式については、現状、定めがなく、須崎高等学校と須崎工業高等学校とを比較しても様式に違いがある。

学校徴収金等会計事務の運用について（22高学第1564号、平成23年3月14日付、高等学校課長・特別支援教育課長通知）には、出納簿及び引継書の参考様式が示されているが、決算書の様式についても定めることが望まれる。

## ③労務管理について

## ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）

平成30年11月の全教員の在校時間管理システムの入力状況を確認したところ、出勤の時間が入力されていない、主な業務が適切に選択されていないなど、不十分な対応状況が以下のとおり見受けられた。

（単位：回）

学校名	出勤時刻 なし	退勤時刻 なし	主な業務内容選択 なし(注)
須崎総合高等学校	4	115	114

（注）終業時刻後の在校時間が30分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数


在校時間管理システムは平成30年9月1日からテスト運用期間を約1ヶ月程度設けているため、入力の不備等についてはテスト期間中に改善しておく必要があったが、これが十分になされていなかった。

在校時間管理システムは、教職員の働き方改革の一環として教職員の在校時間を管理職員が正確に把握し、適切な対策を講じることで教職員の業務負担の軽減につなげるとともに、教職員のセルフマネジメントや健康管理のための面接指導などにも活用することを目的として導入されているにもかかわらず、教員が正確に在校時間等を入力していないため、システム導入の目的が十分に果たされていない。

今後、教職員への入力の徹底を指導するとともに、入力が不適切な教職員に対しては管理職員が適宜適切に指導する必要がある。

## (7) 日高特別支援学校

## 1) 概要

1. 名称	高知県立日高特別支援学校	
2. 所在地	高知県高岡郡日高村下分60番地	
3. 校訓	「明るく、正しく、たくましく」	
4. 学科（定員）	普通科（なし）	
5. 学科（生徒数）	小学部（22名）、中学部（30名）、高等部（60名）	
6. 教職員数	教員（期講含）66名・実習助手3名・事務職員等34名（内、寄宿舎指導員：29名）	
7. 教育方針等	<p>教育目標</p> <p>(1) 児童生徒一人一人の能力・適性に応じた教育活動を充実させる。</p> <p>(2) 児童生徒の自立する力をつけ、社会参加に向けての適応力を高める。</p> <p>(3) 家庭や地域、関係機関と連携し、安全で安心できる学校づくりを進める。</p> <p>教育方針</p> <p>子どもの学ぶ楽しさや、生きる喜びを育てる教育を通して、目標を達成する。</p> <p>目指す学校像</p> <p>(1) 子どもたちが楽しく学べる学校</p> <p>(2) 保護者が安心して子どもを任せられる学校</p> <p>(3) 地域にとってなくてはならない存在の学校</p> <p>(4) 教職員一人一人が力を発揮できる学校</p>	
8. 沿革	<p>昭和43年 高知県議会において、学校用地購入及び校舎建築費（1億2千万円）を可決（小学部6学級、中学部3学級、計9学級）</p> <p>昭和44年 第1回入学式を行う</p> <p>昭和45年 高等部及び幡多分室設置</p> <p>昭和47年 幡多分室廃止（4月1日から中村養護学校となる）</p> <p>昭和47年 第三校舎、第二寄宿舎竣工（第三期工事）</p> <p>昭和54年 養護学校教育の義務制実施に伴い、訪問学級の開設</p> <p>平成2年 管理棟、ブロック棟竣工</p> <p>平成23年 高知みかづき分校開校式、第1回入学式挙行</p> <p>平成31年 条例改正により、高知県立日高特別支援学校に改める</p>	

## 2) 監査の結果及び意見

## ①物品管理について

## ア) 物品の管理規定

監査の結果及び意見に関係する会計規則及び財産規則の条文は(2)高知農業高等学校 2) ① ア)」参照

## イ) 現物実査について

学校が保有する物品が重要物品台帳又は物品出納・管理簿に記載されているかどうかを確かめるため、重要物品台帳から任意に4件、物品出納・管理簿から任意に7件を抽出し、現品との照合を行った。

また、簿外の物品がないかどうかを確かめるため、現地で5件の物品を抽出し、重要物品台帳又は物品出納・管理簿と照合した。

現場視察の際に実査した重要物品及び普通物品の一覧は以下のとおりである。

## 【重要物品台帳(令和元年8月29日付)】

台帳番号	品名	購入年月日	購入価格(円)
H08-001490	コンクリートブロックマシン	H3.2.28	12,357,940
H08-001491	業務用洗濯機	H8.11.27	1,731,000
H12-007544	長胴太鼓	H13.3.31	1,067,000
H11-001493	三菱 高知41う5499	H11.9.28	810,000

## 【物品出納・管理簿(令和元年8月28日付)】

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H08-014730	テレビ	ビクター AV-33G2	寄宿舎	
H13-009878	ビデオカメラ	ソニー DVR-TRV 17K	視聴覚室	視聴覚室
H13-009649	コンピュータソフト	マイクロソフト バックオフィス 2000 サーバー アカテミック	事務室倉庫	事務室倉庫 校内LAN用
H10-014035	デスク型パソコン	COMPAQ DESKPRO EP6333C, マグニチュー XJ-700T	寄宿舎	
H13-006374	デスク型パソコン	サーバー機 DELL PowerEdge2500sc RAID付	事務室倉庫	事務室倉庫

備品管理番号	品名	規格	設置場所	備考
H08-016786	ピアノ	ヤマハ U3E	音楽室	
H08-016787	ピアノ	ヤマハ U3E	体育館	

## ウ) 不要物品の活用・処分の検討について(結果)

台帳からサンプル抽出して現物の確認を行った結果、以下の問題点が認識された。

- ・ 重要物品の長胴太鼓1,067千円の面が破れており、使用不能な状態で保管されていた(面の修理に300千円程度必要であるが、太鼓そのものは高価なものであり、他校で利用できるものであれば利用して頂きたいとのことである。)
- ・ 故障していると思われるデスクトップ型PC(備品NO:H10-014035)が棚の中に放置されていた。
- ・ 現在使用されておらず今後も利用見込みのないサーバー(備品NO:H13-006374)がサーバー室で保管されていた。
- ・ 現在使用されておらず今後も利用見込みのないコンピュータソフト(備品NO:H13-009649)が廃棄されることなく資産計上されていた。

使用していない資産をいつまでも保有していると、その資産の管理に手数を要するとともに保管場所も無駄になる等、事務の効率化の観点から問題である。また、整理整頓が徹底されていない環境は、整理整頓の重要性を生徒に教育するという観点からも問題である。

使用可能な状態にある不要物品は、校内及び高知県庁内の他の所管課等において転用できないかの調査を行い、他の有効活用の方法を模索することが必要である。そのうえで、他に転用見込みのない不要物品については売却または廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。

## ②情報機器の管理について

### ア) USBメモリの管理について（結果）

USBメモリの管理状況を確認したところ、以下の不適切な事例が見受けられた。

#### 【不適切な事例】

- ・USBメモリを家に帰って作業するために貸与している。
- ・USBメモリ管理台帳の必要項目がすべて記載されないまま貸与されている。
- ・USBメモリ管理台帳と現物との照合が適宜されていない。

県教育委員会が平成25年に通知している「個人情報等を含む公文書及び電子データの適正な管理について」によると、個人情報等を含む電子データの取扱いについて以下のとおり規定されている。

#### 【個人情報等を含む公文書及び電子データの適正な管理について】

- (1) 個人情報等を含むデータは、原則として、県立学校 LAN システム PKE ドメイン共有フォルダに保存することとし、パソコンの内臓ハードディスクや外部記憶媒体（USBメモリ等）には保存しないこと。
- (2) 真にやむを得ず外部記憶媒体を使用する場合は、校長の承認を得たうえで使用すること。なお、USBメモリは個人情報等の記録の有無にかかわらず、すべてにおいて、「ハードウェア自動暗号化機能」が付いた製品を公費にて購入し、使用に関しては、これらの機能を有効に活用すること。また、使用を承認されたUSBメモリについては、校長は「USBメモリ管理台帳」を作成し、台帳と現物を毎月照合すること。

上記のとおり、USBメモリ管理台帳に必要項目を記載するとともに、台帳と現物を毎月照合する必要がある。また、USBメモリを使用する場合は真にやむを得ない場合に限っており、自宅で作業する際に使用することは真にやむを得ない場合とは言えないため、運用方法について見直す必要がある。

## ③労務管理について

### ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）

平成30年11月の全教員の在校時間管理システムの入力状況を確認したところ、出退勤の時間が入力されていない、主な業務が適切に選択されていないなど、不十分な対応状況が以下のとおり見受けられた。

（単位：回）

学校名	出勤時刻 なし	退勤時刻 なし	主な業務内容選択 なし(注)
日高特別支援学校	1	15	1

（注）終業時刻後の在校時間が30分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数

在校時間管理システムは平成30年9月1日からテスト運用期間を約1ヶ月程度設けているため、入力の不備等についてはテスト期間中に改善しておく必要があったが、これが十分になされていなかった。

在校時間管理システムは、教職員の働き方改革の一環として教職員の在校時間を管理職員が正確に把握し、適切な対策を講じることで教職員の業務負担の軽減につなげるとともに、教職員のセルフマネジメントや健康管理のための面接指導などにも活用することを目的として導入されているにもかかわらず、教員が正確に在校時間等を入力していないため、システム導入の目的が十分に果たされていない。

今後、教職員への入力の徹底を指導するとともに、入力が不適切な教職員に対しては管理職員が適宜適切に指導する必要がある。

## 第6. 総括意見

「第5. 包括外部監査の結果及び意見」で述べた監査の結果及び意見より認識される事項及び特に強調すべき事項を総括意見として以下に取りまとめた。

### 1. 基本理念を重視した事務の執行について

129頁に記載のとおり、平成30年11月における在校時間管理システムへの入力に関して入力すべき項目について入力のなかった延べ回数は以下のとおりであり、多額の資金と労力をかけて導入された在校時間管理システムの運用状況は、不十分なものと言わざるを得ない。

(単位：回)

学校名	出勤時刻 なし	退勤時刻 なし	主な業務内容選択 なし(注)
高知農業高等学校	10	48	140
岡豊高等学校	12	87	168
高知南高等学校・中学校	0	270	152
高知海洋高等学校	1	40	5
須崎総合高等学校	4	115	114
日高特別支援学校	1	15	1
合計	28	575	580

(注) 終業時刻後の在校時間が30分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数

県教育委員会の担当課や各学校の校長・教頭等にヒアリングで確認した結果、当該システムの導入にあたっては、事前の説明を何度も行い、学校現場の理解を得ようと努力されている。一方で、各学校に伺って複数の教職員にヒアリングを行った際に、教育に関する熱い思いを聞かせて頂いた。学校の生徒は皆、我々監査人とすれ違う時には明るく元気に挨拶をしてくれたことから、熱心に教育されていることが容易に推察された。ほとんどの教職員は真摯に業務に取り組んでいると思われる。

にもかかわらず、上記の状況が発生しているのはなぜであろうか。県教育委員会と学校現場の間に考え方の相違があるのではないかと。県教育委員会には、学校現場で問題が発生しないよう、様々な形で学校現場を管理していく義務と責任がある。一方で、学校現場の教職員は、時間外勤務手当が支給されない状況で長年働いてきた結果、働き方そのものについては教職員の裁量に委ねられる、という意識が強くなっているのかもしれない。また、学校現場では、管理職になることよりも、生徒と直接向き合い、関わる時間を多く持ちたいと考える教員がいると聞く。県教育委員会からの要請のう

ち生徒の教育に直接関係しない業務と考えて、優先順位を下げることもあると考えられる。

このような考え方の相違を解消するためには、基本理念を常に意識し、問題の本質を理解しあうことが必要と考える。ここで、基本理念(目指すべき人間像)を再掲すると以下のとおりである。

- (1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち  
(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

今回の監査でヒアリングをさせて頂いた県教育委員会や学校現場の教職員の方々は皆真面目であり、教育に真摯に取り組んでいこうという意識が感じられた。上記の基本理念を胸に仕事をされていると感じ取れた。にもかかわらず、立場が変わることで行動が統一されないのであれば、それぞれの施策・取組が基本理念に沿ったものであるか徹底的に議論することが必要であるとする。また、このような議論を行うことで、基本理念を強く意識することができるとともに、施策の内容についても見直しながざ意識の統一が図られると考える。上記の在校時間管理システムへの入力について考えると、学校現場における教職員において、当該取組が基本理念に沿ったものであるという認識が低いのではないかとと思われる。しかし、人手不足の状況がますます深刻になっている中で、今後教職員の大量退職が見込まれる状況を勘案すると、教職員の働く環境を改善していくことは必須である。基本理念を実現していくためには、将来の教職員の働く環境を現在の教職員が整備していくことが必要である。そのためには、まず勤務の状況を正しく把握することが必要である。このような議論により、勤務状況を正しく把握するということは基本理念の実現に必要なものであるということ共有していく必要がある。

また、教職員が対応すべき事項や作成すべき書類が増加傾向にあり、基本理念を常に意識する余裕がないことも考えられることから、教職員が対応すべき事項や作成すべき書類の削減を検討することが必要である。例えば、基本計画の体系そのものにボリュームがあり、点検・評価に膨大な時間を要しているが、これにより教職員の生徒に向き合う時間が削減されているのであれば本末転倒である。限られた時間を有効に活用して基本理念の実現を図っていくためには、何をを行い何を諦めるかということも議論していくことが必要である。

教育に携わるすべての人々の基本的な行動規範は基本理念であるべきであり、常に当該視点を意識した事務の執行が望まれる。また、基本理念を常に意識した事務の執行が可能となるよう、時間的・精神的な余裕を持つことが必要であり、当該観点による業務の見直しも重要である。基本理念を柱にすることで、教育を志した人々の思いを一つにし、県の学校教育がより基本理念に沿った形になるよう、関係者が一致協力していくことが強く望まれる。

## 2. 基本目標の評価について

基本計画の体系は以下のとおりになっており、取組の方向性・施策の基本方向・対策・取組は、全体として基本理念や基本目標を達成するという体系になっているが、基本目標と施策の基本方向、その対策及び取組との直接的な関係性が明瞭となっていない。

基本理念
○ 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
○ 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材
基本目標
1 小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
2 高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
3 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする
4 生徒指導上の諸課題(不登校、暴力行為、中途退学)の状況を全国平均まで改善する
5 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る
6 小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

取組の方向性 (5つ)
施策の基本方向 (7つ)
それぞれの施策に2～16の対策・・・それぞれの対策に1～複数のKPI
それぞれの対策に1～複数の取組・・・それぞれの取組に1～複数のKPI

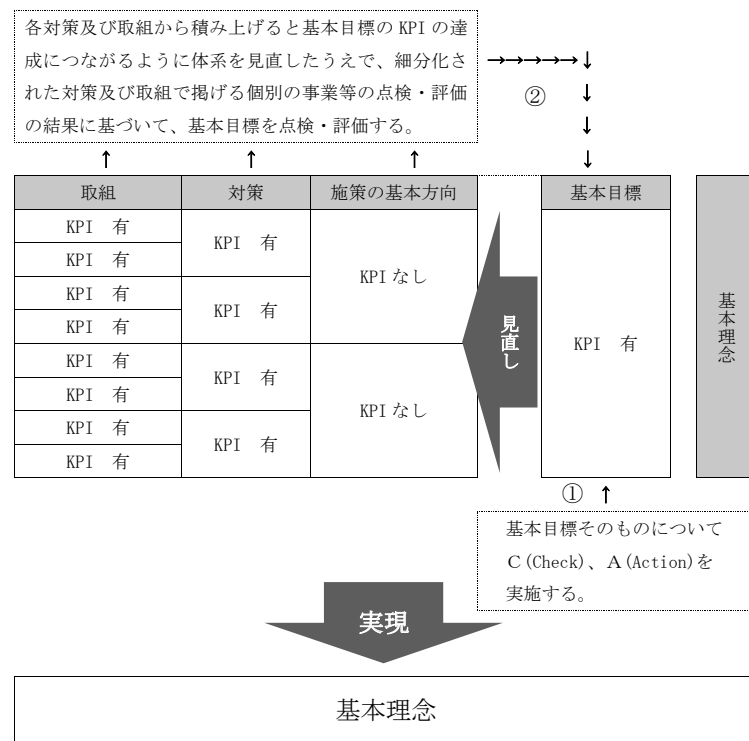
基本目標については、各種指標 (KPI) の動向等を確認してその内容について検討されているものの、基本目標の達成状況についての詳細な分析と改善策が明示されていない (98 頁から 106 頁参照)。すなわち、基本目標について、PDCA の C (Check) 及び A (Action) が明確化されていない。また、上記のとおり、基本目標と施策の基本方向、その対策及び取組との直接的な関係性が明瞭でないことから、対策及び取組の点検・評価の内容から基本目標に関する今後の取組＝A (Action) を明確に認識できる状況でもない。

大綱及び基本計画を達成していくために、每期 PDCA サイクルによる進捗管理を徹底するとされていることから、基本目標に関する今後の取組＝A (Action) を明確にするとともに、それに基づいて具体的な対策や取組の見直しが行われる必要がある。これにより、より基本理念に沿った形での事務の執行が可能になると考える。

なお、基本目標の KPI の点検・評価結果を明示する方法として、以下の 2 つが考え

られる。一つ目として、基本目標の KPI が未達となった場合に、その要因を詳細に分析したうえで具体的な改善策を明示する方法である。二つ目として、各基本目標をブレークダウンする形で各対策及び取組につながるように体系を見直したうえで、細分化された対策及び取組で掲げる個別の事業等の点検・評価の結果に基づいて、基本目標の点検・評価を明示する方法である。

上記のように基本目標の KPI の点検・評価結果を明示することにより、基本目標を達成していくために必要な今後の取組＝A (Action) がより明確になり、その内容に基づいて施策の基本方向、その対策及び取組の内容を見直すといった点検・評価サイクルが確立され、基本計画全体について PDCA サイクルによる進捗管理が一層徹底されることになる。





### 3. 働き方改革及び業務の効率化について

#### (1) 働き方改革の重要性

国は、一億総活躍社会の実現に向けて働き方改革を推進している。しかし教員については、給特法において、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額として給料月額4%を支給するとされていることから、時間外勤務は自己の裁量により行うという文化が形成されていると考えられ、学校現場における働き方改革は非常に難しいものと想定される。

一方で、以下の状況を勘案すると、教職員の仕事量は増加する一方で、人手不足の環境のもと人材の確保が難しくなっていることから、教職員の働き方改革の推進は非常に重要なものといえる。

- ・ 近年、部活動の重要性の高まり・学力テストへの対応・教育基本計画の策定とその評価・理不尽な要求を行う保護者の増加等の社会環境の変化を受けて、教職員の仕事量は増加傾向にある。
- ・ 令和元年6月から11月における高知県の有効求人倍率は、1.27倍から1.33倍で推移しており、現在の出生率の低迷や児童・子供数から判断すると、当面の間高知県の生産年齢人口は減少すると見込まれており、人手不足の状況はますます厳しくなると見込まれる。
- ・ 県内の公立学校の教職員のうち、50歳以上の占める割合は約50%で、40歳未満は約25%という偏った年齢構成になっており、小・中学校は、平成29年度から令和6年度まで毎年200人以上が退職し、高等学校・特別支援学校においては、令和3年度から令和7年度まで毎年100人前後が退職する見込みとなっている。

#### (2) 働き方に関する教職員の意識改革等について

長時間勤務者数の削減について、基本計画の重要施策として、令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことが目標として掲げられている。

一方で、長時間勤務者を把握するとともに時間外勤務削減に向けた改善策を検討するために、4ヶ月ごとに、「長時間勤務者の状況及び面接実施報告」を学校ごとに取りまとめて、県教育委員会に提出している。平成31年4月から令和元年7月までの4ヶ月間を対象として提出された当該報告書を集計した結果、延べ547名の教職員が1ヶ月に80時間を超えて時間外勤務を行っている。令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことが重要目標として掲げられているが、その8ヶ月前でこのような状況にあり、目標達成が困難と思われる状況である。

時間外勤務の主な発生要因として、部活動業務が挙げられるとのことである。実際に、平成30年11月の勤務状況を確認した限りにおいても休日の大部分が部活動業務となっている教員が多く見受けられた。また、部活動業務が多い教員について、指導員を採用しても任せきりにできず、部活動業務を実施している教員も多いとのことである。したがって、部活動業務が多い教員については部活動も含めた時間外勤務時間の削減を行う必要があることを明確に認識して頂くとともに、指導員に任せる等意識を変えて頂くことが必要である。

次に、当該実施報告において、時間外勤務の要因の確認と改善策の検討がされているが、その記載内容について具体的な記載はほとんどなく、真剣な検討が行われているとは見受けられない。令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことを重要目標として掲げていることから、その達成は必須である。そのためにも、時間外勤務を削減するために必要な対策は何か、各教職員が真剣な検討をしていくことが必要である。

### （3）業務の効率化について

「（1）働き方改革の重要性」とおり、教職員の業務量は増加している一方で働き方改革の重要性はますます高くなってきている。今後、「（2）働き方に関する教職員の意識改革等について」とおり、教職員の意識改革等が必要な状況ではあるが、これらの対応のみでは働き方改革の推進は困難であり、業務の効率化そのものを図っていく必要がある。

業務の効率化のためには、以下の対応が必要と考える。

#### 1）教職員の業務そのものの見直し

教職員の業務の効率化を図るにあたって、まず、教員の業務内容の把握を行うことにより、教員が本来担うべき業務とそれ以外の業務を正確に把握したうえで、整理することが必要である。その際、同じ業務であってもどのような方法によっているか把握する必要がある。

そのうえで、不必要な業務はないか検討する必要がある。当該検討にあたっては、環境の変化により不必要な業務が生じていないか留意する必要がある。次に、複数の教職員がバラバラに行っている業務をまとめることで業務の効率化を図ることはできないか検討する必要がある。当該検討にあたっては他校の取組状況も確認しながら、知恵を出し合うことが望まれる。さらに、教職員ごとに業務内容を比較し、目的が同じでもそのやり方が異なる結果、非効率な方法になっていないか、もしくは不必要な作業が含まれていないか検証し、改善の余地のある教職員に対しては、他の教職員の効率的な方法を伝え改善していくことが望まれる。

#### 2）業務そのものを他者へ任せることについて

「1）教職員の業務そのものの見直し」とおり、業務そのものの見直しを行ってもなお教職員の業務が多く、削減が必要な場合、業務そのものを外部の専門家に委託するか専門の職員を雇用することが考えられる。

まず、ホーム会費、各教科に関する会費及び生徒会費等の私費会計の管理について、専門の職員を雇用するか外部に管理を委託することが考えられる。なお、当該対応を行う際には、財務（金銭）の管理担当者と記帳担当者とを分けることに留意する必要がある。次に、一定期間未収が継続する債権について、定期的に支払いの督促を行うことは、教職員の業務時間を消費することになるとともに、精神的にも負担が大きくなるケースが多い。教職員の業務時間を確保し精神的負担を軽減することで、教職員が本来の業務に集中することができるよう、一定期間経過した未収債権については専任者が担当する等、教職員の負担軽減を図ることが考えられる。さらに、部活動や校

外での演習（高知農業高等学校等）について時間外の業務が発生していることから、担当教員の増加や外部の専任講師等による対応を促進し、任せることが望まれる。この点について、部活動についてはすでに指導員を活用しているものの、制度化されて間もないこともあり、人数が十分なものではなく、また完全に任せていないこともあり教員の負担軽減は十分なものとはなっていない。

#### 3）部活動の大会等での県内外出張について

部活動の大会等での県内外出張（以下、「大会引率」という。）について、部活動の活発な高等学校は年間における件数が多くなっている。教員が研修で県内外に出張する場合には、県が委託している旅費事務センターが飛行機のチケットやホテルの手配を行っており、これらの手配に関して教員の事務負担はないが、大会引率で県内外に生徒を引率する場合、生徒の分も含めて教員がチケット等の手配を行っている。これらのケースにおいては、ホテルから大会会場や練習場から大会会場への移動の手段・経路についても検討して請求する必要がある。これらの調査・請求の手間が膨大なものとなっており、教職員の勤務時間の増加につながっている。

超過勤務が恒常的になっている教職員の勤務実態を勘案すると、負担の大きい業務で外部に委託できるものがあれば委託することも含めて、大会引率に関する業務手順等の見直しを検討していくことが必要であると考えられる。

#### 4）預金口座の繰り越しについて

現在多くの学校において、私費会計に関する通帳について、毎年解約と新規作成を行うという、非常に手間のかかる業務が実施されており、教職員の大きな負担になっている。今後は、教職員の負担を軽減するため、毎年預金口座の解約、開設を繰り返す従来の方法ではなく、預金口座を解約せず次年度以降も引き続き利用できるよう検討することが望まれる。

例えば、教員名義（「〇〇学校××（教員名）」等）で口座を開設し、教員が学校に在籍する間は当該口座を利用し続ける方法が考えられる。この場合、教員の受け持つホームが替わっても、教員名義でホーム費を回収することになる。また、銀行届出印を個人の印鑑とするのではなく専用の印鑑を設けたうえで、口座名義のみを変更する方法が考えられる。一般的な事業会社においても、銀行口座は個人名を要求されることから社長名義にしているものの、社長が交代したときは口座名義を変更するのみで、わざわざ銀行口座の解約・新規開設などは行っていない。

#### 4. 大局的な視点に基づく施設の維持・管理について

##### (1) 南海トラフ地震への対応について

「後期実施計画」において南海トラフ地震への対応が計画されている高校のうち、高知海洋高等学校の現在の校地は、最大クラスの津波による想定浸水深が8m、30cmの津波到達時間が25分とされているが、学科の特性から教育活動を実践するためには海沿いに校舎を構える必要があるとしている。しかし、一部の学校施設等の適地への移転の可能性を否定しているものではなく、今後も継続して将来の学校の在り方を検討していくこととされている。また、宿毛高等学校についても、現在の校地は、最大クラスの津波による想定浸水深が7m、30cmの津波到達時間が35分とされていることから、一部の学校施設等の適地への移転の可能性も否定することなく、今後も継続して将来の学校の在り方を検討していくこととされている。

両校とも、防災教育は年間3時間以上、避難訓練は年間3回以上を実施しており、学校単位の学校再開計画<sup>1</sup>の策定や避難場所の確保、避難路の安全確保等も行われているが、学校としての安全対策をさらに進めるため、複数の防災の専門家による現地検証やその検証を元にした避難場所の確保、避難場所へ向かう避難路の安全確保など、不断の見直しを行うこととされている。なお、専門家による現地検証は、令和元年度から実施することとされており、その結果も踏まえ、学校関係者、地元自治体及び地域の方々と適地への移転も含めた様々な可能性について協議する会を開催し、必要となる対応や移転する場合の範囲（海洋高等学校：実習場所、学科・コースの一部移転等、宿毛高等学校：グラウンドや体育館を除く校舎の移転等）、移転の方法、移転場所の候補地について協議するとしている。

政府の地震調査研究推進本部が公表している南海トラフ地震におけるマグニチュード8から9の巨大地震の発生確率は、「今後30年以内に70%から80%」とされており、その対応は喫緊の課題と考えられることから、早期に専門家の現地検証を実施したうえで協議する会を開催し、学校関係者、地元自治体、地域の方々の協力を得ながら、具体的な対応を決め、実行していくことが望まれる。

<sup>1</sup> 南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、学校の業務継続、早期再開を果たすための方針、体制、手順等をあらかじめ定めた計画

##### (2) 長寿命化改修工事の早期実施について

監査時点における長寿命化改修の進捗状況は以下のとおりであり、令和元年度（2019年度）から年間36.1億円の長寿命化改修を実施するとされていた計画に遅れが生じている。

平成30年度（2018年度）	4棟の調査
令和元年度（2019年度）	2棟の実施設計 長寿命化改修実績なし
令和2年度（2020年度）	10棟の調査、10棟の実施設計、5棟の工事の予算要求

122頁に記載のとおり、本来なら早期に長寿命化改修を実施すべき築40年を超過した施設は平成29年度時点で109棟あるが、コスト平準化の観点より令和元年度より10年間でこれらの長寿命化改修を実施するとされていることから、計画とおりの実施が強く望まれる。しかし、長寿命化改修を実施した経験がないことから、施工方法等の検討に時間を要している状況にあるとともに、令和2年度においても長寿命化改修の予算を十分に確保できないことが見込まれている。令和3年度からの8年間でこれらの施設について長寿命化改修を実施すると、今後学校の再編統合により減少する可能性はあるものの、年間13棟から14棟もの施設の長寿命化改修が必要となり、計画の実行性は極めて低いものと考えられる。遅れが生じている長寿命化改修を当初の計画に近づけて実施するためには、令和2年度において長寿命化改修に着手することが必要である。それにより、授業で教室を使用しながら長寿命化改修を実施するための問題点を具体的に洗い出すことができ、計画の遅れを取り戻すことにつながると考える。

### （3）適正な学校規模の維持について

前期実施計画期間中、1学年20名以上という適正な学校規模としての基本的な考え方（以下、この項において「基本的な水準」という。）に満たない年度があった学校は以下のとおりである。そして、当該状況を受けた後期実施計画において、窪川高等学校及び四万十高等学校は、令和3年度及び令和4年度において、入学者が2年連続して20人に満たない状況になった場合は両校の統合を行うとされている。また、生徒数の少ない分校や定時制高等学校について、後期実施計画期間中は基本的に継続としている。

基本的な水準は、高等学校における生徒の発達段階を考慮した教育の質を維持していくために最低限必要な水準として設定されたものである。学校を存続させることは中山間地域の発展に寄与する面もあるが、中山間地域の発展は他の施策により達成することも可能であることから、高等学校としての教育の質を維持するという趣旨を勘案すると、ICTを活用した遠隔教育に取り組むなど教育環境の向上に努めているものの、長期にわたって基本的な水準を下回っている状態は必ずしも望ましいものではない。令和6年度以降の次期計画においては、各県立学校の入学者数推移を前提としたうえで、将来的に最低規模の生徒数が確保できるかを改めて検討し、高等学校としての教育の質を維持するという観点をより重視することが望ましいと考える。

【県立高等学校の入学者数及び学校全体生徒数（抜粋）】 (単位：人)

学校名		H28年度	H29年度	H30年度
全日制 入学者数	嶺北高等学校	23	31	17
	四万十高等学校	20	13	18
	高知追手前高等学校 吾北分校	23	19	6
	中村高等学校 西土佐分校	11	9	11
定時制 学校全体生徒数	室戸高等学校	11	17	17
	中芸高等学校	17	17	17
	須崎高等学校	23	17	21
	佐川高等学校	21	22	19
	大方高等学校	26	21	14
	清水高等学校	21	21	15

### 5. 終わりに

今回の監査において、県教育委員会の方々、監査対象校及び高知小津高等学校の教職員の方々、行政管理課の方々に誠実に対応して頂いた。深く感謝申し上げます。

以 上